

124
31
113

萬葉集古義

卷六

萬葉集古義六卷之上

土佐國 藤原雅澄撰

雜歌

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

瀧上之御舟乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾萬代如是二三知三三芳野之蜻蛉乃宮者神柄香貴將有國柄鹿見欲將有山川乎清清(大宮)等諾之神代從定家良思母

幸于芳野は續紀元正天皇養老七年夏五月癸酉行幸芳野宮丁丑車駕還宮と見えたり
瀧上之御舟乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾萬代如是二三知三三芳野之蜻蛉乃宮者神柄香貴將有國柄鹿見欲將有山川乎清清(大宮)等諾之神代從定家良思母
御舟乃山は三卷九卷にも瀧上乃三船乃山とよめり又三卷十四丁に三吉野之御船乃山爾云々と見えたり既く云り十卷歌にも見ゆ○水枝はみづみづとうるはしき稚枝を云り水は美豆山水穂水葦水垣又古事記に美豆能小佩書紀に瑞殿などある美豆に同じ○四時爾生有は四時は繁なり三卷二十九丁に三諸乃神名備山爾五百枝刺繁生有都賀乃樹乃彌繼嗣爾云々四卷十六丁に打麻四時二生有莫告我云々などあり○刀我乃樹能は枕詞なりさて集中皆都賀乃樹とのみあれば刀は都字の扁の失たるが刀とされるにやと云説あり

誠にさることなり。ツガノキノとあるべし。さて此までは繼嗣をいはむ料の序に、まのあたり目に賜たる物もて云るなり。〇如是二、二知三は二、二は例の其一、すぢなることを、重く思はする助辭なり。二二と書るは、集中に、シ。と云に十六、ク。と云に八十一と書ると同じ例なり。萬代まで、如是知しめさむと云意なり。〇神柄香は、柄は故と云に同じ、神故にかと云意なり。次の國柄鹿もこれに同じ、さて神とは、即山をさしていへるなるべし。略解に此山を敷坐神と云、と云るはあらじ。〇見欲將有有、字拾穂本に見と作るは誤なり。は、見まほしくあるらむの意なり。ミガホシカラムといふは、古言なり。〇山川乎は、山と川とを云なり。〇清は、淳清の誤寫などにやあらむ。さらばアツミサヤケミと訓べし。淳は山の高淳きを謂り、十八賀陸奥、國出金詔書歌に、之伎麻世流四方國爾波山河乎比呂美安都美等云々とあり。これも安都美は、山へ係て云るにて、今と同じ、略解に、清水、濱臣が説をわけて、清清は、清清の誤なるべし。字鏡に、晴晴、深冥也、保良、又谷と有、慧林一切經音義に、晴晴、深冥高峻也と有、さらばフカミサヤケミとも、又高峻の意もて、タカミサヤケミともよむべしと云れど、さる目なれざる字を用ひしとはおもはれず。さて此間に一句落たるなるべし。七言三句にて結めたるは、長歌に例多かれど、いかさまにも、此間は言足はねば、脱たるならむ。試に云ば、大宮等とか、常宮等とかありて、常宮は外津宮なり。此下に見ゆ、諸之云々と連きたるが、落たるにやあらむ。〇諸之神代從は、諸は、げにもことわりなりと云意の辭なり。之は、例のその一、すぢをおもく思はする助辭なり。契沖、げにも神代より、此所に離宮を定たまひけるは、ことわりなりと

云なり。神代は、まことの神代にはあらず。離宮は、いづれの御世にはじめられけむ、いまだかむかへずといへども、神武天皇をはじめて、おほくのみかど、此山にのぼらせ給ひければ、そのはじめて、宮つくりせさせたまひたる時をさして云り、といへり。此下三十二丁、赤人歌に、自神代、芳野宮、爾蟻通、高所知者、山河乎、吉三とあるを、思合べし。

反歌 毎年。如是裳見而牡鹿。三吉野乃。清河内之。多藝津白波。

毎年、トシノハニと訓こと既云り。元曆本類聚抄には、トシコトニと訓を付たれど、わろし。拾穂本左註に、毎年謂之等之乃波とあり。十九家持、脚、自注にも、かく見えたり。〇如是裳見而牡鹿、而、字、舊本にはなし。類聚抄に從つ、は、如是にも見たき哉と願ふなり。シカのカの言、清て唱ふべし。略解に、カを濁るべし。鹿の字を書たれど、かゝる所に、清濁にかゝはらず。字を借たる例多し。と云るはいみじきひがことなり。此下二十四丁にも、去而見牡鹿とあり。猶五、卷十丁に、伊麻勿愛豆之可、十一、三十丁に、天飛雲爾在而然、十八、三十七丁に、伊麻婆衣天之可、廿、卷四十二丁に、安我流比婆理爾奈里豆之可、なほ見え、なほ多かれど、可は皆清音、字をのみ用ひたり。〇歌意は、吉野河の、清く行廻れる地の、激り落る白浪の、得も云しらすおもしろきけしきを、年ごとに、かくの如くにも見たき哉となり。

山高三。白木綿花。落多藝。追瀧之河内者。雖見不飽香聞。

白木綿花、花、下、古寫一本に乃、字あるはわろし。シラユフハナニと訓べし。木綿もて製れる花

の如くに、沸り落るよしなり、九卷十七丁式部大倭芳野作歌に、山高見白木綿花爾落多葛津夏身之河門雖見不飽香門とあり○歌意は、吉野山が高さに、木綿もて裂れる花の如くに、白く沸り落る瀧川のけしきは、見れど見あかず、面白く思はる、哉となり

〔或本、反歌曰〕

此、五字、拾穂本には一云と作り、

〔神柄加見欲賀藍三吉野乃瀧河内者雖見不飽鴨〕

瀧河内者瀧の下、類聚抄には、乃字、拾穂本には之字あり、其に依ば、タギノカフチハと訓べし

○歌意は、吉野の沸り落る瀧川のけしきは、見れど見あかず、面白く思はる、哉、これは山の

勝れてよろしき故に、かくまで見まはしくあるらむかとなり

〔三吉野之秋津乃川之萬世爾斷事無又還將見〕

吉字、類聚抄古寫本拾穂本等には、芳と作り○秋津乃川は、則蜻蛉野を流れたる河なり、靈異記に、大和國吉野郡桃花里云々、同處有河名曰秋河とあるは、もして秋津河にはあらざるか

○歌意は、蜻蛉川の流の絶る事なきが如く、此、後も絶す、このおもしろき勝地のけしきを、いく

たびも、いくたびも、かへり見むとなり、此、下二十九丁に、石走多藝千流留泊瀧河、絶事無亦毛

來而將見とあるに似たる歌なり、又一、卷十九丁に、雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復

還見牟、七卷六丁に、卷向之病足之川由往水之、絶事無又反將見などあるは、末、句全同じ、又十

七四十丁に、可多加比能可波能瀨伎欲久由久美豆能、多由流許登奈久安里我欲比見牟、十八

〔二十三丁〕に、物能乃布能夜蘇氏人毛與之努河波多由流許等奈久都可倍追通見牟などあるも大概似たり

〔泊瀧女造木綿花三吉野瀧乃水沫開來受屋〕

泊瀧女云々と云るは、木綿花は、古、專、泊瀧をとめの製、出せる故に、かく云るならむ、白浪のた

ぎり落る水泡の、木綿花の如くに見ゆるを云り、さてかの大瀧とて、大石の間を斜に落るが、

實に木綿を散したるごとくに見ゆるとと○開字、拾穂抄に、異本には開と作るよし云り、誤

なり○歌意は、泊瀧をとめが製り出せる、白木綿花の、吉野の大瀧の石間に、開出たるにあら

ずやはとなり

車持朝臣千年作歌一首并短歌

千年千、字、舊本に千と作るは誤なり、今は元暦本類聚抄古寫小本拾穂本等に從つ、傳未詳な

味凍綾丹乏敷鳴神乃音耳聞師三芳野之眞木立山湯見降者川
之瀨每開來者朝霧立夕去者川津鳴奈利紐不解客爾之有者吾
耳爲而清川原乎見良久之惜蒙

味凍は、枕詞なり、ウマコリと四言に訓べし、既に二、卷に出、○綾丹乏敷は、あやしきまで、に賞らしくおもふよしなり、吉野の勝地を賞ていへるなり、鳴神と云には、繫らす○鳴神乃は、枕詞なり、七、卷五丁に、動神之音耳聞、卷向之、檜原山乎今日見鶴鳴とよめり、和名抄に、兼名苑云

雷公一名雷師和名伊加豆知一云奈流加美と見えて神にしていみしく鳴ばいへる稱なり、伊加都知と云言の意は三卷に云り契沖がいかりて槌をもて物をうつやうなれば、暎、槌といふ心にて、いかつちとは名付たりときこゆと云るは、あらぬことなり○見降者は遊仙窟に直下則有碧潭千仞とあり○開來者は夜の明ればと云なり○夕去者は夕になればといふ意なり○川津鳴奈利利字舊本に辨と作元曆本には拜と作り皆誤なり今は古葉畧要集類聚抄等に從つ又舊本辨下に詳字あるは衍なり類聚抄活字本官本拾穂本等になきそよき十卷に詠蝦神名火之云々河津鳴成とあるに同じ○紐不解は旅なれば夜の紐だに解放すしてあるを云り九卷檢稅使大伴卿登筑波山時歌に歌登紐之緒解而家如解而會遊とあるを思合べし○客爾之有者はかたがたに出たる詞なり爾之はさだかにしかりとする意の時に云辭なり○見良久之惜蒙借字舊本に情と作るは誤なり今は元曆本類聚抄古寫本古寫一本官本拾穂本等に依つ良久は留の延りたる言之は例の其一すぢをおもく思はする助辭蒙は歎息辭なり家人に見せず吾ばかりして見る事のさても惜やとなり

反歌一首

瀧上乃三船之山者雖畏思忘時毛日毛無

一首二字古寫小本には无
雖畏本居氏カシコケドにては聞え難し畏は見の誤にてミツレドモなるべしさて下句は故郷人を忘れぬなり長歌の末の詞又次なる反歌にて知べしと云り○歌意は吉野の瀧の

上の三船山のおもしろきけしきを見てあれば何事も忘るべきことわりなるに深く慕ひ思ふ家人の事をば須臾も忘るゝ時も日も無となり

〔或本反歌目〕

此五字類聚抄拾穂本等にはなし

〔千鳥鳴三吉野川之川音成止時梨二所思公〕

三吉野川とよめるは七卷七丁にも馬並而三芳野河乎欲見とあり○川音成川字舊本に无は脱たるなりそれに付てオトシナミとよめるはよしなし又古葉畧要集類聚抄等にも川字は無て成を茂と作元曆本にもシゲミと訓たれど非なり今は活字本に從つはカハトナスと訓べし川音の止時無が如くに常に家人のおもほゆるよしなり○公字拾穂本には君と作り○歌意はおもしろき勝地のけしきを本郷人に見せたくて中々になぐさまで吉野の川音の止時無が如くに常に君が戀しく思はれて須臾も得忘れずとなり

〔茜刺日不並二吾戀吉野之河乃霧丹立乍〕

茜刺は枕詞なり○日不並二日下類聚抄に毛字ありてヒヲモヘナクニと訓るはわるしはヒナヲベナクニと訓べし日を重ねぬことなるにといはむが如し八卷十五丁に足比奇乃山櫻花日並而如是開有者甚戀目夜裳とあり○吾戀はアガコヒハと訓を宜しき契沖はやくしか訓り但し吾をワガとせるは例にたがへりアガなり○霧丹立乍字類聚抄には管と作りは本郷を戀しく思ひて嘆く息の霧に立を云り○歌意はいまだ日をも重ねぬこと

なるに、吾本郷を戀しく思ふ嘆の息は、吉野河の霧になりて立つ、いとも苦しく思はるゝよどなり

〔右年月不審。但以歌類載於此次焉。或本云、養老七年五月。幸于芳野離宮之時。作〕
神龜元年甲子冬十月五日。幸于紀伊國時。山部宿禰赤人作歌一首并短歌

幸于紀伊國は、續紀に、聖武天皇神龜元年冬十月丁亥朔辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳、行至紀伊國那賀郡玉垣、勾、頓宮、甲午、至海部郡玉津島、頓宮、留十有餘日、戊戌、造離宮、於岡、東、是日從駕百寮六位已下、至于使部、賜祿各有差、壬寅、云々、又詔曰、登山望海、此間最好、不勞遠行、足以遊覽、故改弱濱、名為明光浦、宜置守戶、勿令荒穢、春秋二時差遣官人、奠祭玉津島之神、明光浦之靈、忍海、手人大海等兄弟六人、除手人名、從外祖父外、從五位上津守、連通、姓、姓、舊本姬に誤れり、今は類聚國史に從つ、云々と見えたり

安見知之。和期大王之常宮等。仕奉流左比鹿野由背上爾所見。奧島清波激爾。風吹者白浪左和伎潮干者。玉藻荇管神代從。然會尊吉。玉津島夜麻。

常宮は、本居氏、トツミヤと訓べし、常は借字にて、外津宮の意なりと云り。○左比鹿野は、紀伊國海士郡に、雜賀庄とて、廣き地ある其野なり、七卷(十七丁)に、木國之狹日鹿乃浦爾出見者云々とあり、若浦の西方に、雜賀埼と云所あり、そのわたり狹日鹿浦なるべしと云り。○背上は、

集中に多き詞なり、他所には背向と書り、既く云り。○清波激は、十三(二十二丁)に、紀伊國之云々、清激爾云々、和名抄に、韓詩、註云、一溢一否曰濇、和名奈木左、古事記に、天津日高日子波限建、賴葺草葺不合命、書紀には、波限を波激と書り。○然會尊吉とは、然會は、如是をといはひが如し、尊吉は、賞たさすと云むが如し。○玉津島夜麻は、日本後紀三代實錄等に、玉出島と書り、此に依て津を濁るべし、うつは物語歌に、年をへて浪のよるて玉のをに、ぬさといめなむ玉いづる島とよめり、さて此島を愛賞て作る歌、七卷(二十丁)に三首、九卷(三十二丁)に一首見えたり、古今集上に、わたの原よせくる浪のしは、見まくのほしき玉津島かも、後紀(古本)十二に、延曆廿三年冬十月壬子、幸紀伊國、玉出島、癸丑、上御船、遊覽、賀樂內親王、及參議從三位紀朝臣勝長國造紀直豐成等奉獻詔曰、天皇詔旨良万止、勅命乎、紀伊國司郡司公民陪從司々人等、諸聞食止宣、此月波、閑時爾之豆、國風御覽、須時止奈毛、常母聞所行須、今御坐所乎、御覽爾、磯島毛、奇麗久、海激毛、清晏爾之豆、御意母於多比爾御座云々と見えたり、契沖、玉津島を衣通姫といふは、推量るに、聖武天皇明光浦と名をあらためさせ給ひ、通姫なといふことあるにより、好事のもの、いひ出せることなるべし、姫は姓、字を誤れるなるべしと代匠記にしるせり、上に引る續紀の文考、合べし

反歌
奧島荒磯之玉藻。潮干滿。伊隱去者。所念武香聞。

奥の下、類聚抄に津字あり。○潮干滿は、契沖が、シホヒミチと訓て、今潮干なるが、後に滿むこ

若浦爾盪滿來者。滿乎無美。葦邊乎指天。多頭鳴渡。

とを云意に心得たるはあたらす。按に干は天か手かの字なりけむが、晝の失たるより、遂に誤て干と書るなるべし。さてもとは潮満天とありしを、字を誤れるよりして、又さかしらに湖干とのみ心得て、舊本の如くなせるなるべし。○伊隱去者伊字、元曆本に位と作るは誤なり。伊はそへことばなり、隠れなばと云を伸て、かくろひなばと云るなり、伊隱と云るは、一卷十三丁に、山際伊隱萬代とあり。○歌意は、磯に生る玉藻の、打なびくけしきの、あかず面白きが、潮の満来て隠れ行なば、惜くて戀しく思はれむか、さても面白のけしきやとなり。

若浦は七、卷二十丁にも、十二(三十七丁)にもよめり、又十一(三十六丁)には、眞若之浦ともよめり。此上にも續紀を引たる如し。しかるに弱浦を改て、明光浦とせられしは、ただ一時のことにて、停にしにや、後までも若之浦とのみ云ゆり。○滿乎無美は、于瀉が無故にと云なり。○葦字、舊本葦と作るは誤なり、今は古寫本古寫一本官本拾穂本等に從つ。○歌意は、若の浦へ潮がみちて來れば、干瀉が無故に、葦原の方を指て、鶴が鳴てわたるよとなり。此歌、古今集の序自注に出たり、同集雜上に作者、不知なにはかた塩みちくらしあま衣、たみの、島にたづ鳴渡る、今の歌に似たり。

〔右年月不記。但傳從魏玉津島也。因今檢注行幸年月、以載之焉。〕
記は詳、字の誤か。○傳、字、舊本傳にと作るは誤なるべし。今は古寫小本に從つ、傳は傳に同じ、傳は古稱字なり、古寫小本には稱と作り。

二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并
足引之。御山毛清落多藝都。芳野河之河瀬乃淨乎見者。上邊者千
鳥數鳴下邊者。河津都麻喚百穢城乃大宮人毛越乞爾。思自仁思
有者每見。文丹乏玉葛。絶事無萬代爾。如是霜願跡。天地之神乎曾
禱。恐有等毛。

二年の上、舊本神龜二字あり、今は古寫小本になき。從つ。○此行幸の事、續紀に見えず。御山毛清は、二卷十九丁に、小竹之葉者三山毛清爾亂友、とあるに同じ、御は美稱にて、眞山と云むが如し。清は、十卷二十八丁に、葦邊在萩之葉、左夜、秋風之云々、古事記中卷、伊須氣余理比賣命、御歌に、加是布加牟登會許能波、佐夜牙流、古今集に、小竹の葉のさやぐ霜夜を、又書紀に、聞喧擾之響、此云左、椰、氣離、氣を本に奈に誤れり、などある。佐夜具の言の跡にて、物の音の、喧く響を云言なり。○芳野河、字、拾穂本には、川と作り。○上邊者、下邊者は、上瀬には下瀬にはと云むが如し。○越乞爾は、彼此になり。○思自仁、思自字、類聚抄活字本異本等に、なさは、脱たるなり。は、繁になり、仁、思といへるは、そのさだかにしかりとする意を、思はせたる辭なり。もとより風趣の面白きが上に、從、御の宮人等も、彼方此方に繁く有ば、見る毎にましてめづらしきよしなり。○文丹、乏、(丹、字、舊本に舟と作るは誤なり、今は元曆本古寫小本古寫一本拾穂本等に從つ)は、あやしきまでめでたきが故に、と云意なり。○萬代爾、云々(代、字、拾

穂本には世と作りは此、離宮の萬世まで、かくの如くにもがなわれかし、と天神地祇に祈願よしなり

反歌二首

二首の二字拾穂本古寫小本等にはなし
萬代見友將飽八三吉野乃多藝都河内之大宮所

見友將飽八は、見るとも飽むやは飽じの意なり○吉字類聚抄古寫本拾穂本等には、芳と作り○歌意かくれたるところなし

人皆乃壽毛吾母三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨

人皆元曆本官本等に、皆人とあるはわろし○三吉野吉字古寫本拾穂本等には、芳と作り○床磐床は借字は常磐と書るに同じトコハと訓はわろしトコイハのコイハの切キなればトキハとなれり○常有沼鴨はいかで常磐の如く、常になわれかしと希ふなり、一卷(十四丁)吹黄、刀自が歌に、河上乃湯津磐村二草武左受常丹毛翼名常處女煮手とあるを思合べし○歌意は、世人皆の壽も吾命も吉野の流の常磐の如く、いかで常にかはらずありて、いつも行幸の從駕つかへまつりて、この勝地を今日の如く、めでうつくしむべくもがなわれかしとなり

八山部宿禰赤人作歌二首并短歌
八隅知之和期大王乃高知爲芳野宮者立名附青墻隱河次乃清

河内曾春部者花咲乎遠里秋去者霧立渡其山之彌益益爾此河之絶事無百石木能大宮人者常將通

芳野宮宮字舊本には、離と作り、其は離宮とありけむを宮字を脱せるあり、今は類聚抄活字本拾穂本等に從つ○立名附は、一卷(十九丁)に、疊有青垣山とある歌に云り○青墻隱、牆字類聚抄古寫本拾穂本等には、垣と作りは、古事記上卷に、伊都岐奉于倭之青垣、東山上云々、中卷倭建命御歌に、多多那豆久阿衰加岐夜麻基母禮流夜麻登志宇流波斯神賀詞出雲國乃青垣内爾下津石根爾宮柱太敷立豆云々、出雲風土記に、八雲立出雲國者我靜坐國青垣山廻賜而云々、なと見えたるに同じ、なほこれも一卷に委云り○花咲乎遠里乎字、元曆本類聚抄等に手と作て、タフリと訓るはひがことなり、は花の多く咲たる容なり、二卷に出て具註り○秋去、去字、元曆本活字本等には、部とあれどわろし、秋部と云る例無ればなり○常將通はツ子ニカヨハムと訓べし、舊訓もしかり、略解に、トハニカヨハムとよめるは、いみじきひがことなり、そもく常をトハと云は、古語に、物の常に不變を稱て云、とき磐に比へて登許登波と云なるを、古今集の比より、こなたの歌には、その登許の言を略きて、登波とのみも云ることあるなめり、されど古言には、ツネと云べきを、トハと云ることは、をさくなきことなれば、いかでかさはよむべき

三反歌二首
三吉野乃象山際乃木末爾波幾許毛散和口鳥之聲可聞

象山際は象山は、一卷二十七丁に、象乃中山三卷二十丁三十丁に、象乃小河とよめり、皆同處なり、際には間と云に同じ、十卷九丁に、足日本之山間照櫻花とあり、此下には鳥際十七には木際なども見えたり、○木末爾波は、木末、コヌレと訓は、木之末の縮れる言なり、後に梢と云に同じ、爾波は、他に對へて云辭なり、他所はしからず、と云意を思はせたるなり、○幾許毛散和口とは、幾許は、そこばくと云ひが如し、散和口は、聲の多く繁きよしなり、五卷十八丁に、伊母我陞邇由岐可母不流登彌流麻提爾許許陀母麻我不鳥梅能波奈可毛とあると、同じ語勢なり、○歌意は、吉野の地は、なべておもしろく興ある中にも、餘の所にも勝りて、とりわきなつかしく、そこばく多く、繁き鳥の聲にてもある哉となり

鳥玉之夜乃深去者久木生留清河原爾知鳥數鳴。

久木は、木名なり、品物解に云、○歌意かくれたる所なし、現存六帖に、幾秋も月にはあかしひささ生る、清き河原の在明の月

安見知之和期大王波見芳野乃飽津之小野笑野上者跡見居置而御山者射日立渡朝獵爾十六履起之夕狩爾十里踏立馬並而御獵曾立爲春之茂野爾。

芳字、類聚抄古寫本拾穂本等には、吉と作り、○飽津之小野は、則蜻蛉野なり、○野上は、二卷四十二丁に、佐美乃山野上乃字波疑八、卷十八丁に、霞立野上乃方爾などあり、只野のことなり、○跡見居置而は、鳥獸の通ふ跡をもとめ見る人を居置て、うか、はしむるを云なり、即鳥獸

の通ふ跡を見るよしにて跡見とは云なり、これ即狩子の類にて、後世にせこと云ものも同じ、狩子は、和名抄に、文選云、列卒滿山、和名加利古、左右衛門式に、凡狩子五十人、冠并衣袴、布四十端三丈之中、紺布一端一丈五尺、冠、料桃染布二十五端、白布四十端一丈五尺、練絲十八兩三分など見えたり、○射日立渡、目字、舊本に固と作るは誤なり、今は古葉畧要集元曆本類聚抄に従つ、は、鳥獸を射る人を、彼方此方に多く立渡らすを云なり、射目は、射部にて、弓射る壯士の部を云なり、八卷三十七丁に、射日立而跡見乃丘邊之云々、九卷十一丁に、射目人乃伏見何田井爾云々、十三十六丁に、高山峯之手折丹射日立十六待如など見えたり、○朝獵爾、獵字、類聚抄には、獵と作り、干祿字書に、獵獵上俗下正とあれば、獵は、獵の俗字なり、云々四句は、三卷五十八丁安積、皇子薨たまへるをかなしめる歌に、朝獵爾鹿猪踐起暮獵爾鶉雉履立と見え、て全同し、十六は、四々の義に取て書り、○馬並而は、從駕の人々多く馬を騎、並ての意なり、一卷八丁に、玉刻春内乃大野爾馬數而朝布麻須等六其草深野とあり、○獵字、古寫本には、獵、拾穂本には、狩と作り

反歌一首

足引之山毛野毛御獵人得物矢手挾散動而有所見。

一首、二字、類聚抄古寫小本拾穂本等にはなし、獵字、古寫一本には、獵、拾穂本には、狩と作り、○得物矢手挾、字、舊本に挾と作るは誤なり、今は古寫一本拾穂本等に従つ、は、サツヤダハサミと訓べし、得物矢は、一卷二十五丁に見えたり

り手扱は廿卷(四十二丁)に伊乎佐太波佐美とあるによりて、太を濁り波を清て訓べし、木を濁るは多婆佐美といふべきを婆の濁音を上へうつして云、古語の一例なり、これも既に委説り○散動而有所見は、サワキタリミユと訓べし、ミダレタルミユと訓はわろし、此下十七丁に鮪釣等海人船散動とも見ゆ、さてサワキタルと訓ずしてタリとしも云絶たるは、古風なり、集中に、恐海爾船出爲利所見、また安麻能伊勢里波等毛之安散里見由、など假字書見えたり、古事記清寧天皇條、歌に、志毘賀波多傳爾都麻多互理美由ともあり○歌意かくれたる所なし

〔若不審先後、但以便故載於此次〕

以便云々(便、字、舊本に、使と作るは誤なり、今は類聚抄古寫本古寫一本活字本等に從つ)契沖云、初、金村の歌は、夏五月と云り、後の赤人の歌は、春のしげ野とよみたれば、同時の歌にはあらず、赤人の歌は、年月のしれざるゆゑに、類をもてこゝに載て、かくは注せられたり

冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

幸于難波宮は、續紀に、聖武天皇神龜二年冬十月庚申、天皇幸難波宮とあり

忍照難波乃國者葦垣乃古鄉跡人皆之念息而都禮母無有之間
爾續麻成長柄之宮爾眞木柱太高敷而食國乎收賜者與鳥味經
乃原爾物部乃八十伴雄者廬爲而都成有旅者安禮十方

忍照は、枕詞なり、既出つ○難波乃國は、吉野、國泊瀬、國など云る類なり○葦垣乃は、契沖云、葦

は難波の名物なる上に、葦垣は、ふるさとめきたる物なれば、かくは續けたり○念息而は、舊訓に、オモヒヤスミヲとあるをよき(略解に、オモヒイコヒテ、とよめるはわろし)契沖が、念ひやすみてとは、繁華の念をやめてなりと云り、故郷となりたるうへは、今は二たび都とはならず、と人々の思やすみたるよしなり○都禮母無、字、舊本に爲と作るは誤なり、今は古寫本古寫一本拾穂本に從つは、都禮は連、字の意にて、ともなひよる人もなくと云意なり、三卷坂上、郎女が新羅、尼理願を悲める歌に、何方爾念鷄目鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而、十三に、津禮毛無城上宮爾大殿乎都可倍奉而、また家人乃將待物矣、津烈裳無荒磯矣、卷而假有公鴨など見ゆ、既に注り○續麻成長、字、拾穂本には續と作り、續は續に通、書ること、既に云り、は、枕詞なり、續麻の如く、長とつゝいきたるなり、十三(八丁)に、續麻成長門之浦丹云々ともよめり○長柄之宮は、書紀に、孝德天皇元年冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都、難波、長柄、豊碕とあり○眞木柱云々は、契沖云、聖武天皇、又長柄に都をうつし給ふには、あらず、孝德天皇の故宮を改造て、跡をうしなはせたまはず、折々行幸せさせ給へるなり○收、字、元曆本拾穂本等には、治と作り○與鳥は、枕詞なり、契沖云、味村は、與にすむ物なれば、與つ鳥あぢふといけたり、與と云は、海にかぎらず、河にも池にも田にも讀り、水面の岸の方よりはるかなるをいふなり、されども今おきつ鳥と云は、海につきてなり、第十六に、與つとり鴨ともつつけたり○味經は、和名抄に、攝津、國東生、郡味原とあり、アチフなり、原とフと訓は、麻原、茅原、室原などの例なり、此卷、末に、味原宮と見ゆ、書紀に、白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀

正、讀註に、味經此云阿賦賦、賦字舊本に賦と作るは誤なり、二年冬十二月、於味經宮、請二千
一百餘僧尼、使談一切經、續紀に、延曆四年正月丁酉朔庚戌、遣使掘攝津國神下梓江、鯨生野、通
于三國川、典藥寮式に、凡味原、牧爲寮、牛牧、民部省圖帳に、東生郡、味原庄、少僧都立覺、たづの鳴
あしへの浪に袖ぬれて、味經の宮に月を見る哉、など見えたり、契沖、此味經といふ所、おのれ
すみ侍るも、同じ東生郡なれば、土民などにとへど、いづくともなく、味經の宮有きと
いひつたふるものもなしと云り、攝津志に、味經宮舊跡、島下郡、味舌郷とあるは、誤ならむか
一説に、東生郡小橋村に宮跡ありと云り、○物部乃云々は、從駕の官人等の假廬に居るを云
り、○都成有は、ミヤコトナレリと訓べし、都と變成有の謂なり、反歌に、京師跡成宿とあると
同じ、しかるを略解に、ミヤコナシタリとよみて、旅とはいへども、幸によりて都の如しと云
なりと云るは、いみじきひがことなり、如の意の奈周てふ言は、奈斯多理、奈勢理など、はたら
く言にはあらざるをや、この事既も云り、十九(四十一丁)に、皇者神爾之座者、赤駒之腹婆布田
爲乎京師跡、奈之都とあるも同じ、○旅者安禮十方は、まことの京師にはあらず、行幸の從駕
によりて、旅なるが故に、かくことわれり

反歌二首

二首、字、古寫、小本拾穂本等にはなし

荒野等丹里者雖有大王之敷座時者、京師跡成宿。

荒野等は、和名抄に、私記云、曠野、阿良乃良とあり、○歌意は、此里は曠野にてはあれども、天皇

の行幸て敷座時は、京師と變成て、繁華に富さかえて、ありしにもあらぬさまにてありとな

海未通女、棚無小舟、擲出良之客、乃屋取爾、梶音所聞。

棚無小舟は、既く出たり、○客乃屋取は、官人等の旅館を云り、○歌意は、從駕の官人等の旅館

に、楫の音の聞ゆるは、今や海人のをどめども、が棚無小舟を擲出るにてあるらしとなり

車持朝臣、千年作歌一首、并短歌

鯨魚取濱邊乎、清三打麿生玉藻爾、朝名寸二千重浪、緣夕菜寸二日
雖見今耳、二秋足目、八方四良名美乃、五十開回、有住吉能濱。

鯨魚取は、枕詞なり、○五百舊本に百五とあるは、顛倒になれるなり、今は古寫一本に從つ、○

奥津浪、伊夜益舛爾、この二句は、必かくありしが、舊本は寫脱したること著し、さるは此、歌朝

名寸二千重浪、緣と云と、夕菜寸二百重浪、因と云と、二句づゝをもて、雙べ對へたれば、邊津

浪之益敷布爾と云る二句にも、必對へたる詞のあるべき、古歌の定格なればなり、故、今は十

三(八丁)に、朝奈祗爾滿來鹽之夕奈祗爾、依來波乃彼邊乃伊夜益舛二、彼波乃伊夜敷布二云々

とあるをもて、姑、補たり、奥津浪、伊夜益舛爾は、海、澳方の浪の、彌益々になり、○邊津浪は、海邊

の浪なり、○益敷布爾は、彌重々になり、○月二異二は、月々に來經にて、月に日にの意なり

○日、雖見は、雖は欲の誤なるべし、と云る説をよき、ヒ。ニ。ガ。ホ。シ。と訓べし、○五十開回

有は、イサキモトヘルと訓べし、五十はそへ言なり、開は浪の立映たるを云、神代紀に、秀起浪穂之上云々、註に秀起此云左岐陀豆屢豆、字本に豆と作るは誤なり、此集十四(三十二丁)に、阿遲可麻能可多爾左久奈美云々とよめり、モトヘルは、モトホルと云ひがごとし、神武天皇紀、御歌に於費異之珥夜異波臂茂等倍屢云々、異波比茂等倍離とあり、○往、字、舊本に往と作るは誤なり、今は元曆本古寫一本拾穂本等に從つ

反歌一首

一首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし

白浪之千重來緣流住吉能岸乃黃土粉二寶比天由香名

黃土粉とは、粉はフムの音を轉用たる假字にて、類聚抄に、粉の下二字あれど、こはなくて可し、黃土生になり、○二寶比天由香名は染て往むと思ふよしなり、由香名は將往を急にいへるにて、偏に往むと思ふ意の詞なり、一卷(二十七丁)に、草枕客去君跡知麻世婆岸之埴布爾仁寶播散麻思乎、此下(三十一丁)に、馬之步押止駐余住吉之岸乃黃土爾保比而將去なとあり、○歌意かくれたるところなし

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

天地之遠我如日月之長我如臨照難波乃宮爾和期大王國所知
良之御食都國日日之御調等淡路乃野島之海子乃海底奧津伊
久利二鮫珠左盤爾潛出船並而仕奉之貴見禮者

國所知良之初句より此まで八句は、天地日月の遠く長さが如くに、いつまでも盡る事なく、難波宮に行幸て、繁華に御代しろしめすらしと其綱をいひ、次の御食都國より終句まで十句は、その繁華にしろしめすさまの目をいへるなり、○御食都國は、御饌調國にて、御饗を獻る國を云、こゝは淡路國を云、此下に、御食國志麻乃海部有之十三に、御食都國神風之伊勢乃國なと見えたり、○日日之御調等、一の日、字、舊本にはなし、今は古寫一本に從つ、は、日次の御貢とての意なり、(禁腋秘抄に、清涼殿云々、御物棚に、日つきの御贄を置く)○野島之海子は、履中天皇紀に、自龍田山踰之時、有數十人執兵、追來者、太子遠望之曰、云云、近則遣一人問曰、曷人且何處往矣、對曰、淡路野島之海人也、阿曇連濱子爲仲、皇子命追太子、於是出伏兵圍之、悉捕得云々、亦免從濱子野島海人等之罪、役於倭蔭代屯倉とあり、思合べし、○海底は、一卷、末に、海底奧津白浪と見えたり、○奧津伊久利は、海底の石なり、伊久利は、二卷(十九丁)に、言佐敵久辛乃崎有伊久里爾會深海松生流とある處に、具注るが如し、○鮫珠は、鮫真珠なり、なほ十八下(丁)に委云べし、○左盤は、多なり、○船並而は、船を乗、並べての意なり、○貴見禮者は、タフトシミレバと訓べし、見ば貴しの意なり、(略解に、タフトキミレバと訓て、國しらすらしと云へ返して、仕奉るを見れば、天地とともに久しく、御食國しらしめすらしと、いふなりと云り、これもさることなり、いかさまにも、しか意得ざれば、國所知良之と云より、下へ連續ざればなり、しかれどもなほよく思ふに、長歌の句中にて歌ひ絶て、又次より發し云ることも、古歌の体にはあることなれば、妨なし、そのうへたふときみればとよみては、今少し詞つきしな

なくおどりと聞ゆるをたふとしみればと訓ときは、調高くきこゆれば、なほ前のごと訓べきなり、海子がかくまていたづきをいとは、いそしみ仕奉るを見れば、貴くめでたしと云意なり

反歌一首

一首、字、古寫本古寫小本拾穂本等にはなし
朝名寸二、梶音所聞、三食津國野島乃海子乃船二四有良信。

歌意かくれたるところなし

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村作歌一首并短歌

幸於播磨國印南野、播字、舊本には幡と作り、今は古寫一本に従つ、野字、古寫一本には郡と作りは、續紀に、聖武天皇神龜三年九月壬寅云々、爲將幸播磨、國印南野也、冬十月辛酉、行幸從駕人、播磨國郡司百姓等、供奉行在所者、授位賜祿、各有差云々、癸亥、行還至難波宮と見ゆ

名寸隅乃船瀬從所見淡路島松帆乃浦爾朝名藝爾玉藻荊管暮
菜寸二藻塩燒乍海未通女有跡者雖聞見爾將去餘四能無者大
夫之情者梨荷手弱女乃念多和美手徘徊吾者衣戀流船梶雄名

名寸隅は、荒木田氏播磨下向、日記に、赤石より別府に行道のはと、藤井浦を經、この藤井の西

に、西岡と云村ありて、其處に天皇山と云あり、その北を天皇裏といふ、是、聖武天皇行宮の御跡なるべく、その邊をすべて魚住庄といふは、もと魚住はナスミとよみて、名寸隅の訛なるべし、と早川、廣海云り、實に淡路島松帆、浦は、南に近く見わたさるゝ所なれば、この説よしありて、おほゆと記せり、契沖も、既、名寸隅は、魚住にやと云り、魚住は、本朝文粹三善、清行、意見封事に見えたり、織田氏の時に、魚住源吾と云人あり、此地より出し人にや、○船瀬も、所名なるべし、續紀に、天應元年正月庚辰、授播磨國人大初位下佐伯、直諸成、外從五位下、以進於造船瀬所也、延曆八年十二月乙亥、播磨國美囊郡、大領正六位下、韓銀、首廣富、獻稻六万束、於水兒、船瀬、授外從五位下、同十年十一月壬戌、授播磨國人大初位下出雲、臣人麻呂、外從五位下、以獻稻於水兒、船瀬也、なと見えたり、主稅式上に、凡勘租帳、者云々、船瀬功徳田、造船瀬、料田、並爲不輸租田云云、と見えたる船瀬も、是なるべし、かくて中山、殿水、船瀬は、船居にや、スエは、セと約せられりと云り、遣唐使、時奉幣祝詞に、大唐爾使遣左牟止爲爾依船居無氏、播磨國與理船乘止爲氏、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命、以氏、船居波吾作牟止、教悟給比支、教悟給比那我、良船居作給部禮波云々、吾、下作、字、本に佐と作るは誤なり、また臨時祭式に、開遣唐、船居祭あり、この船居を、やがて地名に負せて、船瀬と云ならむ、○松帆、浦は、淡路なり、新勅撰集に、來ぬ人を松帆の浦の夕なぎに、燒や藻塩の身もこがれつゝとあり、○手弱女、乃は、タワヤメノと訓べし、念、手弱と云む料なり、○念多和美、手は、念、手弱而なり、多和美は、たをやびと云むが如し、○船梶、雄名三雄、字、元曆本には、丈と作り、は、船と梶が無故にの意なり、眞に船梶の無にはあら

ねど、從駕にて、播磨に在ゆゑに、淡路の海人等が藻刈、鹽燒、業を見にゆくよしのなければ、歎きて船楫の無に託言り

反歌二一首

二首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし

玉藻刈海未通女等見爾將去船楫毛欲得浪高友

歌意は、よしや浪は高く立ども、松帆浦に、玉藻かる海をとりどもを見に行むに、いかで船楫もがなわれかしとなり

往回雖見將飽八名寸隅乃船瀬之濱爾四寸流思良名美

往回は、ユキカヘリとよびべし、此、下(二十二丁)に、往還常爾我見之、又(四十七丁)去還難見不飽などあり、七、卷(十六丁)に、若狹在三方之海之濱清美伊往變良比見跡不飽可聞、ともよめり、又ユキメグロとも訓べし、七、十八丁に、乎美奈散乎左伎多流野邊乎由伎米具利、佛足石碑、歌に、舍加乃美阿止伊波爾字都志於伎由伎米具利字夜麻比麻都利と見えたり、〇四寸流四良名美は、重る白浪なり、重々によする浪を云り、〇歌意は、名寸隅の船瀬の濱に、重々によする白浪のおもしろさは、行かへりゆきかへりしつゝ、いくたび見るとも飽足時のあむらやはとなり

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

これも、右に同じ幸の時なり

八隅知之吾大王乃神隨高所知流稻見野能大海乃原笑荒妙藤
井乃浦爾鮪釣等海人船散動盪燒等入曾左波爾有浦乎吉美宇
倍毛釣者爲濱乎吉美諾毛盪燒蟻往來御覽母知師清白濱

高所知流高知酢流と作る本は、わろし、又古寫一本に、流を須と作るも、わろしは、タカシラセルと訓べし、(タカ)と訓むは、いとわろし、此、下(三十二丁)同人歌に、自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉美とあるに同じ、〇稻見野は、既、出つ、〇大海乃原は、地名にあらす、ただ海原をいへるなり、大祓祠に、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武とあるに同じ、〇荒妙は、枕詞なり、既、云り、〇藤井は、反歌に藤江とあれば、井は江、字の誤なることいしるし、三、卷(十五丁)に、荒棒藤江之浦爾鈴寸釣とありて、彼處に具、注り、〇鮪釣等、鮪、字、活字本異本に、鯉と作るは誤なり、は鮪を釣とての意なり、鮪は品物解にいへり、〇海人船散動は、アマプロチサワキと訓べし、〇盪燒等、燒、字、元曆本に、墟と作るは誤なり、は、鹽を燒とての意なり、塩は塩の減盡なり、干祿字書に、塩鹽(上通下正)とあり、〇左波爾有は、多に在なり、〇浦乎吉美は、浦が好故にの意なり、〇濱乎吉美は、濱がよき故にの意なり、〇蟻往來は、あり、通ひの意なり、さき、く、より、度々行幸のあるを云り、〇御覽母知師は、メサクモシロシと訓べし、メサクは、メスと云言の伸りたるなり、續紀宣命に、所思行佐久とあるも、於母保志賣須を延たる言にて、今と全同、例なり、此は申すをマヲサクと云と、同格の活用なり、(サク)の切ス、あり、通ひ見したまふもいちしるく、尤清くて風趣き白濱ととなり、〇白濱は、白浪のいらしるくよする濱を云、地名に

反歌三首

是非す
三首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし

奥浪邊波安美射去爲登藤江乃浦爾船曾動流

邊波安美は、ヘナミシ。ヅケミと訓り、元曆本類聚抄等には、ヘナミヲヤスミと訓り、七卷二十二丁に、靜母岸者波者縁家留香云々とあり、射去爲登は、漁業するとの意なり、十五十二丁に、伊射理須流安麻能乎等女波、小船乘都良良爾宇家里と見ゆ、歌意、かくれたるところなし

不欲見野乃淺茅押靡左宿夜之氣長在者家之小篠生

不欲は、否の義にとりてかけり、淺茅押靡は、淺茅を押し令靡なり、七卷十六丁に、家爾之氏吾者將戀名印南野乃、淺茅之上爾照之月夜乎とあり、氣長在者在、字、拾穂本には、有と作りは、來經長あればなり、長の下に、之の助辭をよみ付べし、之は、例のその一すぢなることをおもく思はする辭なり、一すぢに日數の經たるよしなり、家之小篠生は、小篠生は借、字、家所戀慕はるゝ意なり、歌意は、稻見野の淺茅を押し靡かせて、旅宿する夜の日數多く積りぬれば、いよく家人の、一すぢに戀しく思はるゝとなり

明方潮干乃道乎從明日者下咲異六家近附者

潮干乃道乎、潮干類聚抄に潮干と作てウ。ミチと訓るは誤なり、は、潮の干海の道を行む、と云意に、云下したり、下咲異六は、心裏によるこばしくて、咲はしからむとなり、下とは、表に顯はさぬよりいふことなり、歌意は、明日よりは、還幸の供奉つかへまつりて、漸く家の方近附ば、明石海の道路を、心裏によるこばしく、咲はしくて行むそとなり、大丈夫なれば、表には、女々しく、家人を戀慕へる良をせず、殊に從駕なれば、行幸をいとふやうにも見えて、いと恐こければ、心裏にのみ咲はしからむとなり

過辛荷島時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

辛荷島は、播磨國風土記に、韓荷島、韓人破船、所漂之物、漂就於此、島故云、韓荷島と見えたり、契沖、室の西にあたりて、からみ島と云小島あり、これにや、ミトとは、同前にて、よく通ずる字なり、河貝子をも、ニナともミナとも云り、三位なども音便なれば、サムニとこゝにいふべけれど、猶いひにくきゆゑにや、サムミといひあらへり、和泉國に、上神とかきて、ミワと申所、和田とかきて、ニキダと申所侍るを、土民はいひたがへて、ニワ、ミキダとのみ云るも、よく通じてきこゆるなりと云り、己上ミトハと通はせる例は、鵜鷗と、古事記、歌に、美本杵理とも、通本杵理ともよみ、垂を古書に、美良と書、鏡を、字鏡に、爾乃と訓、又神名の、豊組野尊を、豊國野尊とも申し、安藝、遠江、安房などの國の郷名、壬生は、美布なるべきを、和名抄に、爾布と註し、さて土左國にては、水脈をニヲ、また南をニナミとも、右をニキとも云者あり、かゝれば、からみは、韓荷にやあらむ、但、長歌に、伊奈美、燭辛荷乃島とつゝきたれば、印南郡にあるべく、且、十月辛酉稻

古今打 源氏物語 櫻のうつくしき色 ありよし なる所 に見えたり、それ 中の、 外の花は やへさく 花咲きか り通て、 ばは

見野まで幸ありて、癸亥難波宮へ還御ありければ、從駕人室西まで至るまじきにや、さらばなほからみにはあらじか、猶考べし。○續後撰集に、參議雅經、みつしほのからかの島に玉藻かる、あまゝも見えぬさみだれの頃、とよまれば、辛荷をそのかみよみ誤て、からかと

乃見者 味澤相 妹目不數見而敷細乃枕毛不卷櫻皮纏作流舟二眞梶貫 吾榜來者淡路乃野島毛過伊奈美孀辛荷乃島之島際從吾宅乎 盡往隱島乃埼埼隈毛不置憶曾吾來客乃氣長彌

○敷細乃敷字、舊本に敷と作るは誤なり、今は拾穂本に從つは、枕詞なり、既出つ○櫻皮纏云云、カニハとは、樺皮とて、今の世にも、杓など、どちつくるものなり、和名抄木具類に、玉篇云、樺木皮、名、可以爲矩者也、和名加波、又云加仁波、今櫻皮有之と見ゆ、加仁波櫻加波櫻とて一種あるは、あるが中に、專この樺皮に、用ゆるゆゑの名にやあらむ、されどいづれの櫻の皮をも、用ふることなれば、櫻皮とかけり、七十一番職人歌合に、拾物師逢ことは、それとちぢめの櫻皮、かばかりとこそ思はざりしか、民部式、年料別貢雜物の中に、信濃國云々、樺皮二圓、上野國云々、樺皮四張、など見ゆ、後徳大寺左大臣實定、公庭槐抄に、治承二年三月廿三日云々、着裝束唐綾皮櫻蒲蘭染打裏唐白丸文表袴云々、などあれば、後には加婆櫻を、皮櫻とも書しにや、さて中

山、嚴水云、櫻皮纏作流舟とは、板のつがひくを離れぬために、樺皮にてとちつけたる舟なるべし、古の舟のささ、さもありつべくおほゆと云り、略解に、今舟の舳を嚴繩して卷如く、櫻の皮もて卷たるならむといへれど、舳の方をかざりに卷のみにはあらじ、嚴水説によるべし。○伊奈美孀、美字、舊本に羨と作るは誤なり、今は古寫本拾穂本等に依つは、既出つ○青山は、山名にはあらず、木立の青々としたる山を云り、○曾許十方不見は、吾家の方は、彼處をも見えぬかぬ意なり、○許伎多武流は、漕回なり、回をたひると云は、慰をなぐさむる、乏ぶをともしふる、慕ふをしのぶるなど云例なり、廿、卷三十七丁に、乎加之佐伎伊多牟流其等爾とあり、○浦乃盡は、三卷伊豫温泉歌に、敷座國之盡とよめる類なり、○往隱は、舟の泊て浦隱るを云、○島乃埼、此下三十六丁に、付將賜島之埼前、依將賜磯乃埼前、十九三十六丁に、佐之與良牟磯乃埼々、十三六丁に、八十島之崎那伎、古事記須勢理昆賣命、御歌に、宇知微流斯麻能佐伎那伎などあり、○隈毛不置隈字、舊本には隅と作り、今は、元曆本拾穂本等に從つ、但し既云る如く、集中に隈隅通用たるか、とおもはる、よしもあれど、なほ正しき方に從つるなり、は、一卷天武天皇御製歌に、隈毛不落とあるに同じ、○氣長彌は、日久しく經たる故にの意なり、氣は來經なり

反歌三首

玉藻荊辛荷乃島爾島回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六

萬葉古義六上

島回爲流は、シマミ。スルと訓べし、島めぐりして、食を求るを云なり、七卷八丁に、島回爲等、また同卷十五丁に、磯回爲等、箱三、卷三十五丁に、磯廻爲鴨、十九二十四丁に、磯廻爲流など見えたり、○水鳥二、四毛有哉は、鶴にてもがなわれかしと云意なり、さて四の辭を、二四とついでたるは、さだかにしかわれかし、とおもく思はする意なり、かくてわれかしと希ふ意を、有哉と云は、七卷三十七丁に、石倉之小野、從秋津、爾發渡雲、西裳在哉、時乎思將待とある、これ雲にてもがなわれかしの意にて、同格なり、水鳥とかけるは、十九に、贈水鳥、越前判官大伴宿禰池主歌云々、また爾雅注に、鷓鴣水鳥也とも見えたり、猶品物解に云、○歌意は、なまなかに人とありて、家路戀しく、はかなき物思をせむよりは、辛荷、島にて求食する鶴にてもがなわれかし、さらば何の物思もなくてあらむをとなり

島隱、吾撈來者、乏、羣倭邊上、眞熊野之船。

島隱とは、海島に隔てられて、船の隠るゝを云がもとにて、必しも島に隠れねども、海の沖遠く行て、陸の方より見えすなるをいへり、沖の方より、陸の遠く見えすなるを云如くにも聞ゆれど、然らず、浦隱磯隱など云も、皆船の浦磯などに隠るゝをいへるにても、相例すべし、さればこは、播磨の方に漕下り、陸の方より隠れて見えすなるばかり、遠放りて、吾船を漕來れば、と云意につゞくなるべし、○乏、羣は、うらやましき哉の意なり、乏と云詞を、うらやましき意によめるは、一卷二十四丁に、朝毛吉木人乏母とある歌に、具注るが如し、○眞熊野之船、契沖云、播磨にてよめる歌なれば、熊野、浦の舟を、此海に撈のぼるべきにあらす、神代紀下云、

故以熊野諸手船、亦名天鳩船、載使者稻背脛云々、日本紀疏曰、熊野船、名伊與土風記云、昔野間那有一船、名曰熊野、後化爲石蓋、此類也云々、此下に、家持の伊勢へ行幸の御供にて、よまれたる歌にも、みけつ國しまのあまならし、みくまのゝをよねにのりておさへこぐみゆ、第十二にうらわこぐ能野舟つさめづらしく、かけておもはぬ月も日もなし、能は、熊の字の列火のうせたりと見ゆ、みくまぬの舟は、早船の類なるべし、○歌意は、遙々播磨の方に漕下り、漸都の方の遠くなるほど、いよゝゝ家路戀しく思はるゝに、熊野船の、倭の都の方へ上り行なるは、さてもうらやましき事哉となり

風吹者、浪可將立跡、伺候爾、都多乃細江、爾浦隱居。

風吹者は、今現に、風發りて吹ばなり、カゼフカバ、と訓てはたがへり、○浪可將立跡は、浪立ちむかどての意なり、○伺候爾は、サモラフヒニと訓べし、伺候に居とつゞく意なり、伺候は、三卷三十九丁、竊旅歌に、淡路島磯隱居、而何時、鴨此夜乃將明跡、侍從爾云々、とある處に、具云り、案に、サモラフは、サは例の眞に通ふ辭にて、モラフは、守の伸りたる言なるべし、七卷十五丁に、大御舟竟而、佐守布とあるを、思合すべし、さてモルと云も、眞守にて、佐と云眞と云るのみの異にて、もと同言なるべし、集中をおしわたして考るに、モルと、サモラフとは、大方同じころは、えに用ひたり、(書紀に候風をカセサモラフと訓、集中七卷に風守とある、これ同意なり、猶此類集中に多し) 味見べし、○都多乃細江、(多字、類聚抄には太と作り) は、契沖云、今飾磨津と云所に、つたのはそえといふ所ありとさけぞ、まことにしからむや、いなやをしらず、○浦

隱居居字、舊本に往と作るは、住の誤なるべし、今は元曆本古寫、本古寫一本拾穂本等に從つ、
は、ウヲガクヲリヲリと訓べし、さて居は此は語の終なれば、ヲルとこそ訓べきに、ヲリと訓む
は、いかにそやねもふ人もあるべけれど、しからず、本居氏居は有と同格に活用、言にて、語の
終にても、衰理と云なり、十六に、波羅門乃云々幡幢爾居、これも古言をよく辨へて、ヲリとは
訓たりと云り、古今集小町歌に、胸走火に心焼をり、土左日記に、黒鳥と云鳥、岩のうへに集り
をり、竹取物語に、女ぬり籠の内に、かくや姫をいだかへてをり、翁も塗籠の戸をさして戸口
にをり云々、翁これをさして、たのもしがりをり云々、うるはしき姿したる使にも、さはらし
とねたみをり云々、たゞさしあふぎてなきをり、伊勢物語に、男弓やなぐひを負て戸口にと
り、さりととも云々と思ひをり、源氏物語玉葛、卷に頼に手をわて、念じて入てをり、又さら
に手をはなたず、をがみ入てをり、大和物語に、くらまど云所にこもりて、いみしうねこなひ
をり云々、たれしてれこせつらむとおもひをり、藤原、清正集題詞に、網代の上に翁をり、毛詩
に、維鵠有巢、維鳩居之、また爰及姜女、聿來胥宇、など、此餘にも多し、○歌意は、風がつよく吹ば、
浪が荒く立ひかどて、都多の細江に舟泊て、浦隱つゝ、其、浪間をうかゝひてをりとなり、七卷
三十九丁に、淡海之海、浪、恐、登風守、年者也、將經榜者、無二とあるに、今の心は似たり

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

敏馬浦は攝津國にあり、三卷にも往々見え、此下にも、これかれよめり

御食向淡路乃島二直向三犬女乃浦能奥部庭深海松探浦回庭

名告藻荇深見流乃見卷欲跡莫告藻之己名惜三間使裳不遣而
吾者生友奈重一

御食向、向字、拾穂本に、合と作るは誤なり、枕詞なり、冠辭考に、兩説出せる中その一に、御食
向は、御食に供るもの、名に冠らせたるか、さるときは、淡路とつゝくは、粟とかゝりて、飯の
よしなりといへり、○直向は、淡路島に直様に向ふ意なり、○奥部庭は、奥は、海庭につきてい
へるなり、庭は、浦に對へていへる辭なり、○深海松探は、見卷をいはむ料なり、宮内式、諸國例
貢御費、内に、志摩、深海松、又長海松といふ物見えたり、猶品物解にいへり、○浦回庭は、ウヲミ
ニハと訓べし、ウヲヲ、又ウヲマなど訓むはわろし、既、具、解り、庭は、奥に對へていへる辭なり
○名告藻荇は、己名をいはむ料なり、○見卷欲跡は、見ま欲き事なれども、の意なり、○間使は、
字の如く、彼方此方の間に、通ふ使の謂なり、略解に、をり、く、消息する使をいふべし、といへ
るは、たがへるに似たり、○生友奈重二は、生る利心も無と云むが如し、重二は、二二、また並二
とかけると同じく、四の義にて、シの假字とせり、○歌意は、本郷人と相見まはしき事なれど
も、從怨なれば、さること叶はず、せめて使をだにやらまはしくおもへど、人の見て、かにか
くに、いひさわかれむも、しかすがに、名の惜ければ、とにもかくにも、心のまゝならずして、生
る利心もなしとなり

反歌一首

一首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし

爲間乃海人之塩焼衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念。

本二句は、馴といはむとての序なり。○奈禮名者香は、近く向居て馴たらばかとなり、三卷四十四丁に、須麻乃海人之鹽焼衣乃藤服間遠之有者未着穢二十四丁に、大王之鹽焼海部乃藤衣穢者雖爲彌希將見毛などあるに同じ、又十五丁に、伊毛我伎世思奈禮其呂母とあるをも思合べし。○忘而將念は、忘れむと云意なり、將念は、軽く添たる辭なり、忘て念やなとの念に同じ。○歌意は、君に近く向居て馴たれば、もし一日ばかりにても、忘るゝ事のあらひかとなり。

〔右作歌年月未詳也。但以類故載於此次〕

四年丁卯春正月。勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一首。短首。

舊本には、春正月より下、行を放ち書るを、今は古寫本拾穂本等に從て、直續け書り。○勅諸王云々は、續紀に、聖武天皇神龜四年三月甲午、天皇御南苑、參議從三位阿陪、朝臣廣庭宣勅云、衛府人等、日夜宿衛闕庭、不得輒離其府、散使他處、因賜五衛府、及授刀寮醫師已下、至衛士布人有差と見ゆ、さて今の正月の事は、續紀には見えざれども、右の制をひきて、宮中を明て、他處に出遊しによりて、三月に此勅ありけるならむ。○散禁は、契冲云、今の世禁足と云なるべし。獄令に、凡禁囚死罪、枷紐、婦女及流罪以下、去紐、其杖罪、散禁、謂不關木索、唯禁其出入也。案下條別立不脱巾之文、故此條散禁以上、並皆脱巾。又云犯徒以上、及除免官當者、格禁公罪、徒並散禁。

不脱巾、僧尼令に、如犯百杖以下、每杖十令苦使十日、若罪不至、還俗、及雖應還俗、未判訖、並散禁。〔謂犯苦使已斷訖、未付三綱者散禁、若未經斷者、付寺參對其應還俗、判斷已訖者、一同俗人之禁法也。〕東市司式に、凡市裏有凌奪之輩者、奏任己上、准狀散禁、請裁、判任己下、紐禁、隨犯決罰、なと見えたり。○授刀寮は、續紀に、慶雲四年七月丙辰、始置授刀舍人寮、養老四年三月、加右大臣正二位藤原朝臣不比等、授刀資人三十人、同五年十二月、授刀寮及五衛府云々、六年閏四月陸奥按察使管内百姓云々、其國授刀兵衛衛士云々、如此之類、悉皆放還、各從本色。神龜三年三月、云々、及大舍人授刀舍人兵衛等云々、天平十八年二月、改騎舍人為授刀舍人、天平勝寶八歲五月、左衛士督坂上忌寸犬養右衛士卒鴨朝臣虫麻呂云々、其所從授刀舍人二十人、增位四等、秋七月、勅授刀舍人考選賜祿名籍者、悉屬中衛府、其人數者、以四百爲限、闕即簡補、但名授刀舍人、勿爲中衛舍人、其中衛舍人亦以四百爲限、天平寶字三年十二月、置授刀衛其官員、督一人從四位上、官佐一人正五位上、官大尉一人從六位上、官少尉一人正七位上、官大志二人從七位下、官少志二人正八位下、官四年十一月、遣授刀舍人春日部三關、中衛舍人土師宿禰關成等六人於太宰府、就大貳吉備朝臣眞備、令習諸葛亮八陣、孫子九地及結營向背、天平神護元年二月甲子、改授刀衛爲近衛府、其官員大將一人爲正三位、官中將一人爲從四位下、官少將一人爲正五位下、官將監四人爲從六位上、官將曹四人爲從七位下、官左右近衛式に、凡擬近衛者、預擇定、便習弓馬者、入色三十人已下、白丁十人已上、修奏進內侍、奏訖、即遣勅使、試其才藝、云々、なと見ゆ。

眞葛延春日之山者打靡春去往跡山下丹霞田名引高圓爾鷲鳴

沼物部乃八十友能壯者折木四哭之來繼皆石此續常丹有脊者
友名目而遊物尾馬名目而往益里乎待難丹吾爲春乎缺卷毛綾
爾恐言卷毛湯湯敷有跡豫兼而知者千鳥鳴其佐保川丹石二生
菅根取而之努布草解除而益乎往水丹潔而益乎天皇之御命恐
百儀城之大宮人之玉梓之道毛不出戀比日

本住と作るは誤なり、今は古寫本拾穂本等に從つは、春になり往とての意なり、去と云言、意は既、一卷に具説り○八十友能壯者壯字、拾穂本に、壯と作るはわろし、は、數數の伴緒はといふなり○折木四哭之云々折字、古寫本には打活字本には柳木字、拾穂本には不哭字、同本には喪と作りは、契冲云、此三句をば、カリガチノキツギヲミナシコ、ニツギとよむべし、第十の三十八葉に、かりがね開ゆといふに、切木四之泣所聞とかけると、今と同じ、ともに四字は意得がたければ、折木切木は、同じく刈と云心に、鴈に用たるべし、戀じて鴈は友をしたし、みこふるものなれば、その如く、おもふとちみなきたりつぎて、此所につぎてたえせず、常にありせばとついたり、ミナシのシは助辭なり、正月の歌なれば、鴈のかへる比なるに、わたりくる時の心は、かなはずやと難する人あらむ、これは只友だちのおもひあへるを、鴈によせていふなり、時分にかゝはるべからず、已上契冲説なり、カリガチノと訓出たるは、こよなく宜し、次の二句の訓は、なほあたらす、さて畧解に、或説を載て云るや、折は斷字の誤なり、孟

莊子に、造鋸載斷木器と有、四は器字の誤なるべし、鋸の音かりく、ときこゆれば、斷木器を、カリに用たるならむと云り、さもあらむ、かくて本居氏の説に、皆は比、日二字を一字に誤、石は如の誤にて、來繼比日如此續はキツギコノゴカクツギと訓べし、さて意は、鴈が音のは、來繼といはむ料にて、來繼は、春の來繼て、此比のごとく、かくつゝきて、常に春なりせばといふなり、さて八十友能壯者と云は、友名目而へかゝれりと云り○友名目而は、數々の友を並てといふなり○馬名目而は、數々の馬を騎、並ての意なり、此上に見ゆ○往益里乎は、往まし里なるものとの意なり、さて初より此までの意を、とりすべし、いはば、春になりゆくとして、春日山に霞立鶯鳴て、面白き時節に至りぬるを、春の來つぐ此ころのごとく、かくつゝきて、常に春なりせば、數々の伴、緒は、思ふ共、手をとりかはし、馬を乗並べて往つゝ、あそびあるかまし里なるものを、此比のごとく、かくつゝきて、いつも常に春にあらす、春はたゞ一時にて、夏秋冬と移變りゆくならひなれば、節いたらむことを、偏に戀慕ひつゝ、待難丹吾爲春乎と謂なり、されば此間に、此ころのごとく、つゝきて、常にあらねばと云意を、假に加て聞べきところなり○吾爲春乎は、アガセシハルヲと訓べし○缺卷毛、缺字、舊本には決とあり、今は古寫小本に從つ、契冲も、決は缺の字の誤なるべしと云り、但和名抄に、毛詩註云、決、決也、訓由美加介と見え、字鏡には、雜決也、弓加介と見えて、この弓加介を、今も加介とのみいへば、その義にて、加決に決字を用たるにもあらむか、又按に、家語に、孔子曰、夫自損者必有益之、自益必者有決之、これによれば、決決同字にて、カクと訓べきか、缺は、挂の借字なり、四、卷三十六丁

に鹿裘藻闕二毛と書る類なり、一卷(三十三丁)に、挂文忌之伎鴨とあり○湯湯敷有跡云々は、かく散禁にあひて忌憚しき目を見むと兼てより知てあらばの意あり○豫象而知者は、俗に前かぎに知たらばと云意なり豫は上にあまた出たりさて豫も兼も同意の言なるに、かく重ね云るは、後の物語書などにいいたうなぞ重ね云る類なり○千鳥鳴は、佐保川は、千鳥の名所なれば云るなり、四卷(十九丁)に、千鳥鳴佐保乃河瀬之小浪また千鳥鳴佐保乃河門乃また(四十八丁)千鳥鳴佐保乃河門之清瀬乎また三卷(三十六丁)に、依海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保河乃所念國七卷(九丁)に、佐保河之清河原爾鳴千鳥また佐保河爾小騾千鳥また(二十三丁)佐保河爾鳴成智鳥廿卷(五十四丁)に、由布義理爾知杼里乃奈吉志佐保治乎婆など見えたり○石二生云々は、河中の石に生着たる菅を云七、卷(二十七丁)に、橋立倉椅川河靜菅余刈笠裳不編川靜菅とあるも、靜菅は、靜は借字、石着菅にて、同じく水草の菅なるべし○菅根取而は、古の祓のわざなり、そも、菅を祓に用るは、其菅、葉を細に割て、塵を拂ひ穢を放る料なり、故須宜といふは、即令清といふ義にて、負せたる名なり、賀勢は、宜と切れり、塵穢を拂放て、清清しからしむるよしなり、清きことを須賀と云は、古言なり、さて菅、葉を割て、祓に用ひしことは、大祓祝詞に、天津菅會乎本新斷末新切兵八針爾取辟氏天津祝詞乃太祝詞事乎宜禮神樂歌に、奈加止美乃古須氣乎佐紀波良比云々などあるにて、そのさま明かなり、次に引三、卷に、七相菅云々とあるも同じさてこの菅を、菅根菅會菅原などいふときは、須賀と云は、天を、天津神など云ときは、阿麻と云と同例にて、第四位の言を、第一位の言に轉し

たるのみなり、故菅は令清の義にて、須宜といふが本なるをおもへ○之努布草は、草は種なり、春野を慕ふ思ひ種の意なり、初より、其思ひ種を、解ひ除て有ましかば、かく慕ふに堪かねて、宮中をみだりに退出たる罪によりて、この散禁には、あはざらましを、豫さあらむとも知らずて、がゝるゆゑ、しき目をみるよと悔る意と聞ゆ○解除而益乎は、ハラヒテマシヲと訓べし、(ハラへど訓はいとわろし)潔而益乎、潔字、拾穂本には、禊と作りは、三卷石田王卒之時、丹生女王作歌に、天有左佐維能小野之七相菅手取持而久堅乃天川原爾出立而潔身而麻之乎云々(七相は、石相の誤に、イハヒなり)と見えたり、潔は、身滌なり、猶彼處に具注り、四、卷(二十五丁)にも、君爾因云々明日香乃河爾潔身爲爾去とよゆり○天皇は、天字は、決、く大の誤寫なり、オホキミと訓べし、よは、この事、一卷中に具、辨おけり、披見て考べし○玉梓之、梓字、拾穂本には、鉾と作りは、枕詞なり、既出つ○道毛不出戀比日は、散禁にあひて、妄に道路に出ることだに得ずして、野遊のさまをおもひやり、戀慕ひを、この頃と云るなり

反歌一首

梅柳過良久惜佐保乃内爾遊事乎宮動々爾

一首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし
佐保乃内は、大和國佐保地の内といふなり、十、卷(六丁)に、猿帆之内敵、又四十七丁(沙穂内之、十一、三十丁)に、佐保乃内從十七(二十一丁)に、佐保能宇知乃里乎往過なぞ見えたり○宮動々爾(二)の動字、元曆本にはなし、は、十八(二十七丁)に、左夫流兒我伊都伎之等能爾須受可氣奴波由

麻久太禮利佐刀毛等騰呂爾とよめるに同じ意なり、十一(四十八丁)に、幾多毛云々三名乃、幾許瀧毛動響二、ともよめり。○歌意は、梅柳のをりのいたづらに過なむことを惜みて、佐保の内へ出て遊びしことを、宮中とよみていひさわかれつゝ、散禁の罰にあひてをるが、いふせしとなり。

〔右神龜四年正月、敷王子及諸臣子等、集於春日野、而作打毬之樂、其日忽天陰、雨雷電、此時宮中無侍從、及侍衛、勅行刑罰、皆散禁於授刀寮、而安不得出道路、于時悒憤、即作斯歌、作者未詳。〕

打毬は、和名抄に、唐韻云、毬、毛丸、打者也、劉向別錄云、打毬、昔黃帝所造、本因兵勢、而爲之、打毬、內典、或謂之拍毬、師說云、萬利字知、又云、毬杖、辨色立成、云、骨撻、打毬、曲杖也、又云、傳立、彈棊、賦、序、云、漢成帝好蹴鞠、公羊傳注云、蹴鞠、以足逆踏也、世間云、未利古由、本居氏云、未利古由とあるは、言の活用違へり、書紀に、蹴散此云、俱穢、穢、穢、穢、須と有は、俱穢は、和章字、惠にて活用言にて、久宇とこそ云べけれ、皇極天皇紀に、中臣鎌子、連云々、偶預、中大兄於法興寺、楓樹之下、打毬之侶、而候、皮鞋、隨、毬、脫、落、取置、掌中、前、跪、恭奉、中大兄、契沖云、和名抄に云るは、打毬と蹴鞠と異なり、日本紀は、打毬がすなはち蹴鞠なれば、和名の説と違へり、いづれ是非なることをしらす。○電、字、活字本には、无。○侍從、侍、字、舊本に待と作るは誤なり、今は類聚抄古寫本古寫一本古寫小本拾穂本等に從つ。○刀、字、舊本に力と作るは誤なり、今は古寫小本に從つ。五年戊辰、幸于難波宮、時作歌四首。舊本には、幸、字、より下、行を放ちて、書り、今は拾穂本に從て、續け書り。○幸于難波宮、時、難、字、舊

本には難と作り、今は拾穂本に從つ、時、字、舊本には脱たり、目錄又類聚抄古寫本拾穂本等に從つ。この幸の事、續紀には見えず。○左、歌四首は相聞なり、このあたり錯亂あるにや。

大王之界賜跡。山守居。守云山爾不入者不止。

界賜跡は、山の界を立させ賜ふとて、と云意なり、界は、坂合の義にてサカフともサカへとも、活用言なれば、此には用言につかひたり。○歌意は、大皇の界を立させ賜ふとて、山守を居置せ賜ひて、守と云山は、甚嚴重なれど、終に其、山に入らずしては止じとなり、此、歌は、母の守る女などを戀てよめる譬喩歌なり。

見渡者。近物可良。石隱。加我欲布珠乎。不取不已。

近物可良は、近き物なるをの意なり、俗に、近きものぢやに、といふが如し。○加我欲布珠とは、鮫珠を云べし、加我欲布は、光曜を云、十一(三十六丁)に、燈之陰、爾蚊蛾欲布、虛蟬之妹、蛾咲、思面影、爾所見、とあるに同じ。○歌意は、見わたせば、其、光は著く、目に近く、曜くものを、たとひ石に隠れて、其、形は見えずとも、終にその鮫珠を、手に取ずしては止じとなり、此は鮫珠の石に隠れて見えぬとも、其、光は目に近く、曜くを、近く居て逢がたき女に、譬喩たる歌なり。

韓衣服櫓乃里之。鳥待爾。玉乎師付牟。好人欲得。

第一二句は、契沖が、衣を着ならずといふ心に、奈良の里とつけけたるなり、いそのかみ袖ふる川を、とめらが袖ふる山、どのくもり雨ふる川など、つけけたるに同じ、と云るがごとし、(夫木集に、松ならぬ柳の枝も玉付て、着なれの里に春雨をふるとあるは、今の歌に本づけるに

卒 牡鹿之鳴奈流山乎越將去日谷八君當不相將有

て、着なれの里てふ地名、どこいろえし、ひがことなり、十二(二十七丁)に戀衣着櫓乃山ともよめり、戀字は辛の誤にて、今と同じ○鳥待爾(契沖が鳥は奈良のあたりの所の名ときこゆ、第五に、ならぢなるしまのこだちもかひさびにけり、とよめる所なるべきよしいへれど、あらず、鳥字は君の誤にて、キミマツニと訓べしと云説、さもあるべし、待は借字、松なり、此下(四十一丁)にも、吾屋戸乃君松樹爾とよめり○師は、例のその一すぢなることを、おもく思はする助辭なり○歌意は、奈良の里なる、松樹に玉をさへ貫き着て愛賞ひよき人もがなあれかしと云るにて、奈良の里なる美麗女を見て、其を良人に愛させまほしく、おもへる意にや(本居氏は、好は取の誤にて、尾句は、トラムヒトモガと訓べしといべれども、さこえがたし)

當不相將有(元曆本には、當字なくてアハズシテアラム、とよみたれど、今案、によるしからず、當は、そのもと、心に欲ふことならねど、外にすべきすぢなくて、止ことなくするをいふ詞なり、なほ一卷(二十八丁)に見吉野乃云々爲當也今夜毛我獨宿牟とある處に、具注るが如し○歌意は、常に相見まほしき君なれば、別に臨て、しばし相見て去ひは、そのもと心に欲ふことならず、されど常に相見ること叶はざれば、止ことなく、別る、日になりとも相見たらば、すこしは心のなぐさむ方もあるべきに、牡鹿の鳴さびしき秋山を、越去ひ別れに臨て、その日にさへ得あはずして行むか、と云なるべし、此歌は、秋のころ旅行むとするに、あふべかる人に障ことありて、得あふまじきにつきてよめるなるべし

〔右笠朝臣金村之歌中出也。或云車持朝臣千年作之也〕
歌の下集、字あるべきが脱たるなり○右四首、金村歌集に出たれば、金村作か、千年とせるは、或説なるを、目錄に、おして千年作と書せるは、後人の所爲なり

膳王歌一首

膳王は、三卷に膳部王とあると、同王なるべし、此には部字を落せるか、續紀には、膳夫王とあり、膳夫王は、長屋王の子、高市皇子の孫にて、既、三卷に注せり

朝波海邊爾安左里爲暮去者倭部越鴈四乏母

海邊は、ウミへど訓べし、ウナヒと訓たるは、大しき誤なり、凡て海邊をウナヒと云ること、古あることなし、既、二卷に具注せるが如し○倭部越、越字元曆本には、超と作り、部は、邊の意にはあらず、物へ行なと云へなり、但し畧解に、部は、エの如く唱ふべし、と云るは、甚非なり、凡てハヒフへホの言を、フキイウエヲの如く唱るは、後の音便にこそあれ、古は、皆いづれも、正しき音に唱へしなり、古義に深く通らずして、後の意もて、古書を注むとするは、中々のものこそなひなりけり、十卷(三十七丁)に秋風爾山跡部越鴈鳴者云々、とあるに同じ、○鴈四乏母は、鴈が一すぢに、さてもうらやましやの意なり、四は、例の其、一すぢなることを、おもくおもはする助辭なり、母は、歎息辭なり○歌意、かくれたるところなし、旅に在はと、倭の方へ飛越る鴈を羨て、よまれたる歌なり

〔右作歌之年月不審也。但以歌類便載此次〕

月字、舊本に脱たり、今は或本に従
太宰少貳石川朝臣足人歌一首
刺竹之、大宮人乃家跡住、佐保能山乎者、思哉毛君。

刺竹之は、枕詞なり、この詞は、まづ書紀聖德太子御歌に佐須陀氣能積彌波夜那祇とあるが、この枕詞の古く見えたるかぎりなれば、まづそれにつきていふべし、抑、佐須竹といふこと、甚心得がてなるにつきて、この佐須竹を立竹の意とするは、大誤なり、八雲立を八雲刺といへる例もあれば、立を刺とも通し、云べきことと、と思ふ人もあるべけれど、もし其意ならば、竹の多を清べきを、古書みな陀太等の字を書て、太は濁音なれば、必立竹の意ならぬを知べし、もし又立竹の意ならむとせば、佐斯竹といふべし、しかならむには、太の言を濁らむも、謂あることなるをや、つらく、按ふに、黍の別名にて、其源は、其幹を佐須竹といひ、其實を黃實と稱し、より起れる名にや、とおもはるゝなり、ざるは黍の幹は、竹に能似たるものなれば、竹とはいふべし、今、俗にも、襄荷の幹を襄荷竹、甘蔗を砂糖竹などいふゆるをも思ふべし、さてつねの竹は、幹中の、虚の廣きものなるに、黍は幹中に肉ありて、虚の窄り合たるによりて、狭虚竹と云るにやとそおもはるゝ、しか思ひよれるよしは、十一に刺竹齒隠有とあるは、世のつねの竹として、いさゝか心ゆかず、黍はこよなく葉長く、大やう其幹の葉に隠るゝものなるによりて、狭虚竹といへるは、即黍の幹のことにして、其幹の葉に隠るゝをもて、葉隠といひつゝ、けしにこそ、とおほねたり、なほくはしきことは、十一にいたりて、彼歌の下に云

るを、考合べし、かくて狭虚竹の黍といふ謂にて、君の枕詞としたるより轉りて、佐須竹之とて、皇子とつゞけ、二卷長歌の一本に刺竹之皇子といへること、二どころ見えたり、再轉りて、君の座大宮といふ意に、此には大宮とつゞけたり、此の如く大官とつゞけたること、此、下にも二首あり、又十五にも見えたり、又さらに轉りて、大宮の舍人といふ意に、舍人ともつゞけたるなり、十六に見ゆ、足引之は、山の枕詞なるが轉りて、石とも木とも山下風ともつゞけると、同じ例なり、○家跡住は家として住の意なり、○思哉毛君は、毛は、歎の意をふくめる辭なり、君は君よといはむがごとし、思ひ給ふや、いかに君よ、といふ意なり、君とは、旅人、卿をさして云り、○歌、意かくれなし、此は大伴、卿の家、佐保にありければ、かくよめるなり、三卷三十丁防人、司、祐大伴、四繩が、旅人、卿へ贈れる歌に、藤浪之花者、盛爾成來、平城京乎、御念八君とあるは、今と似たり

八 帥大伴卿和歌一首
隅知之、吾大王乃御食國者、日本毛此間毛、同登曾念。

歌、意は、吾大王の所知食國中のことなれば、大和國も、此、太宰府も同じことと、思へば、さのみ本郷戀しくは思はずとなり
冬十一月、太宰官人等、奉拜香椎、廣訖、退歸之時、馬駐于香椎、浦各述懷、作歌

香椎、廣、雅、字、舊本に、推と作るは誤なり、今は拾穂本に従つ、次なるも同じ、香椎は和名抄に、筑

拾芥抄
四年、公
廟宣日、
香椎社、
或稱神
功皇后
廟、或稱
仲哀天皇
廟、無一
定、今按
式部式
曰、凡諸
神宮司、
井檀日廟
司、以六

前國精屋、郡香椎、加須比とあり、志を須と云るは、後の轉訛なり、古事記に、帶中日子、天皇、坐穴門之豐浦宮、及筑紫、訶志比宮、治天下也、仲哀天皇紀に、八年春正月己卯朔己亥、到難縣、因以居檀日宮、神功皇后紀卷初に、足仲彥、天皇九年春二月、足仲彥、天皇崩於筑紫、檀日宮、三月壬申朔、戊子、皇后欲擊熊、熊而自檀日宮、迂于松峽、宮云々、後紀古本三十に、弘仁元年十二月壬午云々、奉幣帛於八幡大神宮、檀日、廟、養靜亂之禱也、筑前國風土記に、到筑紫、例先參謁于智襲宮、智襲可紫比也、さて其、廟は、今も香椎村にありと云り、續紀廿二に、遣太宰、帥三品船、親王、於香椎、廟、奏應、伐新羅之狀、廿四に、奉幣于香椎、廟、以爲征新羅也、とある趣によりて考るに、神功皇后をいはひ奉れるなるべし、兵範記にも、香椎大多羅志姬、宮とあり、式部式に、凡諸神宮司、井檀日、廟司、以六年爲秩限、また凡檀日、廟宮舍人一人、大臣武内、宿禰資人一人、預得考之例と見えたり、さて香椎をば、神社と申さずして、古書に廟とのみ有て、神名帳にも、載られざるを思ふに、神功皇后の新羅を征け賜ひし後、三韓國、ひたふるに、服従ひ參來し御代に、彼國より、此、皇后の御靈を、奉齋れる宮にやあらひ、されば皇國の凡ての神社の例に、非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其例を別むために、廟とは號け奉り賜へるにやあらひ、と本居氏いへり、○香椎、浦は、神功皇后紀に、檀日浦と見えたり

帥大伴卿歌一首

去來兒等香椎乃瀧爾白妙之袖左倍所沾而朝菜探手六

は香椎、浦の干瀧を云、○袖左倍所沾而は、裾のみならず袖までも沾ての意なり、○朝菜は、朝食の料の菜にて、海藻の類を云なり、○歌、意かくれたるところなし

大貳小野老朝臣歌一首

小野老の傳は三卷に委云り

時風應吹成奴香椎瀧潮于泊爾玉藻苺而名

時風は、潮のさしくる時に吹、風を云、○苺而名は、苺てひと云ことを、急にいへる言にして、苺ひと思ふことを、一向に強く云意なり、既、具、注り、○歌、意かくれなし、七、卷、十四、丁に、時風吹麻久不知阿胡乃海之朝明之塩爾玉藻苺奈とあるは、似たる歌なり、二、卷、十六、丁に、暮去者塩滿來奈武住吉乃、淺香乃浦爾玉藻苺手名、とも見ゆ

豐前守宇奴首男人歌一首

男人は、政事要畧廿二に、舊記云、養老四年、大隅日向、兩國隼人發亂、勅、以豐前守宇努首男人、爲將軍、祈八幡大神、伐之、多殺隼人、大勝之、於是爲放生會、報神恩、と見えたり、姓氏錄に、宇努首、百濟國君男、於奈會富意、於之後也、於は彌なるべし、とあり

往還常爾我見之香椎瀧從明日後爾波見緣母奈思

歌意は、いくたびも、往かへり往かへりしつゝ、見れども見足すおもしろき香椎瀧なるを、明日よりは、任國にかへりゆきて、後は見べき縁もなし、と思ふが、殘多しと、な

帥大伴卿遙思芳野離宮作歌一首

拾芥抄
四年、公
廟宣日、
香椎社、
或稱神
功皇后
廟、或稱
仲哀天皇
廟、無一
定、今按
式部式
曰、凡諸
神宮司、
井檀日廟
司、以六

隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里

隼人は國名なり、三卷十五丁に、隼人乃薩摩乃迫門乎云云、とある歌につきて具注り○湍門乃磐(磐字、舊本には盤と作り、康熙字典に、成公綏嘯賦、坐盤石、注盤、大石也とあるからは、から國にても、後世は、磐盤通用けるにや、今は類聚抄古寫一本古寫小本等に、磐とあるに従つ○湍門は、薩摩國出水郡の郷名なり、此も三卷に注り○尙不及家里は、猶如すありけり、と云ひが如し、受家利と云るは、古言なり、猶三卷に既委云り、三卷三十二丁に、尙不如來、七卷三十七丁に、尙不如家里、八卷五十七丁に、尙不如家里、十二十八丁に、猶不如家利などある、みな同じ○歌意は、薩摩の湍門の磐のけしきは、いとおもしろけれども、本郷近き吉野の瀧のめでたきには、なほ如すありけりとなり、薩摩は、太宰の所部の國なれば、香椎、廟より歸らるゝついでに、行て見られしなるべし

帥大伴卿宿次田温泉聞鶴喧作歌一首

次田は、和名抄に、筑前國御笠郡次田とあり、古今集詞書に、源のさねが、筑紫へ湯あみむとてまかりける時に云々、竹取物語に、くらもちの御子は、心たばかりある人にて、おほやけには、筑紫の國に湯あみにまからむとて、いとま申して云々などある、皆次田温泉なるべし、散木集に、わざの事はて、歸りけるに、すい田の湯のむかひに有ければ、立よりてあみむとはなけれど、足などをすゝぎて、ついでによめる、悲しさの涙と共にわさかへる、ゆゝしきことをあみてこそくれとあり

湯原爾鳴蘆多頭者如吾妹爾戀哉時不定鳴

湯原は、温泉のあるあたりなれば、云るなるべし○戀哉は、戀ればにやの意なり○歌意は、温泉のあたりの原野に鳴鶴は、吾妹に戀る如く、妻戀をすればにや、いつといふ時を定めたることもなく、常になくならむとなり、此歌、玉葉集戀部一に載

天平二年庚午勅遣擢駿馬使大伴道足宿禰時歌一首

舊本には、勅字より下、行を放ちて書り、今は元曆本古寫小本拾穂本等に從て、續け書り○擢駿馬使は、トキウマヲエラフツカヒと訓べし、臨時の勅使なり、駿は和名抄に、穆天子傳云、駿馬之美稱也、漢語抄云、土岐字萬、日本紀私記云、須久禮太留字萬とあり○道足は、續紀に、文武天皇慶雲元年正月癸巳、授從六位下大伴宿禰道足、從五位下、元明天皇和銅元年三月丙午、從五位上大伴宿禰道足爲讚岐守、五年正月戊子、授正五位下、六年八月丁巳、爲彈正尹、元正天皇養老四年正月甲子、授正五位上、同十月戊子爲民部大輔、七年正月丙子、授從四位下、聖武天皇天平元年二月壬申、權爲參議、三月甲午、授正四位下、九月乙卯、爲右大辨、三年八月丁亥、詔依諸司擢、云々右大辨正四位下大伴宿禰道足等六人、並爲參議、同十一月丁卯、爲南海道鎮撫使、

奥山之磐爾蘿生恐毛問賜鳴念不堪國

磐字、舊本には、盤と作り、盤字の事、此上に注り、今は類聚抄古寫小本等に從つ○本、二句は序なり、深き山の磐石に苔生たるは、物すごとくおそろしげに見ゆるものなれば、恐とつゝけた

るなり七、卷三十二丁、誓喻歌に、奥山之於石羅生、忍常思情乎、何如勢武とある、今は其歌詞を少し換て、當時の便にまかせけるなるべし、○歌意は、思ひかけず、恐くも歌作とあるもの哉、それは思ひに堪ず、あることなるにどなり

右、勅使大伴道足宿禰饗于帥家、此日會集衆諸相誘驛使葛井連廣成言須作歌詞、登時廣成應聲即吟此歌

道足宿禰類聚抄には宿禰道足と作り、○葛井連廣成は、續紀に、元正天皇養老三年閏七月丁卯、以大外記從六位下白猪史廣成爲遣新羅使、八月癸巳遣新羅使白猪史廣成等拜辭、四年五月壬戌改白猪史氏賜葛井連姓、聖武天皇天平三年正月丙子正六位上葛井連廣成授外從五位下、十五年三月乙巳筑前國司言新羅使等來朝於是遣云々葛井連廣成於筑前檢校供宮給獻之事、六月丁酉爲備後守、七月庚子授從五位下、二十年二月乙丑授從五位上、八月己未車駕幸散位從五位上葛井連廣成之宅留宿明日授廣成及其室從五位下縣犬養宿禰八重並正五位上、孝謙天皇勝寶元年八月辛未爲中務少輔懷風藻に正五位下(上敷)中宮務敷少輔葛井連廣成二首とあり、○登時拾穂本に之時と作るはわろし

冬十一月大伴坂上郎女發帥家上道超筑前國宗形郡名兒山之時作歌一首

坂上郎女は上に云る如く、佐保大納言安麻呂卿の女旅人、卿の妹なり、かれ兄君旅人、卿と太宰へ下りて、今度旅人、卿の京へ上らるゝに從て上るなり、○宗形郡、字舊本部と作るは誤

大汝小彦名能神社者名著始鷄目名耳乎名兒山跡負而吾戀之

千重之一重裳奈具佐米亡國

なり、今は古寫本古寫一本拾穂本等に從つは、和名抄に、筑前國宗像(牟奈)加多郡とあり、○名兒山は、宗像郡田島村の西にあり、荒自より田島へこゆる山なり、是いにしへ都へ上る大道なり、是より芦屋へ通りしと云、山の東の麓に、名兒浦と云所もあり、貝原氏名寄にいへり

大汝小彦名能神社者名著始鷄目名耳乎名兒山跡負而吾戀之、大汝小彦名能云々、この二神、天下を経營したまへるなれば、山岡などは云もさらなり、さてそのつくりしし山岡などに、各々名をも負せ賜へるならむ、故名づけそめけめとは云るなり、古事記に、大穴牟遲與少名毘古那、二柱神相並作壁、此國云々、書紀に、大己貴命與少彦名命、戮力一心經營、天下云々、出雲風土記に、飯石郡多禰鄉、所造天下大神大穴持與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處、故云種七、卷二十三丁に、大穴道少御神作妹勢能山見吉、また十八(二十五丁)に、於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲理伊比都藝家良志云々、これもこの二神の天下造らし、御功によりて、かく云傳たるなり、又續後紀十九與福寺僧長歌に、日本乃野馬盛龍國遠賀美侶伎能宿那那古那加草菅遠殖生志津々、國固米造介牟與理云々、これに大汝を略きて云ざるは、いかなるよしにか、なぞ見えたり、さて大汝と申御名、義は、大は例の美稱なり、那も稱名にて、牟遲は、書紀に貴字をかける、其字の意なり、猶委く三、中(丁)に釋り、小彦名は、小は、御形の少きによりて申し、彦は、日子にて尊稱、名は稱名なること、大那牟遲の那に同じ、○奈具佐米亡國、米字、舊本に、末と作るは誤り、今は古寫本古寫一本拾穂

本等に從つ、舊本にも訓はナグサメナクニとあり、亡字、舊本に七と作るは誤なること著ければ今改つ、は、不令戀ことなるに、と云意なり○歌意は、大汝少彦名神こそは、此山を作らし賜ひて、名兒山と云名を、名づけ始め賜ひけり、さらば此山を越むには、和と云山、名にしおひて、吾心をも慰さましむべきに、さはなくて、わが都戀しく思ふ心の、千重の一重をも、なぐさましめぬことなるに、となり、奈具、奈具、奈具、奈具、皆通ひて和る意なり、七、卷十九丁に、名草山事西在來、吾戀、千重、一重、名草、目名、國○略解に、今の歌、大汝の句の上に、猶句のありしが、脱しにや、又反歌もありしが、傳らぬなるべしと云るは、大しき誤なり、こはもとのまゝにて、いとよく聞えたるを、何によりて、脱句あるべしとは疑へるにや、いとも心得ぬことなり、又長歌に反歌のなきは、集中にも甚多かるを、反歌の傳らぬにやと云るも、固陋なる説を

同坂上郎女向京海路見濱貝作歌一首

向京、二字、舊本にはなし、今は元曆本類聚抄古寫一本拾穂本等に從つ○貝、字、舊本に貝と作るは誤なり、今は類聚抄古寫小本拾穂本等に從つ

吾背子爾戀者苦暇有者拾而將去戀忘貝

拾、字、舊本に拾と作るは誤なり、今は類聚抄古寫一本古寫小本拾穂本等に從つ○忘、字、舊本には忘と作り、忘の字のこと、首、卷にいへり、今は古寫小本拾穂本等に從つ○歌意は、吾夫子を戀しく思へば甚辛、苦し、しばしやすらふべき暇あらば、戀しく思ふことを、忘るゝといふ忘貝を、濱に出て拾、撫てゆかむとなり

冬十二月太宰帥大伴卿上京之時娘子作歌二首

凡有者左毛右毛將爲乎恐跡振痛袖乎忍而不香聞

之、字、舊本にはなし、今は目錄ニ從つ○娘子は、遊行女婦兒島なり、次下に見ゆ
左毛右毛將爲乎は、カモカモセムヲと訓べし、七、卷二十四丁に、事痛者左毛右毛將爲乎云々とあり○恐跡、跡、字、元曆本に、路と作るは誤なり、は、恐、故に、と云意なり、すべて云々、美等と云等は、助辭にて、ことに意なし、十三、二十九丁に、雖思効乎無見云々とあり、三、卷六十丁に、雖戀効矣、無跡とあり、同意なるを合考て、其餘なるも、等の辭に、ことに意なきを知べし○振痛袖乎は、舉、まほしき袖を、といはむがごとし、多伎は、愛多伎な、といふ多伎に、同、じ○忍而有香聞は、堪、忍てある哉の意なり○歌意は、凡人ならば、ともかくもすべければ、思ふまゝに、袖をも舉べ、に、貴人なれば、恐、故に、忌憚りて、舉、まほしき袖を、堪、忍て、振、す有哉となり

倭道者雲隱有雖然余振袖乎無禮登母布奈

無禮、登母、布奈とは、無禮は、十二、九丁に、妹、登曰者無禮、恐云々、繼體天皇紀に、輕、安閑天皇紀に、輕、續紀廿五詔に、無禮之、且、不從、奈、賣、久、在、牟、人、乎、方、云々、賣、字、本には、壹に、誤、本、居、氏、の、かく、改めたるそよ、枕冊子に、郭公を、いと、なめ、くら、た、ふ、聲、を、心、う、さ、云々、な、は、中、昔、物、語、書、にも、多くなめげなるといへり、母、布、奈、は、勿、念、なり○歌意は、君が行大和路は、甚遙かにして、雲隱たり、されども、な、は、見、ぬ、す、なる、ま、で、も、吾、袖、を、舉、て、慕、ひ、奉、る、を、無、禮、なる、わ、ざ、なり、と思ひ、どがめ、た、ま、ふ、こ、と、な、か、れ、一、度、は、堪、忍、へ、て、あり、しか、ど、な、は、戀、慕、ひ、奉、る、に、得、堪、忍、へ、ず、し、て、す、る

ことなれば、さるかたにおもほしのどめたまへとなり

右太宰帥大伴卿兼任大納言向京上道此日馬駐水

城願望府家于時送卿府吏之中有遊行女婦其字日兒島也

於是娘子傷此易別嘆彼難會拭涕自吟振袖之歌

馬駐水城拾穂本には、駐馬于水城と作り、水城は左歌下に注すべし○史字古寫小本には、使

と作り○日字舊本に、日と作るは誤なり、今は古寫本古寫小本拾穂本等に從つ

大納言大伴卿和歌二首

日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃子島所念香裳

日本道とは吉備は大和國へ通ふ道なれば云り、景行天皇紀に、既而從海路還倭到吉備以渡

穴海と見ゆ○吉備兒島は古事記に、生吉備兒島亦名謂建日方別とあり、同記仁德天皇條に

も、兒島見ゆ、備前國の海中にあり、本居氏兒島は吉備國に兒の如く附たる故の名なるべし

と云り、後には、備前國、郡名になれり、欽明天皇紀に、備前兒島、郡和名抄に、備前國兒島、郡古之

末とあり○歌意は、吉備の兒島を見つゝ、過て行ひほど、名の同じければ、娘子の兒島がこと

を思出て、いよゝ戀しく思はれむかとなり

大夫跡念在吾哉水莖之水城之上爾泣將拭

第一二句は、一卷軍王歌二卷舍人親王御歌四卷家持卿歌などとはじめて、集中に多き詞な

り○水莖之は、本居氏云、みづくしき莖といふことにて、草木の莖なり、さてくきといへば、

即木のことにも草のことにもなれり、木神を久々能知といふにて心得べし、水城とついで

たるは、やがてみづくしき莖のみづ木と重ねたるなり、なほ水莖の岡とよめる歌など、玉

勝間一卷に委く説り○水城之上は、天智天皇紀に、三年云々、此歳云々、又於筑紫築大堤貯水

名日水城、續紀に、天平神護元年二月辛丑云々、太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭爲修理水城

專知官松下氏云、後宇多天皇弘安四年、高麗賊船五百艘、與蒙古十萬軍船共至八角島、見元史

時關東大軍及九國二島兵、悉集于水城、更修水城、數十里間、以大石築之、高一丈餘、其上平坦、乘

馬直下賊船、和名抄に、筑前國下座郡三城美郡木乃倍など見えたり、上は邊といは

むが如し○泣將拭は、廿卷三十四丁に、麻蘇埜毛知奈美、太平能其比牟世比都々云々とあり

○歌意は、かねては何事にもたゆみなからむを、しき丈夫と思へる吾なるものを、娘子が

故に別を悲みて、水城の邊にて、めしく涙拭はむかとなり

三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故郷作歌二首

舊本、大納言より下行をはなちて書り、今は元曆本拾穂本等に、從て續け書り○故郷は、神名

火の里なり○作字舊本にはなし、目錄にあるに從つ

須臾去而見牡鹿神名火乃淵者淺而瀨二香成良武

須臾は、シマシクモと訓べし、十五丁四丁に、筑紫道能云云、思末志久母見禰婆古非思吉云々、

又三十一丁於毛布惠爾云々之末思久毛伊母我目可禮豆云々などあり○神名火は、高市郡

飛鳥のなり○淺而は、アセニテと訓べし、略解に、アサビテとよめれといかゝ爾は、奴のかよ

萬葉古義六上

二十八

へるなり、三卷二十二丁に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香袋これアセニ
とよむべき證なり、こゝは淺の下に、爾か去かの字なを脱しか、又然すともアセニテなり○
歌意は、すべて淵は瀬にかはりゆく、世のならひなれば、故郷の神名火川の淵も、瀬に變りあ
せ行て、昔のさまは、ありしにもあらぬ形になりぬらひか、暇あらば、しばしだにも、行て見た
き哉となり

指進乃栗栖乃小野之芽花將落時爾之行而手向六。

指進乃は、枕詞ときこゆ、説々あれど、皆あたらす、按に乃、字は、六か武かの寫誤なるべし、さら
ばサシス、ハムと訓べし、指進は、刺荒むと云に同じ、ス、ハムとス、サムとは普通ひて、同言な
ればなり、逆立刺の刺荒む栗と云意に、いひかけたるならむか、されど穩ならず、なほよく思
ふに、廿卷三十一丁に、牟浪他麻乃久留爾久枳作之加多米等之云々とある、久留は、戸櫃にて、
枕詞よりは、群玉之轉と云意に、いひつけたるなり、さればこゝの指進も、村玉の寫誤なる
べきにや、(村玉を、草書にて、持進と書誤れるならむ)さらば數々貫連たる群玉の轉々とする
めく意に、(神代紀に、輻輳然解其左、醫所纏五百箇、統之瓊綸、注に、輻輳然、此云乎謀苦留々爾と
あるに同じ)、栗の言につけたる枕詞なるべし、なほ久留と云言は、大鏡五に、南殿に出させ
給ふに、いとひろき殿のうちに、のこらすくるべきあるけば、いみしうけうせさせ給ひて云
々、これも轉々とするを云、驛車をクルベキと云も意同じ、又目を眩すなども、其謂なり、又
按に、書紀履中天皇卷、初に、密聚精兵數百於糧食栗林云々とあるは、即今の栗栖と、全、同地な

り、これによりて、竊考るに、もしは指進は、搔食なりけむを、打とけ書に、搔とかきしを、指に寫
誤り、食とかきしを、進に寫誤りて、今の如くなれるものにもあらむか、さらばカキハミノと
訓べし○栗栖乃小野は、和名抄に、大和國忍海郡栗栖とある地の野なり、古本後紀十四に、大
同元年六月癸巳朔、是日勅池之爲用、必由灌漑、栗林之用、良爲得實、今諸國所有、蓮池并栗林等、
或決灌田之水、潤彼芙蓉、或占无實之林、寄言供御、如此之類、必妨百姓、宜遣使子細勘定之、とあ
るを見れば、栗栖も、栗林より負る地名ならむ、(契沖云、大伴、卿の故郷は、第三にも、かぐ山のふ
りにし里とよみ、こゝにも、神なひの淵とよみて、飛鳥の邊なれば、此栗栖らかき所なり、古事
記に、雄略天皇御歌に、ひき田のわかくるす原とよませたまふは、泊瀬にて、城上郡なれば、今
少しへだたれるゆゑに、忍海郡栗栖とこゝろうべし、續古今集に、見渡せば若菜採べくなり
にけり、栗栖の小野の芽の燒原、新續古今集に、眞芽原千草の糸を栗栖野に、日を経て織や錦
なるらむなどあり○芽花、芽字、舊本に芽と作るは誤なり、今は古寫本古寫一本拾穗本等に
従つ、類聚抄には、芽子と作り○末句は、行て手向むとする頃は、落がたになりなむの意なり、
手向六は、土地神などへ供養ひの意にて、よまれしなるべし○歌意は、故郷の栗栖の小野の、
はぎが花の盛なる内には、やく行て、土地神へ手向奉りたく思へども、行べき暇のなければ、
暇申請て、行て手向むとする頃は、早落がたになりなむをとなり、(契沖、此卿今年秋七月辛未
に薨せられたる時、仕人金、明軍がいたみてよめる五首の歌の中に、かくしのみありけるも
のをはぎの花、咲て有やと、いひし君は、もしかれば、此歌は、いまだこゝちそこなはれぬほど、

八月中旬の比は、御いとま申て、故郷へ歸りて休息せむと心わてにおもはれけるなるべしと云り

四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲磨作歌一首并短歌

舊本藤原より下、行をはなちて書り、今は元曆本拾穂本等に從て、續け書り○遣西海道云々は、續紀に、天平四年八月丁亥、從三位藤原朝臣宇合、爲西海道節度使、懷風藻に、五言奉西海道節度使之作、往歲東山、從今年西海、行人一生、真幾度、倦邊兵、とあり○高橋、連蟲磨は、傳未詳ならず、既、三卷左注に出たり

白雲乃瀧田山乃露霜爾色附時丹打超而客行公者五百隔山伊割見賊守筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常伴部乎班遣之山彦乃將應極谷潛乃狹渡極國方乎見之賜而冬木成春去行者飛鳥乃早御來龍田道之岳邊乃路爾丹管士乃將薰時能櫻花將開時爾山多頭能迎參出六公之來益者

白雲乃、は、發と、かゝれる枕詞なり、九卷(二十丁)に、白雲之龍田山之、又(二十一丁)白雲之立田山乎、などよめり○露霜は、既、具、注、り○公、字、拾穂本には、君と作り、次なるも同じ○五百隔山は、數多く重れる山を云○伊去割見は、伊は、發語なり、割見は、二卷(三十九丁)に、石根左久見手名積來之祝詞式に、磐根木根履佐久彌豆など見ゆ、既、二卷に具、注、り○賊守は、筑紫には、異國の

寇賊を守る爲に、水城などを築、防人をもすゑおかるれば、かくいへり廿卷(十八丁)追痛防人悲別之心家持、卿作歌に、之良奴日筑紫國波安多麻毛流於佐倍乃城會等、ともよめり、書紀宣化天皇、卷に、元年夏五月辛丑朔、詔曰、夫筑紫國者、遐邇之所朝、屢去來之所關、門云々、天武天皇、卷、上に、栗隈、王承符對曰、筑紫國者、元戎邊賊之難也、などあるが如し○山乃曾伎野之衣寸見世常は、曾伎は、二ながら、會計に通て、山野の至極を云、三卷(四十五丁)石田、王卒之時、丹生、王作歌に、天雲乃曾久敵能極とある曾久敵も同じ、なほ彼處に具、注、り見世常は、メセトと訓べし、見賜へと云が如し、さて巡り見よと伴、部に令せるよしなれば、見賜へと云意にいはいは、いかいなるやうなれと、天下、公民に、勅ふ命に、聞召止宜とある例に准べし○伴部乎は、節度使に従事する伴部の人々を云なり○班遣之遣字、元曆本に迷と作るは、誤なり、は、アガチツカハシと訓べし、彼處此處に、手を班ちて遣しと云なり、アガチの言は、神代紀に、廢渠槽、此云秘波、都と見ゆ、波は、阿字の誤なり、二卷(二十七丁)に、天地之云々、神分々之時、爾とあるも分は、アガチと訓べく、おほゆ、雄略天皇、紀に、散遷秦民使獻庸調、かげろふの日記に、さべき所々にやりあがつめり云々、など見えたり、又後撰集題詞に、太政大臣の左大臣にて、すまひのかへりあるじし侍ける日、中將にてまかりて、事をはりて、これかれまかりあがれけるに云々、とあるわがれも同じ言ながら、自他につきて、その活用のがへるのみなり○山彦乃將應極は、此方に發聲の、彼方の山に響て應ると、山彦の應、といふ、いはゆる木靈の答ると云是なり、十卷(十八丁)にも、里人之聞戀麻田山彦乃答響萬田と、霍公鳥の聲をよめるも同じ、此處

は漏方なきをいへるなり○谷潜乃狹渡極は五卷七丁に多爾具久能佐和多流伎波美とある處に具注り以上四句は漏る方落る地なきよしを云るなり○國方乎は出雲國造神賀詞に出雲臣等我遠祖天穗日命乎國體見爾遺時爾云々とあるに同じ國のありさまといふはどのことなり○見之賜而はシタマヒテと訓べし○シとよまひは甚わるし既具注り○冬木成は春の枕詞なり既出つ○春去行者は春になりなばと云むが如し○飛鳥乃は早を云む料なり○早御來御字は却の誤なるべし○ハヤカヘリコチと訓べし○丹管士は紅躑躅なり三卷五十一丁に出つ○山多頭能は枕詞なり古事記下卷衣通王御歌に夜麻多豆能牟加閉袁由加牟云々此云山多豆者是今造木者也と見えたり本居氏の古事記傳に山多豆は山鉾にて鉾のことなり造木の造は建字を誤れるにて建木はタヅケの借字なりタヅケは立削鉾などある其なりさて鉾は乃を吾方へ向へて用ふ物あるによりて山多豆乃と云て迎の枕詞とせるなりといへりこの御歌集中二卷始磐姫皇后御歌の古注にも引るに就て余もはじめ本居氏の説をさることうべなへりしに依て彼處にそのよし注し置つるを近き頃加納諸平右の説をもときて記傳に造木を建木の誤なりとせるは中々に誤にて造木はミヤツコギといふ木なりといへるにおどろかされて更らに熟考るに信に諸平が説是れるによりてなほ詳悉に左にことわるべしともそも山多豆といふは今世に云多豆乃木のことなるが其を上古には山多豆と云けむをかの古事記を記されたるはとはやく山多豆の稱は大かた失て其世に至は造木と呼りしによりてかの御歌に山多豆と宣

へるは今世に云造木なりと註したるなりしかれども多豆の稱もむげには亡はてずして今世までも多豆乃木と云稱の遺れりしなりかくて多豆乃木といふと造木といふとやがて一物なるよしは和名本草に女貞和名美也都古岐一名外都乃岐ともあるにてしるし但漢名女貞といふものは今世にいふぬすみもちといふ木にて多豆乃木にはあらず漢語抄等に女貞を比女都波木とせるは即ぬすみもちの古名を然云りしならむか猶尋ぬべし多豆乃木は漢名接骨木とも續骨木ともいふこれなりされど女貞と接骨木とは其形状の似たるところのあるより古より女貞をも多豆乃木に充來りたるべしすべて古人の草木鳥虫類の此方の古名に漢名を當たるにはたゞ一二のみにあらず書によりて彼と此とたがへること許多なるは人々の心々にて大かたにものしたること多かるが故なれば字に就てとかく論ふまでもなきことなり又和名抄には本草云接骨木和名美夜都古木拾遺本草云女貞和名太豆乃木楊氏漢語抄云比女都波木とありかく抄に美夜都古木に漢名の接骨木を充たるはよけれども多豆乃木を女貞のこととして造木とは別物のごと思へりげにきこえ又字鏡には女貞實比女豆波木又造木と見えて女貞造木一物と思へりげに聞えたる共にいかいなり今世に多豆乃木とも木多豆とも爾波等許とも云は皆一物なるよしはやく小野博も云るが如しかくて爾波等許といふは美夜都許の訛なることはさらにて爾波等許木といふべきを木と云をさへ後に除きて呼しこと決しさて此木は高さ一丈に餘れるが深山には自に生たるも多く又人家に栽たるもまゝありて折傷を治し筋

骨をつぐに功あるよし、これによりて漢土にては、接骨木の名を負せたるなり、又多識篇に、接骨木、和名美也豆、古幾、今云加牟保久と見えたる、造木に、接骨木を當たるはよけれども、其を今世に、肝木といふよし、いへるはたがへれど、肝木といふ木も、折傷を治す能ある木なるによりて、接骨木とまがへるなり、なほ此木のごとは、品物解に詳悉く云べし、合見て考べし、かくて此木、春の始、諸木に先立て、芽を出すが、枝葉ども、他木の如く片違には出ずして、對ひ合て出るによりて、山多豆の對ふと云意に、云かけしものなるべし、と諸平がいへるは、さることなり

反歌一首

一首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし
千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常會念

千萬乃、千、字、舊本に千と作るは誤なり、今は元曆本古寫本古寫一本拾穂本等に從つ、二、卷二十七丁に、千萬神之神集とあり、數多くてはかりなきを大方にいへり、○言舉不爲十三に、嶋倭之國者、神柄跡言舉不爲國、雖然吾者事、上爲とよめり、まづ言舉とは、言語に舉て、とにかく云たつるよしの言なり、神代紀に、遂に出雲國、乃興言曰云々、又高言とも見えたり、○取而可來は、本居氏云、討平けて歸來べきといふなり、捕へて率て來るには非ず、殺を登流と云は、古事記景行天皇條に、詔之、西方有熊會建二人、是不伏无禮人等、故取其人等而道、また取伊服岐能山之神、幸行、安康天皇條に、人取、天皇延喜十四年、渡會、神主本系、卷向、玉紀宮

御宇、天皇、御代、越、國、荒、振、兎、賊、阿、彦、在、天、不、從、皇、化、取、平、仁、罷、止、詔、天、標、劍、賜、遣、支、即、幡、上、罷、行、取、平、天、返、事、白、時、天、皇、歡、給、天、大、幡、主、名、加、給、支、な、ど、も、あ、り、常、に、鷹、の、鳥、を、取、猫、の、鼠、を、取、鶉、の、魚、を、取、な、ど、云、類、の、取、も、も、と、同、意、な、り、○歌、意、は、た、ど、ひ、千、萬、と、數、多、く、は、か、り、な、き、大、軍、賊、に、て、あ、り、と、も、ど、に、か、く、云、た、つ、る、こ、と、な、く、安、ら、か、に、討、平、て、歸、來、す、べ、き、ま、す、ら、た、け、を、と、そ、た、の、も、し、く、お、も、ふ、と、な、り

○舊本、此處に、右、檢、補、任、文、八、月、十、七、日、任、東、山、山、陰、西、海、節、度、使、と、注、せ、り、(東、下、に、海、字、を、脱、し、山、山、の、間、に、陽、字、を、脱、せ、る、か、)後、人、の、し、わ、ざ、な、り
天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌

天皇は、聖武天皇なり、○賜酒は、右と同じ度なり、○節度使卿等は、續紀に、聖武天皇天平四年八月丁亥、正三位藤原朝臣房前、爲東海山陽二道、節度使、從三位多治比、真人縣守、爲山陰道、節度使、從三位藤原朝臣宇合、爲西海道、節度使、と有是なり、○御歌、畧、解、に、御、下、製、字、有、べ、し、と、云、る、は、甚、誤、な、り、賜、云、々、御、製、歌、と、云、る、例、一、も、有、事、な、し、既、委、し、く、云、り、は、オ、ホ、ミ、ウ、タ、と、訓、べ、し、食、國、遠、乃、御、朝、庭、爾、汝、等、之、如、是、退、去、者、平、久、吾、者、將、遊、手、抱、而、我、者、御、在、天、皇、朕、宇、頭、乃、御、手、以、搔、撫、曾、禰、宜、賜、打、撫、曾、禰、宜、賜、將、還、來、日、相、飲、酒、曾、此、豐、御、酒、者、

遠乃御朝庭爾庭字拾穂本には、延と作り、既委云り、太宰府鎮守府の類をいへる稱なり、○汝等之は、イマシランと訓べし、汝は、十四五丁に、伊麻思乎多能美云々、續紀高野天皇大命に、朕

我天先帝乃御命以天朕仁勅之久天下方朕子伊末之仁授給云々など見えたり之は例の
其一すぢなることを云助辭なり(ナムタチシ)とも訓へきにや貞觀儀式十二月大饗儀に云
々與里乎知乃所乎奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜豆云々とありナムヂラガと訓は、い
さゝかよろしからず)〇如是退去者退字古寫本に追と作るはわろし)は如是節度使に罷な
ばとなり〇平久吾者將遊はかく東海山陽山陰西海と班りて卿等が罷りなばいかなる事
ありとも鎮め治めむ事はさらにていとたのもしければ無事平安に朕は月花に遊ばむと
と詔へるなり〇手抱而抱字古寫本に把と作るは誤なり(テウダキテ)と訓べし(ウダク)は腕
纏と云言の約まれるにて其説は三卷に具云りき此は無事平安なる御形を詔へるあり(か
らふみ昔武成に垂拱而天下治と云る注に垂衣拱手而天下自治とある意なり)〇我者將御
在は朕はおはしまさむと詔へるなりかく御自の御うへの事を御自詔ふに尊て詔へる
こと天皇威稜の二なくありがたかたけなき事一卷初に委辨たるが如し〇天皇朕は
スメラワガと訓べし〇宇頭乃御手以は神代紀一書に吾欲生御宙之珍子とありて訓注に
珍此云于圖神武天皇紀にも珍彦此云于磐昆古とありまた大殿祭祝詞に皇我宇都御子皇
御孫之命とあり又諸祝詞に宇豆乃幣帛などもあり本居氏宇豆は師説に高く殿さことな
りとあり今言に人の容良をうづ高さと云もよくなへりと云り以はモチと訓べしモチ
と訓はわろし)〇搔撫會は搔は御手して物し賜ふことに添たる御詞にて撫愛しみたまふ
意なり〇福宣賜は勞らひ賜ふと云なり(俗言に苦勞なることいひて慰さむる意なり廿卷

(十九丁)に伊佐美多流多家吉軍卒等彌多麻比云々古事記に泥疑教覺豊後風土記に彌疑
野在柏原野之東云云天皇親欲伐此賊在茲野勅歷勞兵衆因謂彌疑野などあるにて知べ
し(本居氏云勞兵衆は其勞を思ひて俗に大義ながらと云こゝろばえを以て稱慰めて兵衆
の勤しからむことを希ふ意なり)〇打撫會は打も搔に同じ御詞にて搔撫會と詔へるに同
じ〇將還來日云々十九(二十四丁)孝謙天皇賜酒肴入唐使藤原朝臣清河等御歌に四船舶能
倍奈良倍平安早渡來而還事奏日爾相飲酒會斯豐御酒者とあるに同じ〇相飲酒會は此
時に賜へる大御酒は事終り真幸くて還來む時又相共に飲む御酒とよと詔ふなり〇此豊
御酒者は卿等に今賜ふ所の此豊御酒者と詔へるなり豊とは酒を祝ていふ稱なり古事記
上卷須勢理毘賣命御歌に登與美岐多豆麻都良世下卷雄略天皇太后御歌に登余美岐多豆
麻都良勢續紀十五元正天皇御歌に等與美岐麻都流此卷二十八丁に大夫之麟豐御酒爾な
せあり

反歌一首

大夫之去跡云道曾凡可爾念而行勿大夫之伴

一首二字古寫小本拾穂本等にはなし
去跡云道曾本居氏道とは行事を云凡て物へ行く事を指て道と云ること古事記上葦原中
國言向に遣むとて天尾羽張神をめし給ふ時に答自恐之仕奉然於此道者僕子建御雷神
可遣中昔までも古今集に人造の道ならなくにと云るたぐひ歌にも詞にも多かり漢文に

此行なぞ云行字にあたりと云り、丈夫とある人の任られて行と云なる、此度の道と云なり。○凡可爾は、オロカニと云に同じ、おほよそにと云が如し、十九(十四丁)に、知智乃實乃父能美許等波播蘇葉乃母能美已等、於保呂可爾情盡而念良牟其子奈禮夜母廿卷(五十一丁)に、於煩呂加爾已許呂於母比豆牟奈許等母於夜乃名多都奈、昔紀仁德天皇、御歌に、菴怒瑩破赴以破能臂謎餓、飲朋呂伽理枳許瑩怒、また此、集十八(九丁)に、於呂可爾會和禮波於母比之とも見えたり、さて此、詞は、まづ於保は、集中に於保爾見之、など云る於保にて、呂可は、添たる辭なり、呂は、虚言を、乎會呂と云呂に同じ、可は、遙曲などの可と同じ、かゝれば何にまれ、細に精明らかならぬを云詞なり、臆も本同言なり、後、世於煩呂と煩を濁て唱は、非なり、また、鬱悒於保束無なぞ云も、も同言より出たり、恐をオロカと云も、物に暗くて、明らかならぬ意にて云へば、これも同言なり、さてこれを於呂可とも云は、於保呂可の保を略けること思はるゝことなれど、略けるには、あらず、大字の意なるをば、於とも於保とも、古言にいへること多ければなり、ざるは、於保は、もと大と太と二言を、一にわはせていひ初たる言なれば、於とのみ云ても、大字の意ある言となれり、なほその委しき説は、雅言成遷にいへり、披見て考ふべし、されば、於保呂可と云も、於呂可と云も、實は、具くいへると、否ぬとの差別のみにて、意は同じことなりと知べし、但し、智に對へる愚を、打まかせてオロカと云は、やゝ後のことにて、古にはなし、ざるは、愚者は、なすわざいふ言などの、おろかなりと云、では、言足はず、たゞに愚を、凡るかとは、云べからねばなり、愚をば、カタクナと云、古なる、皇極天皇紀に、愚癡字鏡に、癡

也、加多久奈、又也、牟志と見ゆ、癡癡の誤か、また、催馬樂夏引に、加太久名爾毛乃以不乎美名、榮花物語に、志禮加多久那之幾なぞ見えたり、九卷、詠水江浦島子歌に、世間之、恐人之とあるをも、カタクナヒト、と訓べきことなり、猶彼處に具説べし、しかるを古今集序に、さかしおろかなりとし、ろしめしけむとあれば、彼頃は、やゝ轉りて、愚を打まかせて、オロカと云ことには、なれなり、○大夫之伴は、正荒雄のともがらよの御意なり、諸道の節度使を、ひろくさして詔へる故に、伴と宣へるなり、○大御歌、意は、をしき丈夫にてある人の任られて行と云なる、此度の道と、おほよそに、並々の道と思ひて行こと勿れ、ますらをの輩よとなり、〔右御歌者、或云、太上天皇御製也〕

この注、古寫小本にはなし、元曆本には、小字に書入たり、元はなかりしなるべし、○太上天皇は、元正天皇なり

中納言安部廣庭卿歌一首

廣庭卿の傳は、三上、丁に委、云り
如是爲管、在久乎好叙、靈剋短命乎、長欲爲流。

管字、舊本に、管と作るは、誤なり、類聚抄古寫本古寫小本拾穂本等に從つ、○在久乎好叙は、ある事がよき故にその意なり、在久は、アルの延りたる言なり、ラクの切ル、○靈剋は、命の枕詞なり、もと多麻岐波流は、現の枕詞にて、其を轉して、命とも、世ともつゞくる事、既、委く云るが如し、○歌、意は、ありながらへて、如此しつゝ、此事の時にあへるが、よろこばしき故にこそ、は

かなき露命の短きをも、いかで長くもがなわれかしと欲すれとなり、契沖云、此歌は、もし酒を節度使にたまへる時、よまれたるか、さらすても、君臣あひよるこふ時の歌なるべし

五年癸酉超草香山時神社忌寸老磨作歌二首

舊本超字より下行をはなちて書り、今は元曆本拾穂本等に從て、續け書り○草香山は、河内國河内郡に、今も日下村あり、伊駒山の西方なり、神武天皇紀に、三月遡流而上徑至河内國草香邑、青雲、白肩之津とあり○神社、忌寸老磨は傳未、詳ならず、神社は氏なり、續紀に、神社忌寸河内と云あり、書紀孝德天皇卷に、神社福草といふも見えたり、社字をコソと訓こと、契沖は、乞字、コソとよみて、こひねがふ心なり、しかれば神のまします所にて、さまじくの事を、こひねがひたてまつるゆゑに、社字をコソとはよむなるべしといへれど、其意迂し、もし社は、杜字にてあらむか、杜は、字鏡にも、毛利と訓たる字なれば、木苑の義にてあらむか

難波方潮于乃奈凝委曲見在家妹之待將問多米

潮干乃奈凝は、四卷に具注り○委曲見活字本見の下に君字あり、名の誤なるべし、さらばヨクミテナと訓べしは、ヨクミテムとよむべし、與久は、此に委曲の字を書る如く、委曲によくよくといふ意なり、十卷十七丁に、朝戸出之君之儀乎曲不見而長春日乎懸八九良三とある曲も同じ○歌意は、難波潟潮干の餘波のおもしろくなつかしきけしきを、委曲によく見えてゆかむ家に留れる妹が、吾を待たて待つて、難波の風景いかにやと問ひ、その日の爲にとなり、七卷二十丁に、玉津島能見而伊座青丹吉平城有人之待問者如何とあるに似たり

直超乃此徑爾師互押照哉難波乃海跡名附家良思裳

此歌は奈良より難波へ來る道に、草香山を超える時、難波海を見やりてよめるなり、八卷草香山歌に、忍照難波乎過而打麻草香乃山乎暮晚爾吾越來者云々とあり、直超乃云々、古事記に、大長谷若建命、自日下之直超、道幸行河内云々、本居氏、此は倭の平群郡より、伊駒山の内、南方を超て、河内國に至り、若江郡を経て、難波に下る道にして、今世に、暗峠といふ是なり、さて今の日下村は、此道には非ず、や、北方なれども、久佐加と云名は、此坂より出て、古は此坂のあたりをも、日下と云りけむ、さて此道近き故に直超とは云なり、書紀神武天皇卷に、乃還更欲東踰駒山而入中州とあるも、此道のことなり、直越と云ことは、十二三十九丁に、磐城山直越來益十七四十九丁に、之乎路可良多太古要久禮婆などもありと云り○押照哉云々、この押照は、もと難波の枕詞にて、其本意は、三卷に委説るが如し、今の歌意へかけて思ふは、わろし、さて此歌にては、荒木田氏説に、押照は、此字意の如く、海上の照光るを云言なるべし、卷七に、押而照有此月者、卷八に、月押照有などあり、今も船人の言に、風浪もなく和たる海を、ひかると云り云々といへり、其意なり、押は押並る意にて、海上一面眞平らかに、押並て照よしなり、かげるふ日記に、さきにやけにしとこる、こたみはおしなぶるなりけり、とある押並るに同意なり、但し荒木田氏説に、難波は、和庭の意にて、海上の平らかなるを見て、和庭の海と名附そめけるなるべし、といふ意にて、よめるならむといへれど、難波を、和庭の意と云るは、うべなひがたし、いかにとなれば、押照難波といふが、此歌作るほどは、

やがて既く彼地の名の如くなりて、難波宮を、押照宮ともいひしとおもはれて、廿卷に、櫻花
伊麻佐可里奈里難波乃海於之、互流宮爾伎許之、賣須奈倍、とよめるを思ふべし、さればた
押照と云のみへ係て、難波といふ迄は、かゝらぬなるべし、さて荒木田氏は、此枕詞の發りを
も、此歌によりたれども、さにはあらじ、こは老麻呂も、号の本義を思はざるにはあらざれど
も、たゞ當時の興に、海上の押照意にとりなしたるのみにて、たとへば古今集に、といめわへ
ずうべもとしとはいはれけり、しかもつれなくすぐる齡か、拾遺集に、秋ふかみ戀する人の
明しかね、夜を長月と云にや有らむ、などよめる類に、只その時の興にとりなしてよめるに
て、此等は、言の本義にかけて解とさはいたぐたがふことの多からむ、これら作者の言の本
義をとりうしなへると云ものには非ず、只當時の興に應せたるのみなり、○歌意は、この難
波の海を、古歌に押照とよめるに、今此直越の道より見やれば、あの難波の海上の、押照と清
白に見ゆるよ、されば昔人も、難波に押照てふ名を、此草香の直越の道より見やりて、名づけ
そめけらし、さてもよく相應たる名を負せしものと、當時の景色を興じてよめるなり、本
居氏の云る如く、三四一二五、と句を次第て見ときは、いとほやくきこゆ
山上臣憶良沈痾之時歌一首
沈痾は、既、五卷に、この人沈痾、自哀文あり、又老身重病、經年辛苦、及思兒等歌七首、とて載たり、
七首の歌の奥に、天平五年六月丙申朔三日戊戌作とあれば、此歌も其前後に作るなるべし
士也母空應有萬代爾語續可名者不立之而。

士也母云々は、フトコヤモ云々と訓べし、也は、也波の意の也なり、母は、歎息、辭なり、也母は、有
の下にめぐらして心得べし、第一二句の意は、男にして、空く世を過すべきやはの意なり、○
之而は、其事をうけばりて云意のときに云詞なり、○歌意は、末世萬代に言傳へ語繼べき、よ
き名を立ずして、男にして徒に世を過すべしやは、必いみしき功を立て、よき名を末世にか
がやかすべきことなるに、かく沈痾ては、何の功を立てることも、心に叶はずして、空しく世を
すぐすべきこと、思ふが、口をしき事となり、十九(十四丁)に、家持、森振、勇士之名歌一首并
短歌ありて、左注に、右二首、追和山上、憶良作歌とあるは、此歌をさして云り、彼歌と相照して
考べし

〔右一首、山上憶良臣沈痾之時、藤原朝臣八束、使河邊朝臣東人、令問所疾之狀、於是憶良臣報語
已畢、有須拭涕悲嘆口吟此歌〕

河邊、東人は、續紀に稱徳天皇神護景雲元年正月己巳、從六位上川邊朝臣東人、授從五位下、光
仁天皇寶龜元年十月己丑朔辛亥、爲石見守、と見ゆ、○須、字、拾穂本には、頃と作り、契沖は、須の
下、史字を脱せるかと云り、○嘆の下、元曆本に、歸、字あり

大伴坂上郎女與姪家持從佐保還歸西宅歌一首

姪は、和名抄に、爾雅云、兄弟之子爲甥、和名乎比、字鏡に、甥乎比とあり、甥は乎比、姪は米比なれ
ど、玉篇に、姪は昆弟、子之稱とあれば、男女に通じて云るなり、坂上郎女は、旅人、卿の妹にて、家
持、卿は、兄の子なれば、姪といへり

吾背子我著衣薄。佐保風者疾莫吹。及家左右。

著はケルと訓て著ケルの約れるなり十五に許能安我家流とあるに同じ○佐保風は飛鳥風泊瀬風伊香保風など云類にて其地に吹風といふ(新三十六人撰に故郷のかはらの千鳥うらふれて佐保風寒し在明の月)○歌意は吾兄子が着賜へる衣の薄ければいとい風も身にしみて寒からむと西宅に還り至るまで佐保道の風も心していたく吹ことあかれとな

安倍朝臣蟲磨月歌一首

安倍朝臣蟲磨呂の傳は四下(丁)に委云り

雨隠三笠乃山乎高御香裳月乃不出來夜者更降管。

雨隠は枕詞なり雨降ば笠の下に隠るものなれば雨に隠る御笠と云係たるなり○夜者更降管はヨハクダツともヨハフケニツとも訓べしクダツは降りと云に同じ十九(丁)に夜具多知爾寢覺而居者又夜降而鳴河波知登里など見ゆなほクダツと云言は五卷十八(丁)に和我佐可理伊多久久多知奴古今集にもとくだちゆく我さかりはもなどありフケニツとよめるは三卷二十一(丁)に角障經石村毛不過泊瀬山何時毛將超夜者深去通都七(卷四丁)に山未爾不知夜經月乎何時母吾待將座夜者深去乍などあり○歌意は夜は更行つゝ出べき月の出來すあるは三笠の山の高くて其山に障られたるが故にてあるらむかさても待違やとなり(六帖にあまがくれ三笠の山を高みかも月の出來す夜は更にけりどわ

大伴坂上郎女月歌三首

鴉高乃高圓山乎高彌鴨出來月乃遲將光。

鴉高鴉字拾穂本には鴉と作りは地名なり七卷三(丁)にも大夫之弓上振起借高之野邊副清照月夜可聞とよめり姓氏錄右京諸蕃に雁高宿禰の氏あり歴史にも雁高氏の人これかれ見えたり皆此地に依る氏なるべし○出來月乃遲將光は出來べき月の出もやらずてこののおそかるらむといふ意なるべし○歌意は高圓山の高きが故に其山に障られつゝ出來べき月の出もやらずてこのの遅かるらむかさてもまら遠やとなり右の蟲磨呂歌と此歌と兩首は三卷二十二(丁)に間人宿禰大浦初月歌に椋橋乃山乎高可云々とあるに大かた同じ

烏玉乃夜霧立而不清照有月夜乃見者悲沙。

不消をオホシクと訓は十卷十六(丁)に不明公乎相見而とあるに同じく意を得て書る字あり集中に不穢不樂不恰不遠不通不逝など書る類なり○見者悲沙は見者は初句の上にくぐらして心得べし見者を隔て月夜の悲しさと續く意なり沙は高左廣左など云左なり既いへり○歌意は見れば夜霧の立隠ておほるに照る月のあはれに悲しさいかばかりそやとなり

山葉左佐良榎壯子天原門度光見良久之好藻。

左佐良板壯子字拾穗本には士と作りは舊本歌左に右一首歌或云月別名曰佐散良衣壯士也緣此辭作此歌と注せるはもとより後人のしわざながら月を美て佐々良衣壯士と云ことなれば別名と云るはたがはずさて左々良と云ことは物の細く鮮かなるを云言にて何にても物を美ていふ稱となれるなり書紀允恭天皇御歌に佐瑤羅餓多邇之枳能臂毛弘また此集十四(十八丁)に都布河泊豆乃佐左良乎疑なむあるも佐左良の言は皆同じかの左佐羅能小野てふもさるよしの名にてそあらむ(佐射禮石左射禮浪など云左射禮とは清濁の差別もあればもとより異言なり左射禮の言意は前に具云り)板壯子は美男なり古事記に阿那邇夜志愛袁登古袁とあるに同じ(廿)卷舊本奥書桑門寂印歌に陰羅芝代玉松之枝緒吹風赤土與路津葉分野佐々良之光波この月の光と云に佐々良之光と書るは今の歌に依るものなりしかれども佐々良は假字書なるをいかでかツキとはよまじ又こゝには左々良板壯子とこそあれたいに佐々良とのみ云ては月のことゝはさこえざるをやさることだにわきまへずして物せるはいとあさましきわざになむ○見良久之好藻は良久は留の延りたる言之は例の其一すちななることをいふ助辭藻は歎息辭なり見る事のあかずさても一すぢに面白やと云意なり○歌意は山端より出来し月の彼高天原の石屋戸の前をわたるその光の見る事のあかず一すぢにさても面白やとなり

豊前國娘子月歌一首

娘子字曰大宅大宅は四卷四十七丁にも豊前國娘子大宅女歌とてあり

雲隱去方乎無跡吾戀月哉君之欲見爲流

去方乎無跡は往方しれすなりぬる故にといふ意なり跡は例の助辭なり○歌意は雲に隠れて往方しれすなりぬる故に吾戀しく思ふ月を吾慕ふ如君が見まほしくおほすにやとなり此歌源信明のこひしさはおなじ心にあらずとも今夜の月を君見さらめやと云歌の心におなじく見べしと契沖云り

湯原王月歌二首

爾座月讀壯子幣者將爲今夜乃長者五百夜繼許増

天爾座は天照日女之命とある類なり○月讀壯子は古事記に次洗左御目時所成神名月讀命神代紀に次生月神一書云月月尊月夜見尊月讀尊と見えたり集中に月人壯子ともよめり○幣者將爲は種々の供物など奉らむといふ意なり既五卷に委云り○今夜乃長者は四卷(二十三丁)笠朝臣金村得娘子作歌に自妻跡憑有今夜秋夜之百夜乃長者有與宿嶋とある類なり伊勢物語に秋の夜の千夜を一夜になすらへて八千夜し寐ばや飽時の有むなどある類なり長者は者は高左深左の左に同じく長き事といはむが如し○五百夜繼許増字拾穗本には曾と作りはいかで五百夜續けかしとなり○歌意は今夜の月の見るにあかずおもしろきに程なく傾き隠れむとおもふは殘多く口をしいでその月讀尊よ種々の供物など奉て乞祈はむそいかで今夜の長き事五百夜の長さ續きてあれかしとなり(六帖に天に座月よみをとこまひなはむ今夜の長さいほよつげそもとて載たり)

愛也思不遠里乃君來跡大能備爾鳴月之照有。

愛也思は君と云へ係て云るなり○不遠里は四卷三十八丁にも波之家也思不遠里乎云々とあり○大能備爾鳴は契沖が大きなのびやかなる意と云るは論に足す又略解に大野方の意かといへるは何事そや大野を大能と書べくもなしまた野方を野備といへることもなきをや本居氏は第三四句は君來跡之我待爾鳴とありしが誤れるなるべしと云れどそれも通えがたし今按に大能備は云知信の誤にてイフシロシニカモなるべし君が來むと云表にかと云なるべし○歌意は間近き里にまします君が來まさむといふ表にか今夜わきて明かに月の照せるならむとて明かなる月影やこの月影に乗て來まさぬことはよもわらじと云なるべし

藤原八束朝臣月歌一首

待難爾余爲月者妹之著三笠山爾隱而有來。

妹之著はイモガケルと訓べし枕詞なり○歌意かくれたるところなし未出やらぬ月をよめり

市原王宴禱父安貴王歌一首

春草者後波落易巖成常磐爾座貴吾君

市原王の御傳は三下丁に委云り後波落易波字拾本穂には者と作りはノチハチリヤスシと訓べし此下に如是爲乍遊飲與

草木尙春者生管秋者落去とある落去もチロヌルとよむべければなり○巖字舊本に巖と作るは誤なり今は古寫本古寫小本拾穂本等に從つ○磐字舊本には盤と作り今は類聚抄古寫本古寫一本古寫小本等に從つ盤字の事は此上にいへり○歌意はおよそ草は春萌出て盛なる時われど秋にいたりて露霜にはかなくちり失るものなればいつも不變巖の如くとこしなへにおはしませ吾君よとなり諸祝詞に堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸開奉給氏と多くあるを思合べし

湯原王打酒歌一首

打酒は中山嚴水打字は折の誤なるべししか云故は古事記に八鹽折之酒と有て酒を醸事を折ともいひしと見えたり又甲斐國に酒折宮あり又我土佐國長岡郡の内に祈年山と云處あり古祈年祭せし所なりと云傳ふ扱そこの宮を酒折宮と云りおもふにこれも古祈年祭の時酒を醸し宮なりしよりしか名は負しなるべしと云り本居氏は打字は祈の誤にてサカホカヒとよむべしと云り大殿祭祝詞に言壽注に古語云許止保企言壽詞如今壽觴之詞と見えたりホカヒはホキなり宮内省式に大殿祭此云於保登能保加比とあり右二説何れ是けむなほ考べし

燒刀之加度打放大夫之禱豐御酒爾吾醉爾家里

加度打放はカドウチハナチと訓べし畧解にカドウチハナチと訓しはいみしきひがことなりしか訓ては第一二句の意大夫と云のみに係りて祝事の業にならざればなりなほ

次に云べし、契沖も云し如く、加度は、稜を云なり、常にも稜をけづりてたゝかふといへり、さて酒を醸時の祝事に稜を打放、業のありし故、かくは云るなるべし、又本居氏の説に、放は誤字にて收なるべきかと云るも、よしとおもはれず、又加度は、もしは目釘なごのことにやと云るもいかい、又古事記傳に此歌を引て、吾字は甚の誤かといへるも、あたらす、○藤豐御酒爾、爾、字、古寫一本に、擣と作るは誤なるべし、其は打酒とあるによりて、擣、字と思へるより、さかしらに改めたるにもあるべし、御字、類聚抄拾穂本には、无、は、ホクトヨミキニと訓べし、さて騰は、今より前にありしことをいふなれば、後の歌ならば、騰之といふべきを、かくいへるは、媛女乃袖吹反明日香風、とよませ賜へるが如し、これも後ならば、袖吹反せしといふべきなり、○歌意は、燒刀の稜を打放て、大夫の祝事して、いはひ醸るこの豊御酒に、吾醉にけりと云にて、即酒醸とさの壽辭に、擣刀の業を用ひ、且歌ひ舞はやせしなるべし、故、題詞にも、件の如くしるせるならむ、さて酒醸には、必祝事ありて歌ひはやして醸しこと、息長帶日賣、命、御歌と、建内、宿禰、命、歌とに見えて、古事記書紀に載たるが如し

紀朝臣鹿人跡見茂岡之松樹歌一首

鹿人は、續紀に、聖武天皇天平九年九月己亥正六位上紀朝臣鹿人等授外從五位下、十二月壬戌爲主殿頭、十二年十一月甲辰外從五位上、十三年八月丁亥大炊頭なを見ゆ、○跡見、茂岡、跡見、字、舊本にはなし、今は活字本異本等に從つ、跡見は、八卷に、紀朝臣鹿人、至大伴宿禰稻公、跡見庄、作歌、射目立而跡見乃岡邊之罌麥花云々、又三十九丁大伴坂上郎女跡見庄作歌、妹目乎跡見之崎乃秋芽子者云々、十卷六十三丁にも、跡見山とよめり、大和國城上郡にありて、今外山村と云り、神武天皇紀に、及皇軍之得鴉、端也、時人仍號鴉邑、今云鳥見、是訛也、とある所なり、茂岡は、其地にある岡にて、八卷に、跡見乃岳邊とある、即是なり、樹木の茂きによりて、負せたる名なるべし

茂岡爾神佐備立而榮有千代松樹乃歲之不知久

千代松は、千代を待と云意にいひ係たり、○歌意は、茂岡に神々しく物ふりて立榮えたる、千代繁昌を待と云松の木、今幾年を経たりといふ、年の數のしられぬことよとなり

同鹿人至泊瀨河邊作歌一首

石走多藝千流留泊瀨河絕事無亦毛來而將見

石走は、イハ、シ、と訓べし、走り激ち流るゝといひつゝけたり、○歌意は、泊瀨川の流の絶る事なきが如く、石上を走り激りながるゝ川の、あかす面白さけはひと、又還り來て見つゝ、愛むとなり

大伴坂上郎女詠元興寺之里歌一首

元興寺は、即、飛鳥寺なり、次にいふ

古郷之飛鳥者雖有青丹吉平城之明日香乎見樂思好裳

古郷之飛鳥、古、字、拾穂本には故と作り、鳥、字、舊本鳥と作るは誤なり、今は類聚抄古寫小本拾穂本等に從つ、いはゆる遠、飛鳥にて、此は大和國高市郡にありて、かくれもなき地なり、さ

て後に、都を平城にうつされてより、故郷の飛鳥とは云るなり、かくて此、飛鳥地には、はじめ飛鳥寺(即、元興寺なり)を建らる、崇峻天皇紀に、蘇我馬子宿禰、壞飛鳥衣縫、造祖樹葉家、始作法興寺、此地名飛鳥、真神原、亦名飛鳥、苦田と見えて、その時この法興寺に、元興寺をもならべ營られしなるべし、大和志に、飛鳥廢寺、高市郡飛鳥村、一名元興寺、靈龜二年、移寺於平城、左京、今安居院、此其遺址とあり、今飛鳥村の北、田畑の中に礎石九十ばかりありといへり、これ法興寺、元興寺の舊跡なるべし、さて元亨釋書に、元興寺者、上宮太子又誓營寺、故於飛鳥地創之、推古四年成、始曰法興寺と見ゆ、法興寺元興寺を、一寺にせることいかになり、法興寺と元興寺とは、後までも別なりと思はるればなり、○平城之明日香は、右の如く飛鳥の地にありし、本の飛鳥寺を平城に徙し建られてより、其地を平城の飛鳥とは稱るなり、貞觀四年官符に、此寺佛法元興之場、聖教最初之地也、去和銅三年、帝都遷平城之日、詣寺隨移、伴寺獨留朝廷、更造新寺、備其不移間、所謂本元興寺是也、とある如く、和銅三年遷都の時平城に移され、其跡へ新に寺を造られける、是いはゆる本元興寺なり、玄蕃式に、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆、新藥師、本元興、招提、西寺、四天王、崇福等、十二寺云々とある、本元興寺即、これなり、さてかゝれば、はやく和銅三年に、元興寺をば徙されたるを、續紀に、元正天皇靈龜二年五月辛卯、始徙建元興寺于左京六條四坊とあるは、いかにと云に、此は既に、平城の地にうつされたるを、其、後左京六條に、寺地をえり定められて、靈龜二年に、造營られけるなるべし、拾芥抄に、靈龜元年に、飛鳥の法興寺を、奈良六條の第四街に遷されて、元興寺と改めさせ給ふ、是を奈良のわすか寺と云

なりとあるはいかになり、さて續紀に、養老二年八月甲寅、遷法興寺於新京云々とあれば、法興寺元興寺共に、新都にうつされしなり、これにて、法興寺と元興寺とは、もとより後まで別なるをさとするべし、これを一寺として、は、靈龜二年、始て左京に徙すとありて、三年ばかり経て、後、又新京に遷と云ること、さこえざるをや、○見樂、思好、裳好、字、舊本に、奴と作るは、誤なり、今は類聚抄古寫本古寫一本古寫小本拾穂本等に從つ、は、樂は、留の伸りたる言、思は、例のその一すぢなることをいふ助辭、裳は、歎息、辭にて、見ることの、さても心になひて、面白やといふ意なり、○歌意は、古郷の飛鳥の地の、風趣のすぐれて、たのしくなつたかしくわれども、なほ平城には及ず、今の平城の飛鳥は見にあかず、一すぢに心になひて、さても面白やとな

同坂上郎女初月歌一首

左歌は、相聞なり、しかるを、其、逢へるとき、初月のころなりし故に、即、其によりて言を興したれば、初月歌と題せるなるべし

月立而直三日月之眉根搔氣長戀之君爾相有鴨

第一二句は、三日月の眉に似たれば、眉といはむ序なり、○眉根搔は、人に戀らるれば、眉皮の搔といふ諺のありしこと、四上に既くいへり、さてこゝは、人に戀らるゝに依て、此方よりも戀しよしにいへるなり、○氣長戀之は、來經長く、戀しく思ひしの意なり、來經は、月日といはむが如し、上にあまた出たり、○歌意かくれたる所なし

大伴宿禰家持初月歌一首

振仰而若月見者一目見之、人之眉引所念可聞。

帖に、此歌を、ふりあふぎてとせるは、字に泥みたるなり、集中に、天原振放見者、と多くよめり
○眉引は、五卷九丁に、惠麻比麻欲思伎、千四にも、假字書見ゆ、仲哀天皇、紀に、譬如美女之、際有
向津國、注に、暇此云、麻用、弭、根、など見えたり、○歌意は、頭を打振り、仰向きて、三日月を見れば、
たい、一目見し、愛しき女の眉引の思ひ出られて、戀しく思はる、哉となり

大伴坂上郎女宴親族歌一首
如是爲乍遊飲與草木尙春者生管秋者落去。

乍、字、類聚抄には、管と作り、○與は、ねがふ意の辭なり、上にあまた出たり、○尙は、俗に、さへも
といふが如し、須良は、そのもと、幹あるもの、その枝葉さへもといふ意の言なり、こゝは、人
間はさるものにて、草木さへも、といふ意にていへるなり、尙、字は、加也といへる意をとりて、
書るなるべし、なほ二、中、丁に委、云り、○生管、落去は、サキツ、イ、チリ、ヌルと訓べし、略解の
訓は、誤れり、生、字、サキと訓例は、十卷五十六丁に、石走間二生有良花乃、十六三丁に、七重花
佐久八重花生跡などあり、これら、生はみなサクと訓べきなり、さて七卷三十丁に、姫押生澤
邊之とあるを、古來オフロサハハ、と訓たれども、よくおもふに、これも生はサキの借字に
して、サキサハハ、ノ、ならけり、其は、姫押は枕詞にて、四卷四十三丁に、娘子部四咲澤二生流

十二廿三丁に、垣津旗開澤生などあると同じくして、佐紀と云地の澤なり、なほ七卷に至り
て、彼歌の下に具、云べけれど、まづかつく、おどろかしおくにこそ、○歌意は、春は花咲榮る
草木さへも、秋ははや露霜におへずて、落失るならひなれば、まして、無常人間として、どこ
しへに榮むことは、おもひもよらざれば、生らひはとはかくしつゝ、親族と打集て、宴し遊び
樂ばやとねがふ意なり

萬葉集古義六卷之上終

萬葉集古義六卷之下

土佐國 藤原雅澄撰

六年甲戌海犬養宿禰岡麿應詔歌一首

舊本海字より下行を放ちて書り、今は元曆本拾穂本等に從て、續け書り○岡麿は、傳未詳ならず○歌の上、作字あるべし

御民吾生有驗在天地之榮時爾相樂念者

御民吾は、ミタミアレと訓べし、一卷二十二丁に散和久御民毛とあり、和名抄に、日本紀云、人民、和名比止久佐、一云、於保太加良、かくはあれども、此はヲホタカラアレども、ミタカラアレども訓てはよろしからず○驗在は、かひありといはむが如し○相樂は、わへるの延りたる言なり、相る事をといふ意なり○歌意は、海内安穩に、天地榮えて、普き御恩澤を蒙り奉る時に、遇る事を思へば、公民吾等が、生ながらへたる、かひあることとなり

春三月幸于難波宮之時歌六首

幸于難波宮は、續紀に、聖武天皇天平六年春二月辛未、行幸難波宮、戊寅車駕還宮と見えたり

住吉乃粉濱之四時美開藻不見隱耳哉戀度南

貝の海中にありて、鹽を吹時に口を開れば、開といひかけ、さて開藻不見と屬て、隠をいはむための序とせり、契冲が彼、小貝を食ものは、貝の口をわけて實を拔出せば、さもせぬによせて、わけもみずとは云り、と云るは、いさゝかたがへり、さて口を開るものをもて、開も見ずと云は、布留の早田の穂には出ず、とよめる類なり、○懸耳哉は、隠とは色に顯さず、心裏にのみ隠て思ふ意なり、也は、也波の意の也、母は歎息、辭なり、○歌意は、本郷の家にある妹を、色に顯はさず、心の裏に隠てのみ戀しく思ひて、月日を経渡るべしやは、嗚呼さて、今は人目をつつむに堪忍かねたれば、色にあらはして、戀しく思はむとなり、略解に、從駕の女房を戀るなるべし、と云るは、あらじ。

右一首作者未詳

如眉雲居爾所見阿波乃山懸而榜舟泊不知毛

阿波乃山は、此方より遙々と見放たるま、阿波國の山をなべて云るなるべし、今一思ふには、山字は、もしくは島字の畫のうせたるにて、粟島にはあらざるべきにや、粟島は、仙覺注に、讃岐國屋島北去百歩許有島名曰阿波島とある是なり、なほ委く三卷に注るを見て、合考べし、○懸而榜舟は、阿波の山を目に懸て、榜行舟の意なり、○泊不知毛は、泊は、船の行著て泊る處をいふ、毛は歎息、辭なり、○歌意は、美女の眉引の如く、遙々と雲居に見ゆる、阿波の山を目に懸て、潜行舟の著處のしられず、嗚呼さて、遙なりやとなり

右一首船王作

從千沼回雨曾零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞

船王は、舍人親王の御子、廢帝の御弟なり、續紀に、聖武天皇神龜四年正月甲戌朔庚子、無位船王授從四位下、正平十五年五月癸卯、從四位上、十八年四月壬辰、爲彈正尹、孝謙天皇寶字元年五月丁卯、正四位下、廢帝寶字二年八月庚子朔、正四位下、船王授從三位、三年六月庚戌、詔自今以後、追皇舍人親王、宜稱崇道、盡敬皇帝兄弟姊妹、悉稱親王、止宣云々、從三位船王授三品、四年正月丙寅、爲信部卿、中務也、六年正月癸未、二品、八年十月壬申、稱德天皇詔曰、船親王波、九月五日爾仲麻呂止二人謀家良久、書作豆、朝廷乃各計、豆將進等謀家利云々、是以親王乃名波下、臣諸王等成、臣隱岐國爾流賜布とあり

從千沼回は、千ヌミヨリと訓べし、千沼は、古事記に、五瀬命云々、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也云々、書紀に、河内國泉郡第淳海と有、續紀に、靈龜二年三月、割河内國和泉日根兩郡、令供珍努官云々とありて、今は和泉國なり、集中に見えたるは、七卷十二丁に、陳奴乃海、十一(十二丁)に、珍海、また血沼之海などあり、回は、ミと訓て、フとよみ、マと訓はいとわろし、もとほりの約りたる言なり、即めぐりと云に同じ、浦回磯回島回、里回、裾回など、集中に多く見えたるも同じ、地名に附て、某回と云るは、十八丁に、可敵流未能美知とある是なり、可敵流は、越前敦賀郡地名にて、可敵流回之道とよめるなり、○四八津之泉郎、泉字、古寫本には、白水二字に作り、四八津は、三卷に、四極山と見えたると同處なり、具くは、彼卷に注せり、泉郎は、白水郎とあるべきを、白水二字を合て、一字とせり、麻呂を、磨と作る類なり、白水郎と書ことは、既く

具云り○綱手綱乾有(綱字活字本には細類聚抄拾穂本には綱字拾穂本には綱と作り)は、
網は綱字の誤下の綱は衍文にて、ツナデホシタリなるべしと大町稻城云り、さもあるべし、
綱手は和名抄に唐韻云、牽挽船繩也訓豆奈天此集十一(八丁)に人事繁吾妹綱手引從海
益深念十八(十二丁)に保里江欲里云々奈都乃欲波云々の歌の左に注して右伴歌者御
船以綱手浜江遊宴之日作也土左日記に御舟よりおはせたまなり朝北の出来ぬさきに綱
手はやひけなせ見えたり○沾將堪香聞は、ヌレアヘムカモと訓べし香は疑の辭聞は歎息
辭なり雨に堪べしやは堪ずして沾む歎きても早く取入よかしの意なり○歌意かくれた
るところなし

右一首遊覽住吉濱還宮之時道上守部王應詔作歌

守部王王の下舊本に今一の王字あるは衍なり今は古寫小本に无に従つは舍人親王の御
子のよし皇胤紹運録に見ゆ續紀に聖武天皇天平十二年正月戊子朔庚子無位守部王授從
四位下同十一月甲辰從四位上とあり

兒等之有者二人將聞乎奧渚爾鳴成鶴乃曉之聲

兒等は本郷の妻をいふなり○鶴字拾穂本には多頭と作り○歌意かくれなし旅情まこと
にいとあはれなり

右一首守部王作

大夫者御猶爾立之未通女等者赤裳須索引清濱備乎

御猶爾立之(猶字拾穂本には獵と作り)天皇の御遊獵なれば御猶といふ立之は立賜ひと云
むが如し○歌意かくれなし契沖云此歌は御供の男女のおのゝその所を得てたのしふ
君臣相合心なり

右一首山部宿禰赤人作

馬之歩押止駐余住吉之岸乃黃土爾保比而將去

押止駐余は止字は二本には上と作り其もわるし合の誤にやさらばオサヘトヨメヨと訓
べし押合は(シアの切サ)於佐間と縮ればなり散合霧合歎合隱合などある類なり吾乗る馬
の歩を押へて駐めよと口取に令するなり十九(二十五丁)に之夫多爾乎指而吾行此濱爾月
夜安伎氏牟馬之末時停息とあり○岸乃黃土は既く具注り○爾保比而將去は色どり染て
行むとなり爾保比は染るをいふ十卷(四十三丁)に染始又又四十五丁應染毛これら爾保
布といふに染字を書たるをも考合べし○歌意かくれなし末句は此上十五丁車持千年が
歌に同じ又一卷清江娘子歌の末句も似たり

右一首安倍朝臣豐繼作

豐繼は續紀に聖武天皇天平九年二月戊午外從五位下阿倍朝臣豐繼授從五位下とあり
筑後守外從五位下葛井連大成遙見海人釣船作歌一首

位字舊本に倍と作るは誤なり今は類聚抄古寫本古寫小本拾穂本に従つ○葛井連大成(井
字舊本に井と作るは誤なり今は類聚抄古寫本古寫一本拾穂本等に従つ)は傳四上

丁に委云り
海嬌嬌玉求良之奥浪恐海爾船出爲利所見

玉求良之は玉は鮫玉なり良之はさだかにしかりとは知れぬを十に七八はそれならむとおほゆるをいふ詞なり○船出爲利所見は爲利と歌ひ絶てさて其良の目前に見ゆと云るなり爲留といはずて如此様に云るは古風の格なり上十四丁に足引之云々散動而有所見とある歌の下に例を具擧たるが如し○歌意かくれなし

按作村主益人歌一首

不所念來座君乎佐保川乃河蝦不令聞還都流香聞

按字拾穂本には鞍と作り次の左注なるも同じ
第一二句は思ひかけなくめづらしく來ませる君なるものをの意なり略解に君をと云よりかへしつるかもと隔てつゝなりと云るはいさゝか其心を得ざりしにや○歌意は思ひかけなくめづらしく來座る君なるものをされば佐保川の面白き河蝦の聲を聞せなとさまゝ興を盡し心だらひに響應しまるらせてこそ還し申すべきにさもなくして早く還し奉りつる哉さても殘多しやとなり

〔右内匠寮大屬按作村主益人聊設飲饌以饗長官佐爲王未及日斜王既還歸於時益人怜惜不厭之歸仍作此歌〕

内匠寮大屬はウチノタクミノツカサノオホキフミヒトと訓べし内匠寮は和名抄に職員

令云内匠寮字知乃多久美乃豆加佐とあり〔竹取物語にその時ひとつのおからなりけるうちたくみ六人をめして云々とあれば字知多久美とも唱へしか〕大屬は和名抄に佑官〔佑は佐の誤なるべし〕本朝職員令二方品員等所載云云職寮曰屬云々〔皆佐官〕とありこの佐官をなべて古は布美比等と唱しなり既く委く説り○長官は内匠寮頭なるべし和名抄に長官本朝職員令二方品員等所載云々寮曰頭云々〔已上皆加美〕とあり内匠長官となられし事は續紀に見えず下に引るが如し○佐爲王は橘左大臣諸兄公の弟なり十六に佐爲王をスケタメと訓るは後人のしわざなりサキと字音に唱べし大和國に佐爲と云所あればそれに依る名なるべし續紀に元明天皇和銅七年正月授无位佐爲王從五位下元正天皇養老五年正月壬子授從五位上同月庚午詔從五位上佐爲王云々等退朝之後令侍東宮焉聖武天皇神龜元年二月壬子正五位下四年正月庚子從四位下天平三年正月丙子從四位上八年十一月丙戌從三位葛城王從四位上佐爲王等上表曰云々壬辰詔曰云々一依表賜橘宿禰云々九年二月戊午從四位上橘宿禰佐爲授正四位上八月壬寅中宮大夫兼右兵衛率正四位上橘宿禰佐爲卒此次下に八年の標ありて冬十一月九日從三位葛城王從四位上佐爲王等云々と見えたり○既字舊本には既と作り今は古寫一本拾穂本等に從つ

八年丙子夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作歌一首并短歌

夏字より下舊本には行をはなちて書り今は元曆本拾穂本等に從て續け書り○幸于芳野

云々は、續紀に、聖武天皇天平八年六月乙亥、幸于芳野、七月庚寅、車駕還宮とあり。八隅知之、我大王之見給。芳野宮者、山高、雲會、輕引、河速、彌、湍之聲。曾清寸、神佐備而見者、貴久、宜名倍、見者清之。此山乃、盡者耳社。此河乃、絕者耳社。百師紀能、大宮所、止時裳有目。

見給は、メシタマフと訓べし、ミシタマフと訓は、甚わるし、御覽じ給ふといふなり。山高は、山が高き故にの意なり。河速彌は、河が速き故にの意なり。神佐備而は、山へ係ていへり、神々しく物ふりたるを云。宜名倍は、河へ係て云り、勝地に應ひて、宜しく清きを云。此山乃云、絶者耳社云々は、此、高く清き山河の盡絶なばこそ、其時に此、大宮所も止ことあらめ、さらすは、止時あらじとなり、さて耳社とあるは、二ながら耳と云る意は、此、山河の盡絶なば、止時あらむ耳といふ心得なるを、かく上へうつして云るは、古言なり、いかでか止時あらむといふ意を、強くたしかに云るなり。

反歌一首

一首、二字、古寫小本類聚抄等にはなし。自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、山河乎吉三。

自神代は、いづれの御時にまれ、此離宮をはじめ給へる、遠天皇の御代よりといふなり、神代は、まことの神世には非ず、上に委、云り。山河乎吉三は、山と河とが好き故にの意なり。歌意は、遠天皇の御代より、此、吉野、離宮に、ありく往來て、しるしめし給へるは、山と河との勝

市原王悲獨子歌一首

市原王は、三巻に出て、彼處に具、注り。獨子は、五百井、女王なるべし、續紀に、天應元年二月庚寅朔丙午、三品能登、内親王、薨云々、内親王、天皇光仁之女也、適正五位下市原王、生五百井、女王、五百枝、王と見えたり、か、れば、五百枝、王の未、生坐さる前の事なるべし。不言問、木尙妹與兄、有云乎、直獨子爾、有之苦者。

不言問、不言、類聚抄には言不と作り、は、物言ぬといふ意なり、上に委、云り。木尙妹與兄は、契沖云、木すらと云るは、木さへなり、木に子と云は、木のもとより、後に二また三またにも、いくらにも別るゝをいふ歟、又實なせの落て、早くおふるが陰におひたるに、のちく又おひついくは、人の子のおほくはらから有に似たるを云歟、拾遺集に、我のみや子もたりてへばたかさこのをのへにたてる松も子もたり、以上木に、葉あるが、一本のみならず、幾本ともなく、生立るを云なるべし、さて妹與兄と云るは、妹兄には限らず、兄弟姉妹を帯て云る詞なり。直獨子爾云々、九卷、三十丁、遣唐使の船出する時、母の子におくれる歌に、秋茅子乎、妻問鹿許會、一子二子、持有跡、五十戸、鹿兒、自物、吾獨子之、草枕客、二師、往者云々、伊勢物語に、ひとつ子にさへ有、ければ、甚かなしうしたまひけり、かげるふ日記に、例のかひなきひとつ子ともおはえさりけり、云々、なせ見えたり、ひとつ子と云るは、や、後のことにて、ひとつ子と云る古言なる、さて獨子は、五百井、女王のこと、思はるゝに、上に云ること、市原王、能登、内親王に、娶

後紀に、延暦二十年五月巳、從四位上五百枝上表請、賜春原朝臣姓、勅許之五百枝者、田原天皇四代正四位下春日王、曾孫、從五位上安廣王孫、正五位下市原王子。

て、五百井、女王、五百枝、王を生よし見えたるは、いかいあらむと契沖も疑ひおきたるは、さることなれど、これは未、五百枝、王の生れたまはざりしほどのことにて、もやあらむ猶考べし。○苦者、字、類聚抄には左と作り、は、苦しき事、いかばかりそやといふ意なり、者は、深左、淺左などいふ左なり。○歌意は、物言ぬ木にてさへも、數々の葉ありて、兄弟の子あるが如しと云は、まして人間にしては、數々の兄弟の子等有べき事なるに、たい獨子にあるが悲しく苦しき事、いかばかりなることなり。

忌部首黑鷹恨友餘來歌一首

黑鷹は、續紀に、孝謙天皇寶字二年八月庚子朔、正六位上忌部、首黑麻呂、授外從五位下、廢帝寶字三年十二月壬寅、忌部、首黑麻呂等七十四人、賜姓連、六年正月戊子、爲內史局、助、內史局、圖書也と見えたり。

山之葉爾不知世經月乃將出香常我待君之夜者更降管

不知世經月は、出べくして出ぬ月を云、なほ不知世經の言、既く三卷に出て注り、○末句は、吾待居る君が、夜は更降らながら未、來らぬよと恨るよしのいひつゝけなり。○歌意、本句は序にて、いさよふ月の出來むかと待如くに、友の來るを望待内に、夜は更ながら來らぬよと恨み云るなり、七卷二丁に、詠月、山末爾不知與、歷月乎將出香、登待乍居爾與、會降家類、又四丁、山末爾不知夜、經月乎何時、母吾待將座、夜者深去乍などあるは、よく似たる歌なり。
冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌一首

左大辨、辨、字、舊本に臣とあれど、今は古寫本拾穂本等に從つるなり、此時天平八年にて、いまだ左大辨なりければなり、次に引、續紀の文を考て、一本の是を知べし、は、ヒダリノオホキオホトモヒと訓べし、和名抄に、職員令云、左右大辨、於保伊於保止毛比とあり、伎を伊と云るは、後の音便なり、上に委、云り、○葛城王は、諸兄公なり、御傳次下に云べし、○賜姓橘氏は、天平八年までは、葛城王にておはしけるを、次に續紀を引如く、母の橘、三千代の姓をつがましくおもはして、こたみ表、をもてこはれけるゆゑに、橘、宿禰、姓を給ひ、後に改て朝臣の姓をたまへるなり。

橘花者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖降益常葉之樹

橘花、花、字、拾穂本にはなし、は、品物解に具、注り、○第二三句は、俗に、實まで花まで其、葉まで、といふに同じ、左、敵とは、もとよりある事のうへに、事の副りたるをいふ言なればなり、集中に、副井等の字を書るも、其意なり、此は、幹はさらにて、實、花、葉、までのよしなり、○枝、爾、霜、雖、降、は、エニシモ、フレドと本居氏のよめるそよるしき、枝をエダと訓ては、こはわろし、枝をエとのみ云る例は、上枝下枝など云類はさらなり、三卷四十三丁に、春霞春日里之殖子水葱、苗有跡、三師柄者指爾家牟、かげるふ日記、卷末に載たる歌に、かばかりもどひやはしつるほど、ぎす、花、橘のえにこそありけれ、などあり、○益、常、葉、之、樹、は、イハトコハノキと訓るよるし、常葉は、冬、枯せぬを云り、常磐と云とは、異なり、十八、橘、歌に、霜於氣騰、母其葉、毛可禮受、常磐、奈須伊夜佐、加波延爾とあるが如し、常葉と云る例は、十四十六丁に、志良登、保布乎爾比、多夜、麻乃

毛流夜麻能字良賀禮勢那奈登許波爾毛我母（末句意は無末枯帶葉にもかななり）續紀に元正天皇養老五年十月庚寅太上天皇（元明）又詔曰云々又其他者皆殖常葉之樹（これはみやまひおもりまして崩たまはむとおもほしめしてさま）の事遺勅せさせたまふ中に御葬をかくして御さいきのめぐりに松杉のたぐひの冬枯せぬ木を殖よとおほせおかるよしなり○大御歌意は契沖が橘は實も花も葉もめでたくて霜はおけどもますくさかゆる木ありとて忠功ありて子孫繁昌すべきことによせていはひて給はせたまふなりと云るが如し

〔右冬十一月九日從三位葛城王從四位上佐爲王等辭皇族之高名賜外家之橘姓已訖於時太上天皇皇后共在于皇后宮以爲肆宴而即御製賀橘之歌并賜御酒宿禰等也或云此歌一首

太上天皇御歌但 天皇々后御歌各有一首者其歌遺落未得探求焉今檢案内八年十一月九日葛城王等願橘宿禰之姓上表以十七日依表乞賜橘宿禰

葛城王は續紀に元明天皇和銅三年春正月壬子朔戊午授無位葛木王從五位下元正天皇養老元年正月乙巳從五位上五年正月壬子正五位下七年正月丙子正五位上聖武天皇神龜元年二月壬子從四位下天平元年三月甲午正四位下九月乙卯爲左大辨二年九月丙子任催造司監本官如故三年八月丁亥詔依諸司擢左大辨正四位下葛城王等六人並爲參議四年正月乙巳朔甲子從三位八年十一月壬辰詔曰一依表賜橘宿禰九年九月己亥從三位橘宿禰諸兄爲大納言十年正月庚午朔壬午授正三位拜右大臣十一年正月甲午朔丙午從二位十二年

十一月甲辰正二位十五年五月癸卯從一位左大臣十八年四月丙戌兼大宰帥孝謙天皇勝寶元年四月甲午朔丁未正一位二年正月庚寅朔乙巳賜朝臣姓同八歲七年改年爲歲二月丙戌致仕天平寶字元年正月庚戌朔乙卯前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨大臣贈從二位栗隈王之孫從四位下美努王之子也と見えたり和泉志に前左大臣橘朝臣諸兄墓在泉南郡久米田村藤原植通公詣此詠和歌曰橘の香をなつかしみ來て見れば實さへ花さへ跡さへもなし○賜外家之橘姓は續紀に天平八年十一月丙戌從三位葛城王從四位上佐爲王等上表曰臣葛城等言云々葛城親母贈從一位縣犬養橘宿禰上歷淨御原朝廷下逮藤原大宮事君致命移孝爲忠夙夜忘勞累代竭力和銅元年十一月二十一日供奉舉國大嘗二十五日御宴天皇譽忠誠之至賜淨杯之橘勅曰橘者菓子長上人所好柯凌霜雪而繁茂葉經寒暑而不彫與珠玉共競光交金銀以逾美是以汝姓者賜橘宿禰也而今無繼嗣者恐失明詔云々是以臣葛城等願賜橘宿禰之姓戴先帝之原命流橘氏之殊名萬歲無窮千葉相傳壬辰詔曰省從三位葛城王等表因知意趣王等情深謙讓志在顯親辭皇族之高名請外家之橘姓尋思所執誠得時宜一依表令賜橘宿禰千秋萬歲相繼無窮さて此表を見るに贈從一位縣犬養橘宿禰は三千代にて淡海公の室なり十九に歌あり彼處に具注べしさて契沖も云し如く此三千代初美努王に娶ひ葛城王佐爲王を生て美努王のうせられける後淡海公の室となられけるなるべし○於時太上天皇皇后皇々の間活字本に太上二字あるはいかゞ天皇の下に今一天皇の二字をおとせり或は下の皇后の二字すまはち天皇を誤れるかそのゆゑは次に共在于皇后宮といへば

安齋隱年
四
乘御
云、案
云は、公
儀の文香
のひかへ
なり、今
口宣云
是なり、
格の内
に、按察
内云云
と多し、
ひかへの
内を、吟
味する事
見えたり
真式按、
案字は洪
武正親
篤に、考
察也、注
あり、公
儀の香

とめひ
へは、後
日に事な
考べき爲
に、書留
置ものな
るゆゑ、
案云な
り

上に皇后といはずとも、共におはしますこと明かなればなり、と契沖云り、太上天皇は、元正天皇なり、天皇は、聖武天皇なり、皇后は、續紀に、天平元年八月戊辰、詔立正三位藤原夫人、爲皇后、とあるこれなり、猶八卷に云べし、又思ふにも、しは活字本の太上は、天皇の誤にてもあるべきか、○探求焉、探字、活字本に探求字、古寫本に來と作るは、わろし、焉字、舊本に爲と作るは、誤なり、今は古寫小本拾穂本等に從つ、○案内、内字、異本に同と作るは、誤なり

橘宿禰奈良麿 應 詔 歌一首

奈良麻呂は、諸兄大臣の長男にて、母は淡海公の女、從三位多比能朝臣なり、公卿補任に出、續紀に、聖武天皇天平十二年五月乙未、天皇幸右大臣相樂別業、宴飲酣暢、授大臣、男無位奈良麻呂、從五位下、同十一月甲辰、授從五位上、十三年七月辛亥、爲大學頭、十五年五月癸卯、正五位上、十七年九月戊午、爲攝津大夫、十八年三月壬戌、民部大輔、十九年正月丁丑朔丙午、從四位下、孝謙天皇勝寶元年四月甲午朔、從四位上、同閏五月甲午朔、爲侍從、同七月甲午、爲參議、二年正月庚寅朔乙巳、左大臣正一位橘宿禰諸兄、賜朝臣姓、とある、此時より朝臣姓となれるなり、四年十一月乙巳、以參議從四位上橘朝臣奈良麻呂、爲但馬因幡按察使、兼令檢校伯耆出雲石見等國非違事、六年正月壬子、正四位下、寶字元年六月壬辰、爲左大辨、さて六月甲辰、山背王密事を告らる、によりて、流罪死刑等にあへる人多し、安宿王、黃文王、鹽燒王、道祖王、橘奈良麻呂を張本とするよし、具く續紀に見えたり、本居氏云、奈良麻呂はいかになられけむ、其終の見えざるは漏たる歎、はたよし有て記されざる歎、いふかし、公卿補任に、天平勝寶九年七月二日、

奥山之眞木葉凌零雪乃零者雖益地爾落日八方

謀反伏誅、或説遠流者如何と有、まことに配流とはおほえず、續後紀に、承和十年八月辛未、詔曰、无位橘朝臣奈良麿云々、宜寬典式、責幽憤、可贈從三位、十四年十月丁酉、詔贈大納言從三位橘朝臣奈良麻呂、更贈太政大臣正一位、崇帝威也、これは奈良麿、卿は、仁明天皇の御外曾祖父なりしがゆゑなり

眞木葉凌(眞字、舊本に直と作るは誤なり、今は類聚抄古寫一本古寫小本拾穂本等に從つ)眞木は檜なり、三卷廿三丁に、奥山之管葉凌零雪乃云々、とあるに同じ、夫木集に、いづみなるわら山櫻咲ぬらし、眞木の葉凌かゝる白雲、○零者は舊者の意を兼たり、○歌意は、表には、奥山の檜葉を押なびけてふる雪の、甚くふりまざるも、橘のなれる其、實は、地に落むやはと云るにて、裏には、上に引る如く、續紀、詔に、辭皇族之高名、請外家之橘姓、云々とあるを應て、もど皇族なれば、たとひ年経て舊は益るとも、御恩頼の薄くなる代は、あるまじければ、さらに零落ること、はあらじ、さて、もありがたくなのもしや、どの意なるべし

冬十二月十二日歌儺所之諸王臣子等集葛井連廣成家宴歌二首

歌儺所は、ウタマヒドコロと訓べし、和名抄に、職員令云、雅樂寮、宇多末比乃豆加左とあり、○子字、類聚抄拾穂本等にはなし、○廣成は、此、上に出たり

比來古儺盛興、古歲漸晚、理宜共盡古情、同唱此歌、故擬此趣、輒獻

玉勝間
俗言に、
何ぞぞし
て、どう
ぞなごい
ふた、物
語ぶみ又
歌にも、
いふはつ
れ也然る
に大江匡
衡、左
大臣、供
養淨妙
寺、願文
に、我若
向後至、
大位、心
事相贈
者、等、於
此山脚、
造、一、堂、
云々、と
り、漢文
には、り
らし
接、に、此
處の争、
ひ、を、同
じ、に、し
べし、尋
の

古曲二節。風流意氣之士。儻在此集之中。爭發念。心々和古體。

儻、字、拾穗本には、舞と作り○興、字、舊本に、興と作るは誤なり、今は古寫本古寫小本拾穗本等に從つ○輒、字一本にはなし○在、字、舊本に有と作るは誤なり、今は古寫小本に從つ○此集とは、即葛井家の集宴なり

我屋戸之梅咲有跡。告遣者來云似有散去十方吉。

來云似有は、來よといふに似たりなり、今ならば、來よと云つべき處を、來とのみ云は、好見よと云意の處を、好見と云と例なり、(か)けるふの日記に、きむちは喚む時にこととて、おはしましぬとて云々とあるも、來よとての意なり、枕冊子に、少し遠き柱もとに居たるを御覽じつけて、こちこと仰られたれば云々、大和物語に、胸つぶれて、こちこといひて、文をとりて見れば云々、などあるも同じ、古今集に、月夜よし夜よしと人に告遣ば、來てふに似たり待すしも非すとあるも、今の歌を本歌としてよめり、とおはゆるなり○散去十方吉は、雖散縱なり、吉は、借字なり○歌意は、梅花盛に咲たり、と人の許告遣ば、それがやがて、見に來よと云と、同じやうのこゝろなり、さてのち散ぬとも、縦や恨はあらじ、かく告やらば、さりとは見に來るべしと云意なり

春去者乎呼理爾乎呼里。吾鳥曾不息通爲。

乎呼理爾乎呼里、此はわ、く、と繁きを云詞にて、其は二卷(三十二丁)に、本居氏説を引て、具注るが如し、さてこゝは、前裁の木立繁く、花の咲を云ならむ、花といはずても、花ときこゆるは、

集中に、高樹の村ちりにけるかも、三笠の山は咲にけるかも、などよめる如く、咲散とのみ云て、花黄葉を知らせたると同じ、乎呼理と云に、其意を合せたり、即他所に花咲乎呼理とよめるをも思ふべし○吾鳥と云るは、前裁作、庭などの類を云べし○歌意は、今は冬の末にて、程なく春になりなば、木立繁く花の咲て、いと面白き吾前裁のけしきなるを、今よりついきて、息す通ひ來給へとなり、一卷末に、長、皇子與志貴、皇子、於佐紀、宮俱、宴歌に、秋去者今毛見如妻戀爾、鹿將鳴山會高野原之、字倍とあるは、春秋かはれるのみにて、其意ばえいとよく似たり

九年丁丑春正月橋少卿 井諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌二首

舊本、春、字より下、行をはなちて書り、今は元曆本拾穗本等に從て、續け書り○橋、少卿は、橋、宿禰、佐為なり、少卿は、オトマヘツキミと訓べきにや、此は其世に、兄諸兄大臣を大卿と稱し、これに對へて、弟佐為を少卿と稱せしなるべし、(兄)を大といふことは、長女を、大い君とも、大い子とも云ること、中昔までもしかり、さて諸兄大臣は、正一位まで、にのぼられ、殊に皇族なれば卿と稱むこと勿論なり、されば常に、弟王に對へて、大卿と稱し、それにひかれ對へて、佐為を少卿と稱しなり、佐為は四位にて卒られければ、公の定にていへば、卿をもて稱べき謂なきことなり、抑、卿とは、三位以上の人に、氏名の下に付て、某卿と稱こと、古よりの定なればなり、しかれども私には、貴むべきよしあるときは、四位五位の人をも、卿をもて呼しこと、かた

がた例ありて、既に具ことわれれる如くなれば疑ふべきに非ず。○集字拾穂本には、會と作り
豫公來座武跡。知麻世婆。門爾屋戸爾毛。珠敷益乎。

歌意は、かねてより君來座むと知たりせば、門前にも屋前にも、玉を敷滿て待迎ましものを
思ひかけなく來座る故に、しかせざりし事の口をしき事と、饗應のすくなきを謝り申し
給へるなり、十一(四十六丁)に、念人將來跡知者八重六倉覆庭爾珠布益乎、十八(十丁)に、保里江
爾波多麻之可麻之乎大皇乎、美敷爾許我牟登可年豆之里勢婆、十九(四十四丁)に、牟具良波布
伊也之伎屋戸母大皇之座牟等知者玉之可麻思乎、などあるを思ひ合すべし

右一首主人門部王後賜人氏也大原

前日毛。昨日毛。今日毛。雖見。明日左倍見。卷欲寸君香聞。

前日毛は、ヲトツヒモと訓べし、(契冲が第四の五十八葉に、前年とかきて、ヲトツヒとよめる
に准すれば、是をヲトツヒともよむべしと云るはあらず、抑、ヲトツヒのツは助字にて、ヲト
年と云ときは、ツの助字なきのみなれば、准て、ヲトツヒとよむべきよしなし、もし准て云ば、
ヲトツヒとこそ云べけれ、十七(十三丁)に、山乃可比會許登母見延受乎登都日毛、昨日毛、今日毛
由吉能布禮々婆とあり、彼津日の謂なり、ヲトとヲトと親通へり乎、登年と云も、彼年の謂な
り、○歌意かくれたる所なし、心ある主人を美て云るなり、
右一首。橘宿禰文成之子也少卿

橘文成、目錄に、橘文明と作るは誤か、文成は、アヤナリと唱しならむ、(略解に、フミナリとよめ
るはいかど、此人の傳未詳ならず、續紀に、孝謙天皇天平勝寶三年正月辛亥、賜文成、王甘南備
真人、姓と有は、同名異人か、若、同人ならば、初橘、宿禰、姓を賜ひ、後に甘南備、真人、姓を賜はれる
よし有べきに、記し漏されたるか、されば橘氏を、甘南備に改め賜ひし事もいふがし、猶考べ
し、○注の六字、此も一本にはなし

榎井王。後追和歌一首

榎井王は、續紀に、廢帝寶字六年正月庚辰朔癸未、授无位榎井王、從四位下、六月戊辰、散位從四
位下、榎井王卒とあり、○古寫本、一首の下に、志貴親王之子也と注せり、契冲云、或書に、志貴皇
子の御子とす、光仁天皇の御弟にや、無位より從四位下に叙せられたれば、さもありぬべし

玉敷而待益欲利者。多鷄蘇香仁來有今夜四樂所念。

待益欲利者、今按、此歌は門部王の門に屋戸にも珠敷、ましを、とよめるにこたへて、よまれ
たる意とさこゆるに、待益とありては、主方の詞とさこえて、客方の意とは聞えがたし、故、思
ふに、益は、衣四、二字なりけむを、寫し誤れるものならむか、さらば、マタエシヨリハと訓べし、
マタエシは、待れしといふ意の古言なり、○多鷄蘇香仁、此詞、此處のみに見えて、他に見えず、
不意の謂と聞えたり、(畧解に、たけは、集中たか)と云るに同じ、そかは、おろそかの意なる
を合せ云詞なりと云るは、聞とりがたし、又荒木田氏が、たけは、凌礫の意、七、卷に、八船多氣と
あるは、荒海の波を凌ぎて、船を撈出すといふ、土左日記に、たけともたけとも、船はしぞきに

しどきてとあるも、波をしのぎてもしのぎても、船の退くなり、又十四に可奈之伎我古麻波多具等毛和波素登毛波自、又馬たぎゆきてなご云る類のたぎも、たぐも、凌ぐなり、又武をたけと云も、凌ぐ意なり、そかは、ひそか、みそか、かすかなご云、そか、すか同言にて、そはひそけき、みそけき、かそけきと通ふ言なれば、たけそかは、たけしけきなり、然れば右の歌は、玉敷て待設る所にいたらひよりは、おもひかけぬところへ、おしかけて凌ぎ来れる今夜が、かへりて、楽しくおほゆると云意なり、と病床漫筆に記せり、しかれども、おしかけて凌ぎ来れる意とせむことは、いかになり、そは凌ぎ来らひは、風雨などのあらしき時節か、又は草木の生繁りて、通ひがたき處を、強て分、来るよしならば、さもあるべきを、さるころにあらざればなり、又駒は多具とも、又馬たぎ行てなごは、手綱をたぐる意なるをや、そは綱を手ぐるといはずても、ただ馬をたぐと云は、やがて綱をたぐること、聞ゆるは、たとへば馬の口を取と云て、馬の口輪緒を取と聞ゆるが如し、この馬たぐのたぐを、凌ぐ意と見ては、駒はたぐともは、駒を凌ぐ意、又馬たぎ行ては、馬を凌ぎ行ての意とこそ聞ゆれ、又武を凌ぐ意と云るも、非なり、武は、たけき、たけくなご活用て、たき、たくなごは、たらく言にあらぬをや、此説は無用の穿鑿なるべし、たいたけそかは、不意のよしと見てあらひこと、穩なるべし、○歌意は、門前にも屋前にも、玉しきみて、待設られしよりは、念ひかけなく來あひて、今日の宴にあへるが中々に興ありて、楽しく思はるゝとなり、

春二月諸大夫等集左少弁巨勢宿奈麻呂朝臣家宴歌一首

海原之遠渡乎遊士之遊乎將見登莫津左比曾來之

宿奈麻呂は、續紀に、神龜五年五月丙辰、正六位下、巨勢朝臣少麻呂等、授外從五位下、天平元年二月壬申、少納言云々、三月甲午、從五位下、五年三月辛亥、從五位上とあり、遊士、士、字、舊本に土と作るは、誤なり、今は類聚抄古寫一本、古寫小本拾穂本等に從つ、ミヤビヲと訓、こと、既に云り、○莫津、左比は、浪濱傍にて、海河などに浮ぶときいふ詞にて、既に具注るが如し、○歌意、左の文を見るに、主の方の女房などの、物の隙より、酒宴の席にある人か、いゝ見て、時の興に、遊士の遊ぶを見むとて、仙女の蓬萊より、遠き海路を渡り來しとよみて、壁に懸しなり

〔右一首、書白紙懸著屋壁也。題云蓬萊仙媛所獲、爲風流秀才之士矣。斯凡客不所望見哉〕

菜、字、舊本に菜と作るは、誤なり、今は類聚抄古寫本拾穂本等に從つ、○所獲云々、所の下、類聚抄活字本等に作、字あり、獲、字、古寫本には、獲と作り、契沖は、獲疑實、字、訛と云り、されど、いかゞ、春海云、所の下、一本に作、字あれば、蓬は、焉の誤、蓬は、謬の誤にて、仙媛所作焉、謬、爲風流秀才之士矣、なるべし、○古寫小本に、見哉の下に、作者未詳と注せり

夏四月大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時、便超相坂山望見近江海而、晚頭還來作歌一首

賀茂神社は、神名帳に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社、亦若雷、名神大、月次相嘗新嘗、賀茂御祖、神社二座、並名神大、月次相嘗新嘗とあり、○便、字、舊本に、使と作るは、誤なり、今は古寫本古寫小

木綿疊手向乃山乎今日超而何野邊爾廬將爲吾等

本拾穂本等に從つ○相坂山は古事記仲哀天皇條に故逃退逢坂對立亦戰爾追敗出沙々那美悉斬其軍書紀に忍熊王知被欺謂倉見別五十狹茅宿禰曰吾既被欺今無儲兵豈可得戰乎與兵稍退武内宿禰出精兵而追之適遇于逢坂以破故号其處曰逢坂也孝德天皇卷大化二年詔に凡畿内東云々南云々西云々北自近江狹々波合坂山以來爲畿内國とあり山城と近江の堺にて近江に屬たり今大津の西なる坂路是なりと云り集中相坂山をよめる歌十卷(五十五丁)十三(六十七丁)十五(三十五丁)なぞに見えたり○望見近江海は十三(六丁)に相坂乎打出而見者波海之海白木綿花爾浪立波とあり

木綿疊は枕詞なり木綿して造れる疊を神に祭供る由にて手向山に云係たり三卷三十七丁大伴坂上郎女祭神歌に木綿疊手取持而如此谷母吾波乞嘗君爾不相嶋とある處に云り○手向乃山は則相坂山の峠を云なりいづくにまれ山坂の峠にては神に手向をする故にやがて手向山とも云なり三卷(二十四丁)に佐保過而寧樂乃手向爾置幣者云々十五(三十一丁)に加思故美等云云美故之治能多武氣爾多知豆云々十七(四十四丁)に刀奈美夜麻多牟氣能可味爾奴佐麻都里云々なぞ見えたるも皆さるよしなり古今集の序には相坂山に至りて手向を祈りとかけり菅原大臣の此度は幣も取わへず手向山とよませ給へるは寧樂なり○越字拾穂本には超と作り○廬將爲吾等は吾等舊本には子等とあり子等は去來子等なぞよめる子等に同じくて從者なぞを云なりされど今は活字本に吾等と作るに從つ旅

十年戊寅元興寺之僧自嘆歌一首

の假屋をつくるを云さて必新に塵作らでも凡て旅宿りするをも云なり○歌意は相坂の手向山を今日越暮ていづれいかなる野邊に假屋をつくりて吾は旅宿せむとさて苦しき旅路哉となり

白珠者人爾不知所知友縱雖不知吾之知有者不知友任意

上に出たり僧は傳未詳ならず○嘆字一本には讚と作り

白珠者人爾不知所知友縱雖不知吾之知有者不知友任意
旋頭歌なり○白珠とは自我身をたとへたるなり○縱は假に縱す詞とてよしや設ひ然はありともそれがまよといふ意なり○任意は縦とかけるに同じかくかきてヨシと訓るは人の意に任せてそれがまよにする意なれば縦の字をかけることみな同じ理に落めり○歌意は白珠の勝れたる實の如き我身にてはあれども其徳にはこる事なければ世人に知れずよしや設ひ世人はしらすともそれがまよよ吾さへその勝れたる事を知たらば人はしらすとて嘆く事はあらじと自我身を玉に比たるなり

〔右一首或云元興寺之僧獨覺多智未有顯聞衆諸狎侮因此僧作此歌自嘆身才也〕
狎字古寫本には評と作り評字はいかゝなり字彙に諺評語聲とあればなり○嘆字一本には讚と作り官本には贊と作り

石上乙磨卿配土左國之時歌三首并短歌

乙磨、卿は三卷には石上、卿とあり、傳彼卷に委、云り、卿とは三位以上の人にいふことなるに、此時いまだ乙麻呂四位なりけれど、後に三位にのぼられければ、後よりめぐらして、たふとみかけるなり、三卷なるも同じ○配土左國(左、字、類聚抄活字本等には、佐と作り)は、續紀に、天平十一年三月庚申、石上、朝臣乙麻呂、坐、軒、久米、連、若、賣、配、流、土、左、國、若、賣、配、下、總、國、焉、とある是なり、さて同十三年九月乙卯、大赦天下、とあれば、此時に乙麻呂も罪ゆるされて、京にゆしかへされしなるべし、さてこの續紀の文に依に、乙麻呂、卿の配れしは、天平十一年なり、然るを此にかく十年の標中に載たるは、いかにそや○左の歌、石上云々の長歌と其次なるは、乙麻呂、卿妻のよめる歌なり

石上、振乃、尊者、弱女、乃、惑爾、緣而、馬、自物、繩、取、附、肉、自物、弓、笑、圍、而、命、恐、天、離、夷、部、爾、退、古、衣、又、打、山、從、還、來、奴、香、聞。

石上、振乃、尊者、契、冲、石、上、は、も、と、物、部、氏、に、て、饒、速、日、命、の、裔、な、り、物、部、氏、後、に、石、上、と、朴、井、と、の、兩、氏、に、わ、か、れ、け、る、は、も、と、に、居、地、に、よ、り、て、な、る、べ、し、山、邊、郡、石、上、に、布、留、の、社、も、あ、れ、ば、重、代、の、家、な、る、事、を、よ、せ、て、た、ふ、と、び、て、振、乃、尊、と、は、云、り、と、云、り、尊、は、崇、詞、に、て、夫、之、命、妹、乃、命、な、ど、云、に、同、じ、○弱、女、乃、惑、爾、緣、而、は、上、に、續、紀、を、引、る、如、く、久、米、連、若、女、に、し、の、ひ、て、か、よ、は、れ、け、る、こ、と、を、お、ほ、や、け、に、さ、こ、し、め、し、て、共、に、配、れ、し、を、云、な、り、惑、を、サ、ド、ヒ、と、訓、は、十、八、(二、十、四、丁)教、諭、史、生、尾、張、少、昨、長、歌、に、那、吳、能、宇、美、能、於、伎、乎、布、可、米、天、左、度、波、世、流、(惑、有、な、り)伎、美、我、許、己、呂、能、須、敵、母、須、弊、奈、佐、反、歌、に、左、刀、妣、等、能、見、流、目、波、豆、可、之、左、夫、流、兒、爾、佐、度、波、須、伎、美、我、美、夜、泥

之、理、夫、利、な、ど、あ、る、に、依、た、る、な、り、○馬、自物、は、枕、詞、に、て、馬、の、如、く、に、と、云、意、な、り、鳥、自物、狗、自物、な、ど、云、類、な、り、下、の、肉、自物、も、同、意、な、り、○繩、取、附、は、馬、に、繩、取、付、た、る、如、く、に、科、あ、る、人、を、縛、り、た、る、よ、し、な、り、十、六、に、馬、爾、已、曾、布、毛、太、志、可、久、物、と、も、よ、め、り、さ、て、契、冲、從、四、位、下、右、大、辨、な、る、人、の、好、色、の、あ、や、ま、ち、の、み、に、て、か、ら、む、る、こ、と、は、あ、る、ま、じ、け、れ、ど、歌、の、い、き、は、ひ、に、云、な、り、心、を、付、べ、し、も、し、は、乘、物、な、ど、を、ば、か、ら、み、も、す、べ、け、れ、ば、そ、れ、に、や、と、云、り、○肉、自物、は、枕、詞、に、て、肉、は、借、字、猪、鹿、の、如、く、に、と、云、意、な、り、○弓、笑、圍、而、笑、字、は、矢、と、同、じ、和、名、抄、に、釋、名、云、笑、和、名、夜、と、見、え、玉、箆、に、笑、俗、矢、字、と、見、え、た、り、但、し、集、中、に、笑、字、を、ノ、の、借、字、と、せ、る、こ、と、三、卷、九、卷、十、卷、十、一、十、三、の、卷、な、ど、に、見、え、た、り、和、名、抄、讀、岐、國、鄉、名、に、も、見、え、た、り、され、ば、古、箆、と、も、通、用、ひ、た、り、け、む、其、由、は、三、卷、に、具、注、り、今、は、た、い、矢、な、り、さ、て、此、は、狩、場、に、て、列、卒、の、猪、鹿、を、卷、こ、め、て、取、に、か、さ、し、と、か、ま、へ、た、る、こ、と、と、く、に、罪、あ、る、人、を、弓、矢、帶、た、る、武、士、等、の、打、圍、み、た、る、を、云、な、り、○天、離、は、枕、詞、な、り、既、く、出、つ、○夷、部、爾、退、は、配、れ、て、土、佐、國、へ、行、を、云、夷、の、こ、と、は、一、卷、に、具、注、り、世、人、の、心、得、た、る、と、は、い、た、く、異、れ、り、披、見、て、考、べ、し、○古、衣、は、枕、詞、な、り、か、く、屬、た、る、意、は、十、二、(十、八、丁)に、椽、之、衣、解、洗、又、打、山、と、よ、め、る、如、く、古、衣、を、洗、ひ、て、又、打、と、い、ふ、意、な、り、多、字、切、都、な、れ、ば、又、打、と、か、き、て、マ、ツ、チ、と、よ、み、又、打、と、云、意、と、は、な、る、な、り、○又、打、山、は、一、卷、(廿、四、丁)三、卷、(廿、三、丁)十、二、(三、十、五、丁)に、亦、打、山、四、卷、(廿、三、丁)に、眞、土、山、七、卷、(十、七、丁)に、信、土、九、卷、(九、丁)に、信、土、山、十、二、(十、八、丁)に、又、打、山、な、ど、見、え、た、る、皆、同、じ、地、に、て、大、和、國、の、内、に、て、紀、伊、國、の、堺、に、あ、る、山、な、り、既、く、具、注、り、奈、良、京、よ、り、眞、土、山、を、超、て、紀、伊、に、至、り、そ、れ、よ、り、舟、に、乘、て、土、佐、へ、わ、た、れ、ば、か、く

つゞけたり○還來奴香聞はいかで還り來よかし、さても名殘をしやの意なり、奴は(不)字の意には非ず、希望辭の禰のかよへるにて、香聞は歎息辭、後の哉なり、さて有かしと希を有奴可、鳴かしと望ふを鳴奴可など云と、同例の詞にて、既く具注るが如し、眞土山より赦免を蒙りて、いかで還り來よかしとの謂なり、此詞を略解にも何にも、不還來意と見たるは甚非なり

王命恐見刺並之國爾出座耶吾背乃公矣繫卷裳湯湯石恐石
住吉乃荒人神船舳爾牛吐賜付賜將島之埼前依賜將磯乃埼前
荒浪風爾不令遇草管見身疾不有急令變賜根本國部爾

刺並之國之字、活字本にはなしとは、本居氏、古事記傳に、伊豫之二名島は、四國を總たる名なり云々、此島東より見れば、讃岐の飯依比古と粟の大宜都比賣と二並なり、西より見るも、土佐の建依別と伊余の愛比賣と二並なり、北より見るも、南より見るも同じ、故に男女の名を負せて、二並、島とは云ならむ、又萬葉六卷に、土左へ行ことを刺並之國爾出座とよめるは、別意か、若又これも二並の意にてあらむか、今、俗に、二人相對ふを、さしひかひと云、又二人してすることを、さしと云を思ふべしと云り、契沖は、刺並之國とは、紀の國も南海にて、土左の海にさしひかへばなり、といへれど、いかゞ○吉田正準考に、並之の下に、土左の二字を脱せしなるべし、さて刺並之は枕詞にて、戸と云意に云係たるならむ、九卷十七丁に指並隣とよめるも、同じ意の風なり、さて刺並之土左國爾出坐耶を、五言七言五言と句を絶てよみて、關

をなすべしと云り、此說面白きことなり、されど、さしひかしては、出坐耶の耶は助辭となるを、かかる處に耶の助辭ある例なく、且、甚耳立て聞ゆれば、今少しいかなり、近江之哉、淡之哉、など云る例はあれども、其とは異なればなり、猶考べし○出座は、行給ふと云意の詞にて、俗に御出被成と云に全同、八卷二十丁に、開夜有者云々、伊而座左自常屋、天智天皇紀童謠に、于知波志能都梅能阿素弭爾伊提麻栖古云々、伊提麻志能俱伊播云々、土左日記に、講師馬のはなひけしに出座り、金葉集に、玉津島岸打浪の立飯り、せないでましぬ名殘さびしもなどあり○耶は、或説に、ハシキ耶と有て、五言一句なりけむが、其、字脱たるなるべしと云り、信にさることなり○吾背乃公矣、此下、次の繫卷裳云々と放ち書たるは、もと字の落たるより右の長歌の反歌と意得誤たるものなり○繫卷裳、字舊本に繫と作るは誤なり、今は古寫本古寫一本古寫小本拾穂本等に從つは、言の端に出して申さむも忌憚し恐しとつゝ、意なり、既くかたゞ出たり○住吉乃荒人神は、古事記に、伊邪那岐、大神詔、吾者到、於伊那志許米志許米岐、穢國而有邪理、故吾者爲、御身之禊而到坐、筑紫、日向之橘、小門之阿波岐原、而禊也云々、次於水底滌時、所成神名、底津綿津見神、次、底筒之男、命、於中滌時、所成神名、中津綿津見神、次、中筒之男、命、於水上滌時、所成神名、上津綿津見神、次、上筒之男、命、云々、其底筒之男、命、中筒之男、命、上筒之男、命、三柱、神者、墨江之三前、大神也、神功皇后紀に、亦表筒、男中筒、男底筒、男三、神誨之曰、吾和魂、宜居、大津、渟中倉之長、峽、便因看、往來船、於是、隨、神教、以、鎮、坐、焉、則、平、得、度、海、續紀に、延曆三年六月辛丑、叙正三位住吉、神勳二等、同十二月丙申、叙住吉、神從二位、な

伊勢物語
に、昔み
かゞ住吉
に行幸し
たまひけ
り云々、
おほむ神
現形した
りて

まひて、
むつまし
らすや水
瀬の、久
しき世よ
りいはひ
そめてき

と見え、集中十九三十六丁遺唐使を餞する歌に、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來等毛舶
波早家無廿卷三十七丁防人別を悲ひ情を陳たる歌に須美乃延能安我須賣可未爾奴佐麻
都利伊能里麻宇之豆云々なども見えたり、荒人神とは、顯然に人と現出給、神と云謂なり、雄
畧天皇紀に、天皇射獵於葛城山、忽見長人云々、問曰、何處公也、答曰、現人之神、先稱王、諱景行天
皇紀に、日本武尊云々、吾是現人神之子也、續後紀十九興福寺僧の、仁明天皇四十御筭を賀て
奉れる長歌に、御世御世爾相承襲、每皇爾現人神止成給御坐世波云々、和名抄に、日本紀云、
現人神、和名安良比止加美など見えたり、拾遺集に、住吉のあら人神にちかひても、忘るゝ君
が心とそ聞、後拾遺集に、素道法師すべらぎもあら人神もなごむまで、鳴ける杜のほとゝぎ
す哉、詞花集に、大納言經信、住吉の顯人神の久しさに、松もいく度生かはるらむ、現存六帖に、
往吉のあら人神の友なれや、世々にかはらぬ岸の姫松、金玉集に、すみよしの社にて、安法法
師、天降るあら人神のあひおひを、思へば久し住吉の松、大鏡二に、やがてかしてうせ給
へる、よのうち、北野にそこの松をおほさしめ給ひて、わたりすみ給ふをこそは、たゞい
まの北野宮と申て、あら人神におはしますすめれとある、此も事として、其神靈の現出賜事の
ありしによりていへるか、さて住吉、大神は、事として現出給ひて、護幸へたまふ神にし坐、ま
せば、かく云るありし、かかるを畧解に、岡部氏、説を引て、人は大の誤にて、あらおほみたまかと
云るは、いみじき強説なり、○船、船、五、卷、好、去、好、來、歌、に、神、豆、麻、利、宇、志、播、吉、伊、麻、須、諸、能、大、御、
神、等、船、船、爾、反、云、布、奈、能、閉、爾、道、引、麻、遠、志、と、ある、に、同、じ、○牛、吐、賜、は、右、に、引、五、卷、の、歌、に、具、注、

り○付賜將、依賜將は、船の行着賜は、船のさし依、賜は、ひの意なり、さて賜將は、二ながら將
賜とあるべきを、集中には、かくさまにも用たる例あり、十三三十三丁には、在將、また直涉異賜
とさへも書たり、○荒浪は、アラキナミと訓べし、荒の言は、次句の風にも係れるなり、○令、字
拾穂本に合と作るは、誤なり、○草管見、管、字、舊本に菅と作るは、誤なり、今は官本古寫小本等
に従つは、草は、莫の誤にて、ツ、ハ、ミ、ナ、ク、なりと本居氏、玉勝間に云るは、信にさることなり、五
卷、好、去、好、來、歌、に、都、々、美、無、久、佐、伎、久、伊、麻、志、豆、續、紀、三、十、六、詔、に、平、幸、久、都、々、牟、事、無、な、ど、あ
り、○急は、十五に、須、牟、也、氣、久、と假字書あるに、從て訓べし、字鏡にも、俗、悠、同、倭、々、也、須、牟、也、介
志、と見ゆ、本居氏云、須、牟、は、進、む、意、に、て、也、氣、久、は、附、た、る、辭、な、り、○令、變、賜、根、は、令、反、賜、は、ね、と、
住吉、大神へ乞、祈、ふ、なり、變、字、は、反、に、通、用、た、り、根、は、乞、望、辭、な、り、○本、國、部、爾、は、モ、ト、ノ、ク、ニ、ハ、
ニ、と、訓、べ、し、本、は、モ、ト、ツ、と、も、訓、べ、け、れ、ど、も、今、は、次、に、引、十、九、歌、に、從、て、モ、ト、ノ、と、訓、つ、國、部、は、
國、邊、な、り、十、九、三、十、六、丁、遺、唐、使、に、贈、れ、る、長、歌、に、虛、見、都、山、跡、乃、國、青、丹、與、之、平、城、京、帥、由、忍、照、
難、波、爾、久、太、里、住、吉、乃、三、津、爾、船、能、利、直、渡、日、入、國、爾、所、遣、和、我、勢、能、若、乎、懸、麻、久、乃、由、々、志、恐、伎、
墨、江、乃、吾、大、御、神、船、乃、倍、爾、宇、之、波、伎、座、船、騰、毛、爾、御、立、座、而、佐、之、與、良、牟、磯、乃、崎、々、許、藝、波、底、牟、
泊、泊、爾、荒、風、浪、爾、安、波、世、受、平、久、率、而、可、敵、里、麻、世、毛、等、能、國、家、爾、と、あり、こ、と、は、異、な、れ、ど、も、句
次、は、今、歌、と、い、と、よ、く、似、た、れ、ば、引、つ、
○右、○首、○右、○上、○脚、○妻、○作

此間に、右の如くあるべきが脱たるか、またもとより舊本のまゝにて有、けむか、いかにされ、右

二首は、乙麻呂、卿妻のよめるならむ、左の歌は、乙麻呂、卿の自作れたるなり
父公爾。吾者眞名子叙。妣刀自爾。吾者愛兒叙。參昇八十氏人乃。手
向爲。恐乃坂爾。幣奉。吾者叙追。遠杵土左道矣。

父公爾、吾者眞名子叙、は、吾は父君に眞愛とめで愛しまるゝ、其子なるぞとの意なり、抑眞名子と云は、眞は、例の美稱名はナル、ナツク、ナツカシ、ナジム、など云ナにて、親む辭にて、眞に懐かしき子と云意なり、略解に、まな子は、實の子と云ことなり、と云るは、誤なり、さて次に引十四の歌の麻奈をば何とか解む、注者の固陋なる憐むべし、十四(廿丁)に、安志比奇乃夜末佐波妣登乃比登佐波爾麻奈登伊布兒我安夜爾可奈思佐とあるも、多くの人が眞に懐と云て、憐み愛しむ兒と云意なり、七卷に、人在者母之最愛子會、十三挽歌に、母父爾眞名子爾可有六、また母父之愛子丹裳在將なとあり、神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神、御氣野命とある日眞名子も、日は尊稱にて、眞懷子なり、即風土記には、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあり、又催馬樂に、末名牟春女とある、末名も同意なり、〇妣刀自爾は、オモトジニと訓べし、廿卷(廿九丁)に、阿母刀自母多麻爾母賀母夜會根好忠集長歌に、於母刀自の乳房の報い云々などあり、又廿卷(廿一丁)に、麻氣波之良寶米豆久禮留等乃能其等已麻勢波々自刀とあれば、ハ、トジニとも訓べし、〇吾者愛兒叙(兒字、拾穂本には子と作り)此も、ア、レ、ハ、マ、ナ、ゴ、ゾと訓べし、略解に愛子を、メ、ヅ、コと訓て、愛る子といふ意とせるは、甚誤なり、メ、ヅ、コと云こと、例もなきことなり、但し十六廿九丁に、目豆兒乃負身女兒乃負とわれど、其は

女津子と云ことにて、愛兒とは甚異れり、マナゴを愛兒、愛子と書ることは例多し、集中に眞砂の借字に、愛子と書る、これも愛兒は、必マナゴと訓べき、たしかなる一の證なり、さて此句下に、猶句のあるべきが、脱しにやあらむ、〇參昇は、マキノポリと訓べし、參は十八に、麻爲泥許之、古事記仁德天皇、大御歌に、麻草久禮など見えたり、さてこゝは、次句の八十氏人と云へ係て意得べし、乙麻呂、卿の自登るを云には非ず、本居氏の説に、まゐるのぼるは、乙麻呂、卿のぼるにて、恐乃坂へつゝ、詞なり、さて八十氏人云々の二句は、たゞ恐といはむ序なり、手向するとして、恐むと云つゝ、けさまなりといへるは非ず、〇八十氏人は、八十と數多き氏々の人と云なり、〇手向爲(爲の下、舊本に等字あり、今は活字本に无に従つ)坂、上にては、必手向して超ること、上に云るが如し、〇恐乃坂は、大和、國にて、河内へ越る所の坂なり、天武天皇紀に、坂本、臣財等、自高安城降以渡、衛我河、與韓國戰于河西、財等衆少不能距、先是遣紀、臣大音、令守權坂道、於是財等退、權坂、而居大音之營、と見ゆ、〇幣奉は、乙麻呂、卿の帛幣を奉りなり、〇吾者叙追は、追、字は、退の誤なりと本居氏云り、ア、レ、ハ、ゾ、マ、カ、ルと訓べし、〇遠杵土左道矣は、遠き土左道なる物をの意なり

反歌一首

一首、二字、古寫小本拾穂本等にはなし
大崎乃。神之小濱者。雖小。百船純毛。過迹云莫國。

大崎(崎)字、拾穂本には、崎と作り、は、十二廿五丁にも、大崎之有磯乃渡延久受乃、往方無哉戀渡

南とよめり、共に紀伊國海部郡にありて、よき湊なり、濱に人家ありて、遊女なども居、往來の船大方此湊に着、今も土左の舟の往來に常に泊る所なり、古も土左へ通ふには、かならず、此大崎を通りしならむ、(本居氏の、大崎は紀伊にわれど、土左への道とはいたく遠へりと云るは、異所の、大崎にや、聞誤れしなり)と中山、嚴水云り、○神之小濱は、大崎の湊より、今道二里ばかり奥に、伊太岐會大權現の社と申すありて、今もはら海民の漁業をまもります神なりといへり、かれ此神のまもりうしはさいますが故に、大崎のあたりを然云るならむか、かくて神名帳を考るに、紀伊國名草郡伊太祁會神社(名神大、月次相嘗新嘗)和名抄に、紀伊國名草郡伊太祁會神戶などありて、伊太祁會神社の鎮座は、名草郡なるを、其神社は、海部郡にも巨れるにや、名草と海部は、隣れる郡にて、昔、名草郡なりしが後に海部郡に屬るもあれば、今は海部郡になれるにもあらむ、かのあたりの地理しれらむ人に、猶よく尋て訂すべきことなり、さて伊太祁會神は、所謂五十猛神の御事にて、主とは木種を分播たまふ御功ましまし、大神にまして、すべて民の利をなし給ふより、もはら漁民どもの幸利を祈りしからに、漁業を主とまもります神のごと、俗間には意得たることになれるなるべし、かくて契沖は、七卷に、神前ありそ、も見えず浪立ぬとよめるも、此と同處にやと云り、猶考べし、但し契沖が神前をミフノサキとよめるによりて、この神をもミフとよむべきかと云るは非ず、神前もカミノサキなり、○雖小は、セマケドモと訓べし、(チヒサケド、又セマケド、なせよまむはわろし)雖狹有の意なり、ケレドモと云べきを、ケドモと云は古言なり、遠ケドモ、近ケドモ、恐ケド、など例

多し、○百船純は、下(四十七丁)にも同じく昔り、契沖純字、人とよむべきこと未考、もし人純也なと釋せることあるにや、人は純粹の氣を受、物は駁雜の氣を受る意にて、かけるにやと云り、今案に、純字、ヒタと訓故に、人に轉用ひたるにもあるべし、神代紀に純男とあり、○過迹云、莫國は、莫過ことなるにの意なり、云は、思といふに同じく、例の輕く添たる辭なり、○歌意は、大崎にある神の小濱は、狭き所なれども、見るにあかず、佳景き地なれば、あまたの舟人も、此處に舟を泊て、外へ過て行ぬことなるに、我は罪ある身なれば、心を留ることも叶はずして、徒に過て行ことよと、あり、下(四十七丁)に、眞十鏡見宿女、乃浦者百船、過而可往、濱有亡國、とある歌意をも、思ひ合すべし、○略解に、此歌、妻君の長歌の反歌にもあるべし、と云るは、かなは

秋八月二十日宴右大臣橋家歌四首

長門有奥津借島奥真經而吾念君者千歲爾母我毛

二十、古寫本には廿と作り、○右大臣は、諸兄公なり、續紀に聖武天皇天平十年正月庚午朔、授正三位拜右大臣とあれば、此時右大臣なり、
歌は、對馬、朝臣の自任られし、國の名所をかりて、序とせるなり、○奥真經而は、奥めてと云むが如し、マへの切メなり、深く思ふを、深めて思ふと云に同じく、奥に思ふを、奥めて思ふと云

なり、さて集中に奥に思ふとよめるは、深く思ふと云に同じければ、奥真經而は、深めてと云に全同意なり、物語書に奥まりたる山住など云るも、奥まへど、奥まりとは、然爲と、自然なるとの差別あるのみにて、言ハ一なり、十一三十五丁に、淡海之海、奥津島山、奥間經而我念妹之言、繁苦ともよめり、同卷の上つ方八丁に、同歌を載たるには、第三句、奥儲とあり、これも同言なり、マケの切メなり、○歌意は、なみくならず、吾深く大切に思ひ奉る君は、いかで千歳にもがな繁昌ておはしませかしとなり

右一歌、長門守巨曾倍對馬朝臣

對馬は、續紀に、聖武天皇天平四年八月丁酉、山陰道節度使、判官巨曾部津島、授外從五位下、

奥真經而吾乎念流吾背子者千年五百歲有巨勢奴香聞

吾背子は、對馬朝臣を指り、○有巨勢奴香聞は、いかで有かし、さても愛しき吾兄哉と云意なり、巨勢は希望辭の巨曾のかよへるなり、奴も希望辭の彌のかよへるにて、香聞は、歎息辭なり、○歌意は、吾を深く思ふとのたまふ吾兄子こそは、あはれいかで、千歳も五百歳も、榮てわれよかし、さてもうるはしく親しき、吾兄にてある哉となり

右一歌、右大臣和歌

百磯城乃大宮人者今日毛鴨暇無跡里爾不出將有

百磯城乃(磯字、類聚抄には磯と作り)は、枕詞なり、既く出つ、○暇無跡、イトマヲナミトと訓

べし、暇が無故にの意なり、跡は例の助辭なり、○里爾不出將有(出字、舊本には去と作り、それもさることなるべけれ、今は類聚抄に出とあるがまされるに従つ)は、サトニイデザラムと訓べし、里は、宮城の外を云なるべし、○歌意は、大宮人は、今日もまた公事の暇が無故に、宮城の外に、出遊ばすあるらむかとなり、此歌、今日の宴に誦たる意をしらす、そのもと所由ありてよめる歌なりけむを、所以ありて、此宴席に誦けるならむ

右一首、右大臣傳云故豐島采女歌

右一首、これは、此宴席に誦けるを、右大臣の、後に家持にかたられけるを、記したるなり、○豐島、采女は、傳未詳ならず、和名抄に、攝津國豐島(手島)郡豐島(天之万)又和名抄に、武藏國豐島(止志末郡)兵部省式に、武藏國驛馬云々、豐島各十疋、傳馬云々、豐島、郡各五疋、此より出たるにも

橋本爾道履八衢爾物乎曾念人爾不知

歌意は、つゝみかくして、色にあらはさねば、人にしられずして、橋の蔭ふむ道の、彌衢あるごとく、色々種々に、心裏に、繁き物念をそするとなり、此は、二卷十六丁三方、沙彌、襄園、臣生羽之女、未經幾時、臥病、作歌三首の中に、橋之蔭、履路之八衢、爾物乎曾念、妹爾不相而どあるを、暗に誦たがへたるならむ、さて、此宴席に誦たるは、微意ありての所以なるべし

右一歌、右大弁高橋安麿卿語云故豐島采女之作也

但三方沙彌云、采女當時當所口吟此歌歎

此も家持卿の注なり○安磨卿は續紀に、養老二年正月庚子、正六位上高橋朝臣安麻呂授從五位下、四年十月戊子爲宮内少輔、神龜元年二月壬子從五位上、四月丙申宮内大輔、從五位上高橋朝臣安麻呂爲副將軍、云云爲征海道蝦夷也、二年閏正月丁未授正五位下、勳五等、天平四年九月乙巳爲右中辨、九年九月己亥正五位上、十年正月壬午從四位下、十二月丁卯爲太宰大貳、とあり、かゝれば此時右中辨なりけるを、此處に右大辨とあるは寫誤か、又は續紀に大辨となれる事は漏たるか、いかにまれ、此時四位なりければ、卿とあるに叶はざるごとく、なれども私の歌集記録の類には、貴みてかく書せる例往々あり、其由四卷下(丁)に委辨たり、披考べし○妻苑臣、爽冲云、苑臣の下、生羽女の三字を落せるか、むかしは女も氏をもてよびければ、其例歟○歌の下也、字活字本異本等にはなし

十一年己卯 天皇遊高圓野之時 小獸泄走堵里之中 於是適值勇士生而見獲 卽以此獸獻上 御在所副歌一首 曰牟射

舊本、天皇より下行をはなち書るを、今續け書ること前々の例の如し○高圓野は大和國添上郡にて、既く出つ○泄字、異本には通と作り、拾穂本に池活字本に追と作るは並誤なり○堵里之中堵字、古寫本官本等には、都と作り、里之、二字一本には无、は人家のある里中をいふべし、堵中とあるに從は、陪從の諸臣等の休息する爲に、かこへる處をいふべし○俗曰とあ

大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣曾此

俗には非ず○牟射、佐妣は品物解に具云り、下來流は、オリケルと訓べし、ケルはキケル、の切たるなり、オリケルとよめるは叶はず○妣字、拾穂本には毗と作り○歌意は、狩子丈夫等が、高圓山にせめ追たれば、里中に下來けるを生ながらにして獲たる麝鼠と、此にて侍る、叙覽せさせ賜へとなり

右一歌大伴坂上郎女作之也 但奏而小獸死 因此獻歌停之

舊本、冬十月より下、行をはなちて書るを、今續け書ること前々の例の如し○廣嗣は、續紀に、聖武天皇天平九年九月己亥、從六位上藤原朝臣廣嗣授從五位下、十年四月庚申爲大養德守式部、少輔如故、同十二月丁卯爲太宰少貳、十二年八月癸未、太宰少貳從五位下藤原朝臣廣嗣上表、指時政之得失、陳天地之災異、云々、九月丁亥、廣嗣遂起兵、反、勅以從四位上大野朝臣東人爲大將軍、從五位上紀朝臣飯麻呂爲副將軍、云々、丙戌、云々、是日大將軍東人等言、進士無位安倍朝臣黑麻呂、以今月二十三日丙子、捕獲逆賊廣嗣、於肥前國松浦郡、值嘉嶋長野村、云々、戊子、

大將軍東人等言、以今月一日、於肥前國松浦郡、斬廣嗣綱手、已訖云々、廣嗣式部卿馬養之第一子也、云々と見えたり。○幸于伊勢國、は續紀に、天平十二年冬十月壬午、行幸伊勢國、云々、是日到山邊郡竹谿村堀越、頓宮、癸未、車駕到伊賀國名張郡、十一月甲申朔、到伊賀郡安保、頓宮、宿云々、乙酉、到伊勢國壹志郡河口、頓宮、謂之關宮也、丙戌、車駕停御關宮、十箇日、云々、丁亥、遊獵于和運野、云々、乙未、從河口發至壹志郡、郡の下頓宮の地名を脱せり、宿云々、丁酉、進至鈴鹿郡赤坂頓宮、云々、これより美濃近江山背の國々を經幸して、つひに十三年正月癸未朔、天皇始御恭仁宮、受朝と見ゆ、この度伊勢に幸せるは、廣嗣が亂賊をさけまし、且大神宮に奉幣、賜ひて祈請し賜はむが爲なり。

河口之野邊爾廬而夜乃歷者妹之手本師所念鳴

夜之歷者は夜の重ればと云ひか如し、右に續紀を引る如く、河口の關宮に停御ましける間よめるなり。○歌意は、此度行幸の從駕によりて、河口の野邊に廬造りて、旅宿する夜の重ければいと苦しく、寒さにたへがたくて、本郷の家にある妻が袂の一すぢに戀しく思はる哉となり。

天皇御製歌一首
妹爾戀吾乃松原見渡者潮干乃瀉爾多頭鳴渡

妹爾戀は、妹と戀と云ひが如し、妹を戀しく思ひて待とかゝれる枕詞なり、猶次に云〇吾乃松原は、本居氏、此は吾自松原とありしが、自を乃に誤れるにて、初句は待と云へかゝれる枕

詞なり、いづくにまれ、たゞ松原よりといふなり、地名にあらすと云り、按に續古今集に、伊勢島やわか松原見わたせば、夕潮かけて秋風そ吹、風雅集に、伊勢島や鹽干のかたの朝なきに、霞にまがふわか松原、新古今集に、雪ふればわか松原うづもれて、鹽干のたづの聲ぞ寒けさどあるは、皆今の御歌とわが松原と云地と意得て、よめるなり、十七卷初に、和我勢兒乎安我松原欲見度、婆安麻乎等女登母多麻漢可流、美由とあり、舊本歌、左に、右一首、今案、吾松原在三重郡、相去河口行宮遠矣、若疑御在朝明、行宮之時、所製御歌、傳者誤之歟とあるは、最後人の注なり、三重郡なるは、赤松原にて、其は天平の大安寺伽藍縁起流記資財帳に、伊勢國三重郡赤松原百町と記せる是なり、赤を吾と書べき謂なければ、赤松原と思へるは、甚誤なり、且御在朝明、行宮しことは、續紀に、十一月丙午、從赤坂發至朝明郡とあるを云るなり、此時家持卿も從駕にて、面り聞見て、記せるものなるに、さばかり傳へ誤るべき理なきをや、但、河口行宮作とあるは、初家持卿のよめる、一首の題にこそわれ、此、大御歌より次下なるは、伊勢國に行幸し時のを、ひろく云るにて、何處にての作といふことを、細に記さなければ、所製せし處をば、さだかにはしるべからず、○岡部氏が、吾はアガとよみて、吾、松原は、志摩英虞郡の松原なりといへるは、論にも足す、○海字、類聚抄拾穂本等には、瀨と作〇大御歌意は、此方の松原より、遙々と向の海を、朕見わたせば、潮の于瀨に、鶴鳴渡るよとなり、あなかしこ、此、大御歌、何となければ、誦申度に、其、御時の風景、今も目前に浮びて、見るやうなるは、御調の高きが故なるべし。

丹比屋主真人歌一首

丹比屋主真人は、今按に、屋主は家主を寫し誤れるなるべし、ざるは家主といふ人も、屋主といふ人も、同時にありて、官位も大かた同じはとに歴たれば、やうせずは混るばかりなれば、注者等多くは、是を同人と意得たれども、よく見れば、決して別人にて、家主はイハエシ、屋主はヤエシ、と唱へしなるべし、さてこれを同人と意得たるより、ゆくりなく、後に寫し傳る人の家を屋と誤れるなるべし、殊に屋主は、集中にも、八卷十八丁に、大藏少輔丹比屋主真人と見えれば、同人と思ひ混ひしもうべなり、さてかくいふ所以は、次に續紀を引る如く、家主は、此度の行幸に、從駕まつれるよし見えて、屋主は見えざれば、きはめて家主なるべし、家主は、續紀に、元正天皇養老七年九月己卯、出羽國司正六位上多治比真人家主言云々、聖武天皇天平九年二月戊子、正六位上多治比真人家主、授從五位下、十二年十月壬午、行幸伊勢國、十一月丁酉、進至鈴鹿郡赤坂、頓宮、甲辰、詔倍從云々、賜爵人一級、從五位下多治比真人家主、授從五位上、十三年八月丁亥、從五位上多治比真人家主、爲鑄鏡長官、孝謙天皇天平勝寶三年正月己酉、從五位上多治比真人家主、授正五位下、六年正月癸卯、天皇御東院、宴五位已上、有勅、召正五位下多治比真人家主云々、於御前即授從四位下、天平寶字四年三月癸亥、散位從四位下多治比真人家主卒、と見えたり、屋主の傳は、八卷に至りて委注べし

後爾之人乎思久四泥能埜木綿取之泥而將往跡其念

後爾之人乎思久とは、奈良京に留居る妻などを慕ふよしを云るなり、思久は、シエハクと訓べし、オモハクとよめるは、いとわろし、慕ふやうはといふ意なり、○四泥能埜埜字、拾穂本には、埜と作り、は、神名帳に、伊勢國朝明郡志麻神社とある、其處なるべし、谷川氏、今朝明郡羽津の西に、しでの埜しで野の名あり、志麻神社を今しでの、社と云といへり、岡部氏が、四泥は、四卷に、網兒の山いはへかくせる佐堤の埜、さではへし子の夢にし見ゆる、と有と同じく、志麻國英虞郡にあるならむ、と云るはいか、但朝明郡志麻神社とせむことも、壹志郡河口にてよめる歌ならば、いさゝか叶ひがたけれども、此上の御製歌と、此歌なるは、前にも云る如く、伊勢國行幸の度を、ひろく云るなれば、たしかに、いづれの處の作とは、知べからず、十一月十二日に、河口をたゝせ賜ひて、同廿三日、朝明郡に至り幸し賜へる間に、よめるなるべし、荒木田氏は、今志麻國に志奴島あり、志賣の浦といふ所もあり、是志泥の埜の轉れる名ならむ、また四泥は、四沼の誤かとも云れど、志麻國とせむことも、なはいか、なり、そのうへ四沼と音訓の假字を用ひたりとせむことも、心行ず、舊本歌の左に、右案、此歌者、不有此行宮之作乎、所以然言之、勅大夫、從河口行宮、遠京、勿令從駕焉、何有詠思泥埜作歌哉、とあるは、後人の注なり、此注の中、初の有は、在、字なるべし、大夫は、家主真人を指るならむ、泥字、舊本に、沼と作るは、誤にて、古寫一本、拾穂本等に、泥と作るそよき、かくて續紀を檢るに、十一月二日に、河口頓宮に着せたまひ、十二日に、河口より發て、壹志郡某頓宮に至りて、宿らせたまひ、十四日に、鈴鹿郡赤坂頓宮にいたりまし、廿一日に、丹比真人家主等に、從五位上を授ひ、廿三日、赤坂をたゝせたまひて、朝明郡に至りたまひ、廿五日、桑名郡石占頓宮に着せたまひ、廿六日、美濃國當

伎郡に至りたまへりしかれば赤坂頓宮まで從駕まつれることは、たしかにいちしるきを
從川口行宮還京とは、何によりて言ふこととや、續紀をよく檢ずして、後人の注せるなり。○
木綿取之泥而九卷に、齊戸爾木綿取四手而忌日管、皇極天皇紀に、折取枝葉懸掛木綿云々、
古今集に、高陽院木綿四手と云女名も見えたり、古事記に、於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而
延喜六年書記竟宴歌に比佐嘉多能阿麻豆流呵美乎伊能留度會、要多母須惠爾奴佐波志
豆氣流などあり、之泥は、之太禮を縮たる言なり、(タレ)の切デ、孝德天皇紀に、垂此云之娜展、此
集十卷に、垂柳十一に、四垂尾など見えたり、本居氏之太留は、繁垂の意なり、竹玉乎繁爾貫垂
とある以知べしと云り、○將往跡其念、將字、活字本には、好とあり、好往は、好去と書るに同じ
く、サキクと訓べさか、サキクと、好去と書る事は、既に云り、往字、舊本に住と作るは、誤なり、木
綿取垂て、家なる妻に平安く相見むことを、神に祈願て、行むとそ思ふとなり、○歌意は、吾に
おくれて、京に留まれる妻を、明暮戀しく思へども、從駕なれば、急に相見べさすべなし、志氏
神社の神靈を、ひとへにたのもしく思へば、神の御爲に、その志氏、崎に木綿取しだれて、神慮
を和めつつ、いかで平安在て、京にかへりて、有し日の如く妻に相見むことを、ねもころに祈
願て、行むとそ思ふとなり

獨殘行宮大伴宿禰家持作歌二首

獨殘行宮、舊本に、獨字を狹と作り、されど狹殘行宮と云は、續紀にも見えず、荒木田氏は狹殘
をサザムと訓て、神名帳に、伊勢國多氣郡佐々夫江神社見え、倭姫命、世記に、眞鶴佐々夫江宮

天皇之行幸之隨、吾妹子之手枕不卷、月曾歷去家留。

前、葦原、遠行、鳴とあり、此の佐々夫江は、多氣郡大淀村の西、根倉村行部村の間に入江あり
て、そこに架せる橋を、今猶篠笛の橋と云といへり、それを古の頓宮の地なるべきと云り、己
上荒木田氏説なり、佐々夫江は、この篠笛にもやあらむしかれども、今の狹殘を、佐々牟とせ
むことは心得ず、さるは狹字の訓と、殘字の音を、取合て地名に用ひしものとも、思はれねば
なり、此は石占、行宮なるべし、さるは續紀を見るに、十一月戊申、至桑名郡石占頓宮、その明日
己酉、到美濃國當伎郡とありて、石占頓宮には、唯一夜宿らせ賜ふが故に、家持卿は、猶行宮に
獨殘り居て、種々の御調度等取納め、其餘にも所用ありしがゆゑに、とりまかなひける間、作
るなるべし

御食國志麻乃海部有之、眞熊野之、小船爾乘而、奥部榜所見。

御食國は、此上にも見えたり、御饌調國といふなるべし、志摩國の殊に御饌を獻れりし事は、
古事記に、鳥之速贊獻之時云々、此、集十三に、御食都國神風之伊勢乃國と見えたり、志摩は、古

は伊勢の内なり、三代實錄に、元慶六年十月廿五日、志摩國年貢、御贄、四百三十一荷云々、宮内式諸國例貢、御贄、條に、伊勢、稚子、蛸、磯、蛸、志摩、(深、海、松)主計式に、志摩、國、調、御、取、鰻、雜、鰻、堅、魚、熬、海、鼠、雜、魚、楚、割、雜、魚、脯、雜、脂、雜、鮓、漬、鹽、雜、魚、紫、菜、海、松、鹿、角、菜、海、藻、海、藻、根、小、凝、菜、角、俣、菜、於、期、菜、滑、海、藻、庸、輸、鮑、堅、魚、鯛、楚、割、中、男、作、物、雜、魚、脂、主、稅、式、に、凡、志、摩、國、供、御、贄、潛、女、卅、人、步、女、一、人、仕、丁、八、人、云、々、内、膳、式、に、諸、國、貢、進、御、贄、旬、料、云、云、志、摩、國、御、厨、鮮、鰻、螺、云、々、味、漬、腸、漬、蒸、鰻、玉、貫、御、取、夏、鰻、等、云、々、雜、魚、云、々、年、料、云、々、志、摩、國、藻、海、松、と、あり、○、眞、熊、野、之、小、船、は、此、上、に、具、注、り、き、中、山、殿、水、云、熊、野、に、て、作、り、し、舟、は、う、る、は、し、き、な、る、べ、し、今、も、土、左、國、の、鯨、取、舟、は、熊、野、よ、り、買、取、よ、し、な、り、古、は、志、摩、の、あ、た、り、に、も、買、取、し、な、る、べ、し、○、奥、部、榜、所、見、は、奥、邊、を、榜、行、が、見、ゆ、る、と、な、り、○、歌、意、は、熊、野、の、小、船、に、の、り、て、沖、の、方、に、漕、出、て、行、は、志、摩、の、海、人、が、御、贄、の、料、に、漁、す、る、船、に、て、あ、る、ら、し、か、く、こ、の、た、び、天、の、下、の、さ、わ、き、に、よ、り、て、行、幸、の、從、駕、ま、つ、り、て、家、人、に、わ、か、れ、い、ろ、く、苦、し、き、旅、を、す、る、事、と、思、ふ、に、海、人、が、徒、は、暇、な、き、の、み、な、ら、ず、荒、き、風、浪、を、し、の、ぎ、て、遙、の、海、面、に、漕、出、て、天、皇、の、御、爲、に、あ、や、ふ、さ、わ、さ、す、な、る、は、さ、て、も、あ、は、れ、に、い、と、は、し、き、事、か、な、こ、れ、に、て、思、へ、ば、天、皇、の、御、左、右、に、仕、へ、ま、つ、る、は、旅、と、は、い、へ、ど、遙、に、益、り、て、有、が、た、く、貴、く、う、れ、し、く、思、は、る、哉、と、い、ふ、な、る、べ、し

美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌一首

多藝行宮は上にも引る如く、續紀に、天平十二年十一月己酉、到美濃國當伎郡とありて、五日停御して翌十二月朔に、不破、頓宮に到り幸せり、和名抄に、美濃國多藝郡多岐、神名式に同

郡多伎、神社見えたり、古事記景行天皇條に、倭建命云々、到當藝野上之時、詔者、吾心恒念自虛、翔行、然今吾足不得步、成當藝斯形、故號其他、謂當藝也、云々と見えたり、さてこの多藝て、土地名の由縁は、この歌によれば、瀧によれる如聞えて、まぎらはしかるめれど、然には非ず、倭建命の御言より起れるなり、と本居氏は云り、なほ次に云、べし、○東人は、同紀に廢帝寶字五年十月朔、從五位下大伴宿禰東人、爲武部、少輔、(兵部)七年正月甲辰朔壬子、以從五位下大伴、宿禰東人、爲少納言、光仁天皇寶龜元年六月甲午、爲散位、助、八月辛亥、爲周防守、五年三月甲辰、爲彈正、卿、と見えたり

從古人之言來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀬

人之言來流は、ヒトノイヒケルと訓べし、人の云來ける、と云に同じ、キケ、切ケ、なり、○變若云水曾は、ツツチフミゾと訓べし、此は荒木田氏が訓るに從つ、ワカエチフミゾとよみては、調と、の、は、ず、凡、て、變、若、と、書、る、は、い、づ、れ、も、必、乎、知、と、訓、べ、き、よ、し、荒、木、田、氏、の、云、る、は、信、に、さ、る、こ、と、な、り、け、り、な、ほ、其、說、三、卷、規、落、葉、別、記、に、甚、詳、な、り、但、し、そ、れ、に、は、こ、を、ヲ、チ、チ、フ、ミ、ゾ、と、よ、み、た、れ、ど、ヲ、チ、と、云、て、は、變、若、と、令、す、る、意、に、き、こ、ゆ、る、こ、と、に、て、今、少、し、此、處、に、叶、ひ、が、た、し、此、處、は、必、ツツ、と、よ、む、べ、き、所、な、り、○名、爾、負、瀧、之、瀬、續、紀、云、元、正、天、皇、養、老、元、年、九、月、丁、未、天、皇、行、幸、美、濃、國、甲、寅、至、美、濃、國、丙、辰、幸、當、者、郡、多、度、山、美、泉、云、々、甲、子、車、駕、還、宮、十、一、月、癸、丑、天、皇、臨、軒、詔、曰、朕、以、今、年、九、月、到、美、濃、國、不、破、行、宮、留、連、數、日、因、覽、當、者、郡、多、度、山、美、泉、自、盥、手、而、皮、膚、如、滑、亦、洗、痛、處、無、不、除、愈、在、朕、之、身、其、驗、又、就、而、飲、浴、之、者、或、白、髮、反、黑、或、頰、髮、更、生、或、聞

目如明、自餘痼疾咸皆平愈云々、改靈龜三年、爲養老元年、云々、十二月丁亥、令美濃國、立春曉摺
醴泉而貢於京都、爲醴酒也、二年二月壬申、行幸美濃醴泉、と見ゆ、後までもいはゆる養老の瀧
なり、さて名爾負と云るは、此の地名に負ると云、ことにて、この美泉によりて即地名にも負
持せたる瀧の瀧と云こゝろばえなり、さて此歌の如く、多藝てふ地名は、もどこの美泉によ
れるものか、又は上に引る、古事記の文の如く、倭建、命の御言に起れるものか、その本の由緒
は、いづれにてもあるべし、もしまことに古事記の如くならむには、今の作者、その本縁をし
らずして、よめるにもあるべく、よし又そをしれらむにも、かくとりなして、よむまじきにも
あらず、いづれにまれ、此歌の意は、地名に負持る瀧の瀧と云なり、○歌意は、古より今の、現前
に名高く云傳へ來てある如く、此水を飲ば、老人の若時に立かへりて、若人になると云、瀧
と地名に負持てある、此瀧の瀧はとなり

大伴宿禰家持作歌一首

田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

田跡河は、則多度山より流出れば呼り、○瀧乎清美香は、瀧の美泉の清きが故にか、と云意な
り、香は兼の下にめぐらして意得べし、○從古は、元正天皇の古より、と云なり、○宮仕兼は、多
藝郡の野に、行宮を造り仕奉りけむ、と云なり、凡て宮仕といふは、宮を造、奉るを云なること、
既に一卷に、具注るが如し、○歌意は、多度山より流出る河の瀧の美水の清きが故に、それを
賞美賜はむが爲とて、元正天皇の古より、多藝郡の野の邊に行宮を造り仕へ奉りけむかと

不破行宮大伴宿禰家持作歌一首

關無者還爾谷藻打行而妹之手枕卷手宿益乎

不破、行宮は、續紀に、天平十二年十二月癸丑朔、到不破、郡不破、頓宮とあり
關無者、還爾谷藻、打行而、妹之手枕、卷手宿益乎
關は、不破關なり、廿卷(廿七丁)防人歌に、阿志加良能美佐可多麻波理云々、不破乃世伎久江豆
和波由久云々、とよめり、伊勢國鈴鹿、關、美濃國不破關、越前國愛發關を合て、三關と云けるよ
し、續紀令、義解等に見えたり、後に近江の相坂關を建られてより、不破關は、荒廢にたり、○還
爾谷藻は、俗に、立歸りになりともと云意なり、行つきて、立ながら物なと云て、其まゝかへる
を、還りに行て來ると云るなり、此は須臾なりとも、妻に相て來らましく思ふを云るなり、十七
同人述戀緒、歌に、近在者加弊利爾太仁母、宇知由吉底妹我多麻久良佐之加倍底禰天蒙許万
思乎多麻保巳乃路波之騰保久關左閉爾弊奈里底安禮許會云々、と見えたり、○打行而、打は、
語勢に添たる辭なり、○歌意は、不破關さへ無らましかば、立歸りになりとも行て、須臾妻が
手枕相纏て、宿て歸り來ましものを、關守に、さびしくとがめ塞らるべければ、さる事も得爲
すて、いよく戀しく思ふ心に堪がたしとなり

十五年癸未秋八月十六日内舍人大伴宿禰家持讚久邇京作歌一首

舊本秋八月より下行をはなちて書り、今續け書ること、前々の例の如し、○久邇、京は、續紀に、

今造

久邇乃王都者山河之清見者宇倍所知良之

今造は、今新に造ると謂なり、神代紀下に、又汝應住天日隅宮者、今當供造枕冊子に、小家などいふ物の、おほかりける所を、今作らせ給へれば、木立などの見所あるはいまだなし、なごわるに同じく、今は新字の意なり、新來新參などの新の如し、新熊野などいふも同じ、又新日吉などもいへり、平家物語に、新八幡とも見ゆ、又枕冊子に、小一條院をば、今内裏とそいふなる、とある今も同じ、築花物語にも、堀川殿に、圓融院のおはせしを、今内裏と云る事見ゆ、八卷五

十三丁同人の安倍、女郎に贈れる歌にも、本二句全、同歌あり、また四卷五十六丁には、今所知久邇乃京爾とよめり、七卷廿九丁に、今造班衣服云々とも見ゆ、○山河は、山と河となり、○清見者は、サヤケキミレバと訓べし、○宇倍所知良之は、けにも知しめすは、ことわりにて有らしの意なり、○歌意は、今新に造り奉れる、久邇、京の地は、山高く河の瀬清くして見るにあかず、おもしろく勝地なれば、けにも大宮造り仕奉りて、知しめし賜へるは、ことわりにてあるらしとなり

高丘河内連歌二首

高丘河内、連は、高丘は、氏河内は名、連は尸なり、十七には、高丘、連河内とあり、續紀に、元明天皇和銅五年七月甲申、播磨國、大目從八位上樂浪河内云々、進位一階云云、元正天皇養老五年正月戊申朔庚午、詔云々、正六位下樂浪河内云々、退朝之後、令侍東宮焉、甲戌詔曰、云々、文章某、某正六位下樂浪河内、各賜施十五疋、絲十五絢、布三十端、鐵二十口、聖武天皇神龜元年五月辛未、正六位下樂浪河内、賜高丘、連、天平三年正月丙子、正六位上高丘、連河内、授外從五位下、九月癸酉、外從五位下高丘、連河内、爲右京亮、十三年九月己未、遣散位外從五位下高丘、連河内云々、四人、班給京都、百姓宅地、十四年八月癸未、詔曰、朕將行幸近江國、甲賀郡、紫香樂村、即以云々、造宮、輔外從五位下高岡、連河内等四人、爲造離宮司、十七年正月乙丑、外從五位上、十八年五月戊午、從五位下、九月己巳、伯耆守、孝謙天皇勝寶三年正月己酉、從五位上、六年正月壬子、正五位下と見ゆ、稱徳天皇神護景雲二年六月庚子、内藏頭兼大外記遠江守、從四位下高丘、宿禰比良麻

呂卒云々父樂浪河内正五位下大學頭神龜元年改爲高丘連比良麻呂云々景雲元年賜姓宿
願とありかれば本は樂浪なりけるを神龜元年に高丘連に改め賜はれるなり
故郷者遠毛不有。一重山越我可良爾念曾吾世思。
一重山は唯一隔の山と云にて山名に非ず四卷に一隔山とよめるに同じ此は久邇京より
奈良へ越る間の山を云○越我可良爾は可良は故と云に同じく越るばかりなるをといふ
意なり隔れるばかりの事なるをといふが如し○歌意は故郷といひて甚く隔りて程遠き
所にあらず久邇より奈良へは唯山一重を越るばかりなるを幾重にも深く吾物思ひをそ
せしとなり此歌は故郷奈良に遺居る友人の訪來れる時によめるか又は自奈良なる友人
許へ行てよめるにもあるべし次の歌と合せて思ふべし

吾背子與二人之居者山高里爾者月波不曜十方余思。

吾背子は友人を指り○歌意はかく友人と二人共にだに居ば山の高き故に障られて月影
の家裏のあたりに限なく照すども縦やそれはあかぬことには思はじとなり十一四十
六丁に玉敷有家毛何將爲八重六倉覆小屋毛妹與居者とあるに心相似たり
安積親王宴左少辨藤原八束朝臣家之日内舍人大伴宿禰
家持作歌一首

久堅乃兩者零敷念子之屋戸爾今夜者明而將去。

兩者零敷はアモハフリスケと訓べし零重れの意なり○念子は主人八束朝臣を指て云り
○屋戸とは家のことなり屋の戸といふにはあらず八卷五十四丁に青丹吉奈良乃山有黒
木用造有室戸者雖居座不飽可聞十九四十八丁に青柳乃保都枝與治等理可豆良久波君之
屋戸爾之千年保久等會などある屋戸もたゞ家のことにて今と同じ此は人の宿る家の義
にていへるなるべしすべて夜度といふに大抵四種ありまづその一には家のことにて件
にいへる其なり二には旅などにありて宿臥する家をいへり世に旅宿といふこれなりこ
れも宿るといふ義よりいでたることにて右のたゞ家をいへる夜度にちかし三には屋前
屋外など書る字意にて世に庭前或は屋敷内などいふが如し四には屋戸と書る字意にて
家に闔戸なり此四種の差別を意得おきて各其歌につきて聞分べし其内屋外の意なるは
古の歌には殊に多し次には旅宿をいへることも往々ありたゞ家のことなるも屋戸をい
へるとはすくなくし後にはたゞ家を夜度といへることこよなく多によりてすなはち古の
歌に夜度といへるも多きはたゞ家のことゝ意得るは麁なりさて右四種の内屋戸をい
へる假字書見えざれば清濁さだかならずもしは屋戸をいふをば夜等と清て唱へしにも
あらひか○歌意かくれたる處なし

十六年甲申春正月五日諸卿大夫集安倍蟲磨朝臣家宴歌一首

舊本春正月より下行をはなちて書り今續け書ること前々の例の如し○夫下拾穂本には

等字あり○舊本一首の下に、作者不審と註せり、拾穂本には、不審を未詳と作り、異本には无
吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不去待西將待。

松樹に待意を帶たり○零雪乃乃字、拾穂本には之と作り、は行をいはむ料なり、三卷(十七丁)に、白雪仕物往來乍ともよめり○西字、舊本而と作るは誤なり、今は拾穂本に従つ○歌意は、吾方にも此席にある人々を待得て宴せむ、他方に行には行じ、ひた待に吾方に待得むと、此宴にあづかれる人の云るなるべし

同月十一日登活道岡集一株松下飲歌二一首

活道岡は、山城國相樂郡にあり、三卷(五十八丁)歌に、活道山とある處に注せり○集一株松下飲すべて樹下にて宴飲すること、は廿卷(十二丁)に、家持之莊門槻樹下宴飲と見え、古事記(雄略天皇條)に、天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時云々、後紀に、弘仁四年七月丙寅、宴于後庭、合歡樹下、なほも見えたり

一松幾代可歷流吹風乃聲之清者年深香聞。

一松は、古事記に、倭建命到坐尾津、前一松之許、先御食之時所忘其地、御刀不失、猶有爾御歌曰、袁波理邇多陀邇牟迦幣流、袁都能佐岐那流、比登都麻都阿勢袁、比登都麻都比登邇阿理勢婆、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁、比登都麻都阿勢袁とあり○年深香聞は、年久しく經たる故にやあらむ、さても聲の清るよの意なり、年久きを深といふは古言なり、三卷(三十七丁)に、昔看之舊堤者、年深池之澱爾水草生家里とあるに同じ、香は疑、辭聞は、歎息、辭なり○歌意は、

この孤松は、幾千代のよはひをか經たる、此樹に吹松風の音の、世に殊に清るを思へば、いかさまにも、年久しく經たる故にやあらむ、さても音の清しやとなり

右一首市原王作

靈剋壽者不知松之枝結情者長等曾念

靈剋は、枕詞なり、既く注り○歌意は、吾命數のほどは知べからず、然れども、此活道岡の松が枝を結ひて、齡を契ること、は、いかで命の長くもがなとぞ思ふとなり、松が枝を結ひて、齡を契ることは、既く二卷に具注り、後、世命の長からまほしく思ふは、つたなくはづかしき事にすなるは、まことの心を、つゝみかくせるなり

右一首大伴宿禰持家作

傷惜寧樂京荒墟作歌三首不審者

不審、拾穂本には未詳と作り

紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歷去倍吉

紅爾は、深く染にし、といはむためなり○情可母は、心からかもの意なり、可は疑、辭母は歎息、辭なり○歌意は、紅に染たる如く、吾心も咲花の薫が如く、盛なりし奈良の京に、深く染着たる故にや、かく古郷と荒はてても、猶此處に住て、吾世經ぬべく思はる、さても此京地の荒行は、惜き事哉となり

世間乎常無物跡今曾知平城京師之移徙見者

歌意は、さばかり盛なりし平城京の、かく故郷と移ひ變りぬるを見て、世間の無常道理を、今思ひ知ぬると云なり

石網乃又變若反青丹吉奈良乃都乎又將見鳴

石網乃は、枕詞なり、契冲が石網は石にはふ葛なりと云り、然なり、猶品物解に具云り○變若反若字、舊本に著と作るは誤なり、今は古寫本古寫一本拾穂本等に從つ、は荒木田氏のマタヲチカヘリ。とよめるを宜しき、マタワカヘリ。とよめるはわろし、ワカヘリにては、變反二字の中、いづれ一字はあやまれるをや、さて枕詞より屬きたる義は、石に蔓たる絡石は、蔓ゆきて、又本の所へ蔓かへるものなれば、かくは屬けたるなり、凡て乎知と云詞は、何にまれ、本の所へかへるを云なるよしは、本居氏玉勝間に、くはしく云るが如し、かくて石網乃と云よりは、本の所へはひ歸る意にいひかけ、又變若反と受たるうへにては、齡の若がへる方なり、(かく見ざれば、枕詞の義通えがたし、今までの説は皆誤れり)○歌意は、ありく、又我齡の弱く、壯なりし時に、立歸ることもあらば、あはれ平城の京の又立歸り盛ゆるを見る世もあるべきを、わが齡もや、くだちぬれば、再び平城京の、もとの如くさかゆる世には、得あはじとなり、三卷三十丁に、吾盛復將變八方殆、寧樂京師乎不見歟將成、とあるも、似たり

悲寧樂京故郷作歌一首并短歌

京故郷、舊本には故京郷と作り、其は倒になれるなり、古寫本古寫一本異本拾穂本等には、京字なし

八隅知之吾大王乃高數爲日本國者皇祖乃神之御代自敷座流
兼而有家平城京師者炎乃春爾之成者春日山御笠之野邊爾
櫻花晚牢貌鳥者間無數鳴露霜乃秋去來者射山飛火賀
丹芽乃枝乎石辛見散之狹男牡鹿者妻呼令動山見者山裳見貌
石里見者里裳住吉物負之八十件緒乃打經而里並敷者天地乃
依會限萬世丹榮將往迹思煎石大宮尙矣特有之名良乃京矣
世乃事爾之有者皇之引乃真爾真荷春花乃遷日易村鳥乃且立
往者刺竹之大宮人能蹈平之通之道者馬裳不行人裳往莫者荒
爾異類香聞

高敷爲は、高く領知賜ふといふ意なり、高は、太敷爲、また廣知立なといふ、太廣に同じく稱辭なり、さて高とは、唯其宮の高き意のみに非ず、其宮を知、座皇威の高く盛なるよしなり、續紀九卷詔に、四方食國天下乃政乎、彌高彌廣爾天日嗣止高御座爾坐而大八島所、知卅六詔に、祖乃門不滅彌高爾仕奉などある高に同じ、一卷に、芳野川多藝津河内爾高殿乎、高知座而云々、此上に、高所知流稻見野能云々、また高所知者山河乎、吉三などある、高皆同じ、此等にて、その皇威の高く盛なるを、祝奉れる稱辭なるを知べし、又此上に、真木柱太敷敷而どあるは、太も高も同じく稱辭にて、重云て、いよいよ厚く祝申せるなり、○日本國は、大和國なり、○皇

祖乃ハ、ス。メ。ロ。キ。ノ。と訓べし、此ハ神武天皇の初テ大和國に京都を建させたまへるをさして云るなり、須賣呂岐と申すことは、既に一卷に具注するが如し、○國爾之有者とは、その國にてあると云ことを、さだかに云るなり、すべて爾之とつけたる詞は、さだかにしかりとする意のときにいへり、次の春爾之事、爾之も同じ、○阿禮將座、座將活字本には、座將と作り、かくさまに書るも例あり、上に見ゆは、生繼座さまの意なり、○炎乃ハ、枕詞なり、陽炎のもの、春と云意に、屬云たるなり、○木晚半、半字、舊本に半と作るは、半を誤れるなるべし、今は拾穂本に従つ、半同半とも、半籠也とも見えたり、三卷十六丁、鴨君足人香具山、歌に、櫻花木晚茂爾とよめり、○貌鳥ハ、三卷十卷にも見えたり、品物解にいふ、○露霜乃ハ、枕詞なり、露霜の降秋と云意に、屬云るなり、○射鉤山、鉤字、古寫本古寫一本拾穂本等には、駒と作り、射駒にては、いか、岡部氏は、近津飛鳥の八鉤山なるべしといへれど、叶がたし、本居氏、射鉤は、羽鉤の誤にて、ハカヒヤマなるべし、十卷に春日なる羽買の山とよめりと云り、○飛火賀、賀字、舊本には、塊と作り、玉篇、塊、堀也と見えて、土塊のことなれば、こゝには、叶ひがたし、今は、活字本異本等に從つ、鬼ハ玉篇に、高也と見えたり、は、續紀に、元明天皇和銅五年正月壬辰、廢河内、國高安、烽、始置高見、烽、及大和、國春日、烽、以通平城也、延曆十五年、山城大和、兩國相共便所置、彼烽、燧とも見ゆ、其、烽を置れし山を、即、烽之鬼と名にも負せけるなるべし、鬼ハ、タケと訓べし、高嶺の縮たる言なり、カネを切れば、ケとなれり、集中に生駒が嵩とも、生駒高嶺ともよめるにて、同言なるをしるべし、さて此山ハ、鹿野苑の東にありて、今鉢伏と云とそ、飛火野と云も、此の

野なるべし、古今集に、春日野の飛火の野守出て見よ、今いくかありて、若菜探てむ、(新古今集に、若菜探袖と見ゆる春日野の飛火の野邊の雪の村消)さて烽ハ、和名抄に、説文云、烽、燧邊有警則舉之、度布比、(谷川氏云、度布比蓋飛火也、飛謂速達、如飛脚之飛也、袖中抄に、飛火といふ事は、軍器の狼煙烽火なり、他國の軍襲ひ來る時、高き岡に登りて火を燒ゆれば、それを見つぎて次第に火をたく、是を印にて軍あつさり、皇居をかためけるなりと見えたり、書紀に、繼體天皇八年三月、伴波築城、於于吞帶沙而連滿、奚置烽、候、即、以備日本、天智天皇三年、是歲、於對馬、嶋壹岐、島筑紫、國等置防、與烽、なとも見えたり、軍防令義解に、凡置烽、皆相去四十里、若有山岡、隔絕、須、遠、便、安置者、但、使得、相照見、不、必要、限、四十里、凡、烽、晝、夜、分、時、候、望、若、須、放、烽者、晝、放、烟、夜、放、火、其、烟、盡、一、刻、火、盡、一、炬、(謂、刻、者、漏、刻、也、炬、者、束、薪、也、文、云、烟、盡、一、刻、火、盡、一、炬、前烽不、應、者、即、知、此、外、亦、不、可、更、放、也、前、烽、不、應、者、即、差、脚、力、往、告、前、烽、間、知、失、候、所、由、速、申、所、在、官司、(謂、前、烽、所、給、之、國、司、也、凡、有、賊、入、境、應、須、放、烽、者、其、賊、衆、多、少、烽、數、節、級、並、依、別、式、凡、烽、置、長二人、(謂、縱、一、國、有、一、烽、者、猶、置、長、二人、若、有、二、烽、者、亦、置、四、人、也、檢、按、三、烽、以、下、唯、不、得、越、境、國、司、簡、所、部、人、家、口、重、大、堪、檢、按、者、充、若、無、者、通、用、散、位、勳、位、謂、外、六、位、勳、七、等、以、下、也、分、番、上、下、三、年、一、替、交、替、之、日、令、教、新、人、通、解、然、後、相、代、其、烽、須、修、理、皆、役、烽、子、自、非、公、事、謂、除、烽、事、以、外、皆、爲、非、公、事、也、不、得、輒、離、所、守、凡、烽、各、配、烽、子、四、人、若、無、丁、處、通、取、次、丁、(謂、雖、是、次、丁、同、正、丁、法、不、可、取、八、人、也、以、近、及、遠、均、分、配、番、謂、以、二、人、爲、一、番、也、以、次、上、下、凡、置、烽、之、處、火、炬、各、相、去、二、十、五、步、謂、烟、相、去、亦、同、也、必、令、火、炬、相、去、者、欲、多、少、之、數、分、明、易、見、也、如、有、山、嶮、地、狹、不、可、得、充、二、十、五、步、之

處但得應照分明。不須要限相去遠近。凡火炬乾草作心。草上用乾草節縛縛處。周迴插肥松明。謂松明是松之有脂者也。並所須貯十具以上於舍下作架積著。謂兼有炬貯故云並也。架猶棚也。不得雨濕。凡放烟貯備者須取艾。藥。生柴等。謂艾者蓬也。藥者草。搵名也。相和放烟其貯藥柴等處勿令浪人放火。及野火延燒。謂恐燒藥柴等故立此條。其下條。邊烽二里不得浪放烟。火者爲疑誤烟烽不聽其浪放。凡應火筒若向東。應筒口西開。若向西。應筒口東開。南北准此。凡白日放烟。夜放火。先須看筒裏至實。不錯然後相應。若白日天陰霧起。望烟不見。即馳脚力遞告前烽。霧開之處。依式放烟。其置烽之所。邊烽二里不得浪放烟火。謂綠烽四面二里之內不得浪放烟火也。凡放烽有參差者。謂應放多烽而放少烽。及誤因人火野燒。遂乃放烽之類也。元放之處失候之狀。速告所在國司。勘當知實。發驛奏聞。謂上條烟盡一刻。火盡一炬。前烽不應。後者此應。而不應於害未重大。故往告前烽不更發驛。此條應放多烽而放少烽。及誤因人火野燒。遂乃放烽。既放之後。知其誤舉。機事一發動。害已深。故失候之所。發驛奏聞也。と見ゆ。○石辛見散之は或はしがらみ。或は散しの意なり。見の言は愛み悲みなどのみと同じ。石辛見と書るは借字にて。言意は繁搦と云なるべし。鹿の芽原に入立て。踏ふせて繁く搦むるよしなり。古今集に。秋芽をしがらみ伏て鳴鹿の目には見えすて音のさやけさ。六帖に。秋芽の花の流る。川瀬にはしがらみかくる鹿の音もせず。秋芽をしがらみかけて鳴鹿の聲聞つ。や山田もるらむ。拾遺集に。さどしかのしがらみふする。秋芽は下葉や上に成反るらむ。など見ゆ。○妻呼令動は。マヨビトヨメと訓みて。妻を呼動ませの縮りたるなり。マセの切メなり。○見貌石は。見之欲

にて見まく欲しと云に同じ。既に既く出て具云り。○里裳住吉は。此下に在。泉石住吉里乃ともよめり。○打經而は。ウチ。ハ。と訓べし。打は添たる詞。經は延なり。今案に經の上に羽字など。の落たるにや。經字。ハ。と訓まじきにも非ぬが如くなれど。心ゆかず。經は集中に多くへの假字に用ひたれば。羽經とありしにやとそ思はる。○里並敷者。里字。舊本に思と作るは誤なり。今は異本拾穂本等に從つ。は。家里を並べ布ばの謂なり。敷は知と云むが如し。○天地乃依會限は。本判れて成る天地の。又依合までと云にて。天地の有むかぎりといふが如し。既く二卷に具云り。○榮將往迹。往字。拾穂本には去迹字。活字本異本等には徳と作り。孰もトの假字なり。は。いよ。ます。盛に豊饒行むとの意なり。○新世乃事爾之有者。は。新世はアラタヨと訓べし。アタラヨとよめるは誤なり。新々に經更る世と云なり。新京の謂にて。新世といへるにはあらず。新々に經更る世間のならひにて。あればの意なり。○引乃真爾真荷。は。天皇の引率て往たまふまゝに。と云なり。京を引遷したまふまゝに。と云には非ず。十九に。宇都世美乃與能許等。和利等。麻須良乎。能比伎能。麻爾麻爾。之奈謝可。流古之地乎。左之而云々。とある。と全同。古事記八千矛神御歌に。比氣登理能。和賀比氣。伊那婆。とあるも。所引率往者の意なり。合思べし。○春花乃。は。遷をいはむ料の枕詞なり。○村鳥乃。も。枕詞なり。樹林に寝ぐらしめたる鳥の。且に立行。意もてつ。けたり。○旦立往者。は。朝夙く起て發行。意にて。云るにてもあるべく。又且は。鳥と云よりのつ。き。の縁に云るのみにて。唯立往ばといふにてもあるべし。○刺竹之。も。枕詞なり。此上に出つ。○踏平之。は。崇神天皇紀に。官軍屯聚而。踏。草木因以。

號其山曰那羅山、踰阻此云布瀨那羅須、續紀三十歌垣、歌に乎止賣良爾乎止古多智蘇比布美、奈良須爾詩乃美夜古波與呂豆與乃美夜なごあり○荒爾異類香聞二卷末に三笠山野邊遊久道已伎太久母荒爾計類鴨久爾有名國とあるに同じ、此遷都は上に續紀を引て云る如く、聖武天皇天平十二年十二月都を遷し賜ひ、十三年正月に天皇始めて、恭仁宮に御在して、朝賀を受賜ひ、さて同十五年十二月辛卯初遷平城、大極殿并步廊遷造於恭仁宮、四年於茲其功纔畢、云々と見えて、此歌は、其翌十六年によめるなれば、既に其比は、人も馬も通はずして、寧樂、京は漸荒たるなり

反歌二首

二首、二字拾穂本にはなし

立易古京跡成者道之志婆草長生爾異梨

立易は、帝都の建替と云なり、略解に、立易の立は詞にて、長歌に、春花のうつろひかはりと云に同じと云るは、ささか違へり○道之志婆草、婆、字、古寫本に、波と作るは、わろし、は、十一(四十一丁)にも、墨鷲隔編數通者道之、柴草不生有申尾とよめり、之婆は、萊草なり、常に芝、字を用ひ來れる、其なり、四卷十七丁に、大原之此市、柴八卷五十四丁に、此五柴、十一(四十丁)に、道邊乃五柴原、十四(四丁)に、不自能之婆夜麻、など見えたる、之婆も皆同じ、なほ萊草の事は、品物解に具云り○歌意は、帝都の建替りて、平城は舊京となりぬれば、人馬のかよひ絶て、道の萊草誰ふみからず者もなければ、已が心まゝに、長く生繁にけりとなり

名付西奈良乃京之荒行者出立毎爾嘆思益

名付西は、馴着にしなり、上に、紅爾深染西情可母ともよめる如く、年久しく心に染着たる謂なり○出立毎爾は、出立て見るたび毎にの謂なり○歌意は、年久しく心に染て、馴着にし平城の舊都となりて、いよゝますゝ荒行ば、その荒るゝを出立て見るたび毎に、昔のさまの戀しく思はれて、嗚呼さても悲しや、と一すぢに嘆き益るとなり

讚久邇新京歌二首并短歌

讚は、上にも、家持、卿の讚久邇、京作歌、また十七にも、讚三香原、新都歌見えたり、布當宮、三香原、都と云も、みな是なり

明津神吾皇之天下八島之中爾者霜多雖有里者霜澤爾雖有
山並之宜國跡川次之立合鄉跡山代乃鹿背山際爾宮柱太敷奉
高爲布當乃宮者河近見湍音叙清山近見鳥賀鳴慟秋去者山
裳動響爾左男鹿者妻呼令響春去者岡邊裳繁爾巖者花開乎呼
理痛何恰布當乃原甚貴大宮處諾已曾吾大王者君之隨所聞賜
而刺竹乃大宮此跡定異等霜

明津神は、天皇を美奉りて申す稱なり、孝德天皇紀に、詔於高麗使曰、明神御宇、日本、天皇、詔旨、また現爲明神、御八島國、天皇、問於臣曰、云々、天武天皇紀に、詔曰、明神御大八洲日、本根子、天皇云々、續紀一卷の詔に、現御神止大八島國所知、天皇、大命良麻止詔云々など、詔

詞には甚多し、抑、天皇を現御神とも、現人神とも、遠津神とも申せること、古に多きは、天皇は世に現しく坐ます御神にして、人倫とは、きはことによし、申すが故なり、しかるを後、世にいたりて、天皇を畏れ奉らざる徒も出来しは、あなかしこ、天皇はやがて御神にましますことを、忘れたる事、あさましともあさまし、○吾皇之は、吾大皇の御食の意なり、○八島之中爾は、即天下の域中にと云ひが如し、八島とは、御國を統言號にて、かくいふ號の起れる由縁は、古事記書紀に見えて、人皆知たるが如し、猶本居氏國號考に委辨たるを見べし、さて伴の史典等には、大八島國とある、その大は稱辭なれば、そを省きて八島とも云るなり、さて天下といふべき所を、大八島と云るは、古事記倭建命、御言に、吾者坐纏向之日代宮、所知大八島國、大帶日子淤斯呂和氣、天皇之御子、とあるを、はじめて、かくさまに詔ること多し、上に引孝德天皇、詔など其なり、さて此に天下八島とつけたるによりて、天下にある、その一の八島といふ義に、意得むは、いと惡し、八島即天下なれば、然云べくもなし、但天下は、諸蕃すべて日月のてらす界限をいふことなるべければ、御國の事のみに限るべからず、と思ふ人もあるべし、その人の爲になほくはしく、いはまはしければ、もわづらはしければ、もらしつ、いふかりおもはむ人は、余が許に來り給ふべし、口づから説申すべし、さればこゝは、大皇の知しめす天下の中にといふ意なるを、かく歌へるなり、○國者霜は、之毛は、多かる物の中に、その一を取立ていふ時の辭なること、一卷に云たるが如し、こゝは、天下四方八方に、國々の多かる、其中に、山背國久邇は、殊にすぐれてよき地ぞ、と思はせむがためなり、○里者霜は、上の國者霜

と云るに、意同し、○山並之宜國跡は、山々連り取具ひて、心にかなひて、宜國をそととなり、國は、山背國なり、上の國者霜に應へたり、三卷伊豫温泉をよめる長歌に、皇神祖之神乃御言乃敷座國之靈、湯者霜左波爾雖在嶋山之宜國跡云々とあり、○川次之立合郷跡、天字拾穗本には、並と作り、郷字、舊本に、卿と作るは、誤なり、今は古寫一本拾穗本等に從つ、川々の續きて流れ合て、おもしろくさやかなる郷とて、と云なり、立は、添たる辭なり、郷は久邇郷なり、上の里者霜に應へたり、以上四句は、山も川も取集め、何一不足どころなきよしなり、○鹿脊山は、此も相樂郡にあり、續紀に、天平十三年十月癸巳、駕世山東河造橋、始自七月至今月乃成、類聚國史に、承和二年三月丁巳、山城國持山一處、爲内藏寮所領之地、續後紀に、天長十年十二月乙卯、宣外祖父及外祖母、並追贈正一位也、云々、勅山城國相樂郡持山、墓宜置守家一畑諸陵式に、加勢山、墓贈太政大臣正一位橘朝臣清友、仁明天皇外祖父、在山城國相樂郡、兆域東西四町、南北六町、守戸一畑、古今集に、都出て今日瓶、原泉河々風寒し、衣かせ山、山城名勝志に、鹿脊山、在木津里、東一里半許、山西南半里許、有鹿脊山村瓶、原、隔木津川、南也、と見ゆ、○高知爲は、上に云り、○布當乃宮は、則新京の大宮なり、さて此地、瀧川の二筋落合所にて、布當は、二瀧の意の名なるべし、と云り、藻盤草に、不替野、城州相樂郡とあり、布多藝を、音便に布多伊と呼ぶなり、○河近見は、河が近き故にの意なり、○山近見は、山が近き故にの意なり、○鳥賀鳴働働、字は、助の誤なるべし、は、山が近き故に、諸鳥の彼方にて、鳴音の、此方に響き聞ゆるよしなり、○山裳助響爾、此上に宮助助爾、十一に、馬音之跡、杼登毛爲者、又瀧毛響助、二十四に、伊波毛等杼

呂爾於都流美豆古事記に伏汗氣而蹈登拜呂許志古今集に天原蹈といろかし鳴神も源氏物語夕良にこほくと鳴神よりもおどろくとしくふみといろかすからうすの音も書紀に鼓なぞ見えたり○岡邊裳繁爾岡字舊本に岡と作るは誤なりは岡のあたりも繁うにと云むが如し○巖者云々は花の重く咲るによりて枝たわみて巖にかゝりたるを云爾者は他に對へていふ詞なること既く云る如し○痛何恰はアオオモシロと訓べし古語拾遺に阿波禮阿那於茂志呂とあり痛字アオと訓る例は三卷に具云り○諾已會はげにもことわりこそといふ意なり諾をウベシと訓シは例の其一すぢなることをおもくおもはする助辭已會は他にむかへてその物をとりわきてたしかにいふとき詞なり皆既く云り○君之隨は神ながらといはむが如し○所聞賜而はかく山並川次のとりよるひて宜しき國と聞しめし賜ひて諾々しくも大宮處を此地に定賜ひけるらしとなり○刺竹乃は枕詞なり此上にも出つ○定異等霜は良之はさだかにしかりとは知れねど十に七八はそれならむとおぼゆるといふ詞母は歎息辭なり皆既く云りげにもことわりこそ大宮を此處に定めけるらし嗚呼さても勝れて宜しき地哉と嘆きたる意なり

反歌二首

二首二字拾穂本にはなし

三日原布當乃野邊清見社大宮處定異等霜

三日原は山城名勝志に瓶原在木津渡東一里半許郷内廣今有九村賀茂郷隔泉川北也按斐

原宮離宮自恭仁宮以前有之乎續紀云和銅六年六月乙卯行幸斐原離宮とあり現存六帖にみかの原ふりにし久邇の都にも山と川とそあとのこりける○大宮處大字舊本には太と作り今は類聚抄古寫一本拾穂本等に從つ○下類聚抄古寫本古寫一本等には此跡標刺と注せり其は尾句の一本なりコトシメサセと訓べし○上の社の結なり標刺は勝爾を刺立ることにて標を立れと云に同じ○歌意は斐原布當の野邊が勝れて清き故にこそ大宮處を此處に定めけるらしさても宜しき地哉となり

弓高來川乃湍清石百世左右神之味將往大宮所

弓字は加藤枝直考に山の草書より誤りて弓となれるなりと云り○神之味は神佐備と云に同じかげろふの日記にことわりやいはでなげさし年月もふるの社の神さみにけむとあり佐備佐味之味皆通ひて同言なり○歌意は此地は山並も高くて宜しく川次も勝れて河瀬清く何一あかぬどころなくよき地なれば今より行ささ百代までいよくます

吾皇神乃命乃高所知布當乃宮者百樹成山者木高之落多藝都
湍音毛清之鵞乃來鳴春部者巖者山下耀錦成花咲乎呼里左
鹿乃妻呼秋者天霧合之具禮乎疾狹丹頰歷黃葉散乍八千年爾
安禮衝之乍天下所知食跡百代爾母不可易大宮處

神々しく物ふり行む此大宮所そとなり
吾皇かくさまに申せるは天皇を尊み稱奉れる意を兼たる古言なるべし孝德天皇紀に屬

天皇吾皇、可牧萬民之運とあるも、天皇にてことたれるを、吾皇と申せるは、尊み稱たる方なるべし。○神乃命は、天皇命と申さむが如し、天皇をやがて神と申せること、上にたびく出たり。○百樹成は、本居氏成は、盛の誤なり、モルは、茂ることにて、森の用言なりと云り、但し成は、盛の省畫なるべきこと、冬木成とあるにつきて、既に具云る如し、さて十三(十五丁)に、百不足山田道乎とあるも、今の説に依て考れば、不足は、木成の誤にて、モ、キ、モ、なるべし、百不足と云こと、山には謂なければなり。○山下耀は、山映光なり、さるは、花にも紅葉にも、色の映にはふ事を、下照とも、下光ともいへり、花にいへるは、十九に、春苑紅爾保布桃花、下照道爾出立、嬌嬌十八に、多知婆奈能之多泥流爾波爾等能多兵天佐可彌豆伎伊麻須和我於保伎美可母なぞ見え、紅葉に云るは、十五に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能知里能麻河比波計布仁聞安留香母と見え、又三卷に、客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船與榜所見とあるは、紅葉とはいはざれども、山下とのみいふに、山映光赤葉のこと、しるければ、やがて山映光る赤葉の赤といふ意に、赤の枕詞にいへるなるべし、かくて下照姫といふも、映照姫の謂なるべく、古事記に、山下影日賣といふがあるも、山映炫姫の謂、書紀に、眞舌媛とあるも、眞映媛の謂なるべく思はるれば、いづれも花紅葉に就たる名なるべし、但し十卷に、金山舌日下とあるは、秋山の黄葉の映容が下といふ意、二卷に、秋山下部留妹とあるも、秋山の黄葉の映容である妹といふ意、古事記に、秋山之下氷壯夫とあるも、秋山の黄葉の映容壯夫といふ意なれど、映といふことは、紅葉にはかぎりざること、上に、桃花、また橘花に、映光といへるにて知べし、

重考るに、後拾遺集に、日なさふる山のつみれのつじ原、したでる、かげは花の色か、も、金葉集に、入日さす夕くれなるの色にえ、て、山下て、ら、すい、は、つ、い、かな、弘安御百首に、松が

しかるを後々は、したでるといふ詞は、紅葉にかぎりていふこと、意得たるにや、詞花集に夕されば何かいそがむもみち葉のしたでる山はよるも越なむ、金葉集に、神無月しぐる、まゝにくらぶ山、したでるばかり紅葉しにけり、現存六帖に、枝をそめなみをも染つもみち葉のしたでる山の瀧の白糸なぞ、紅葉にのみよみて、花にいへることなればなり、さて本居氏の説に、今の山下耀は、錦成の序にて、秋山の錦の如くなる由のついでなり、其は春の花をよめる歌なれば、紅葉の序はいかゝと思ふ人もあるべけれど、几て序は、歌の意にはかゝはらぬことなりといへるも、したでる、またしたひかるといふことは、紅葉ならでは、いふまじき詞なり、と思ひきはめたるよりのひがことなり、いかに序なればとて、春の花に、秋の紅葉のさまをやはいふべき、されば山映光は、十卷に、足日本木之山間照櫻花といへる如く、花の映て映たる容をいへるなり。○錦成は、木々の若芽の中に、枝を交して花の咲たるは、まことに如錦といふべき、さまなり、古今集に見渡せば、柳櫻をこきませて、都を春の錦なりける。○花咲乎呼里は、枝の撓むばかりにわ、けさがりて、盛に花の咲るさまなり、乎呼里のこと、上にいへり。○牡、字舊本に壯と作るは、誤なり、今は異本拾穂本等に從つ。○天霧合は、大空に霧立を云言にて、集中に多き詞なり。○之具禮乎疾は、シグレヲイタミと訓べし、霰雨がつよき故にの意なり。○狹丹頰歴は、三卷に、狹丹頰相吾大王者とある處に、具注りき、狹は、美稱丹頰歴は、丹色なるさまを云言なり。○安禮衛之乍は、令願齋乍といふなり、朝廷に奉仕を、願齋と云こと、一卷、下) 丁、藤原之大宮都加倍安禮衛哉云々、とある歌に就て、委注たるが如

(乏)毛都古末)など見えたり(山城名勝志に、大狛山、今上狛村賦、在平尾、南木津、波、北山際、下狛郷、木津川、西祝園村、西飯岡、南有下狛村、上狛隔川と云り)狛野と云も、この地の野なり、書紀に、欽明天皇三十一年夏四月、詔曰、有司宜於山背國相樂郡起館、淨治厚相資、養云々、秋七月、遂引入山背、高城館、續紀に、天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王坐謀反、誅云々、流伊豆國、到山背國相樂郡、校之埋狛野、永享年中、寺社文書に、山城國狛野庄云々、靈異記中卷に、去年年中、山背國相樂郡部内有一白衣、同郡高麗寺僧榮常、々々、誦持法花經云々、夫木集に、春ふかくなり行まゝに狛山に立のみわたる花の白雲、公任、山近み朝立雲と見えつるは、狛野の里の烟なりけり、此歌は、春日より歸り侍けるに、山つらに烟の立けるを問は、狛野の里といひければよめると見えたり、元良親王家集に、こま野の院にて、秋つとめておきたりけるに、涙のしのふるひとりことはいひける、異本應仁記に、文明二年大内、介は、上山城狛と云所を、城廓に拵へて云々、さて名の由縁は、高麗にて、高麗使人をすましめ、遂に高城館を作り、高麗使を饗給ひし事、書紀に見えて、上にかつゝ引る如し、しかるに三代實錄貞觀三年八月十九日、伴宿禰善男等奏言に、狹手彦、宣化天皇、世奉使、任那、征新羅、復任那、兼助百濟、欽明天皇、時百濟以高麗之寇、遣使乞救、狹手彦復爲大將軍、伐高麗、其王踰牆、而遁、乘勝入宮、盡得珍寶、貨賂以獻之、珠敷、天皇、世還來、獻高麗之囚、今山城國狛人是也、と見えたるによれば、高麗囚を居しめし地なるをもて云ふなるべし、○此間爾不通、舊本に、一云、渡遠哉、不通有武、有字拾穗本に者と作るは、わろし、と注せり、○歌意は、狛山にて鳴はとゞさすの、泉川の渡瀬が遠く遙なる故

に、此處に通はずとなり、今按に、長歌には、春秋のことをのみ云るを、反歌に、雀公鳥をよめるは、いさゝか心得かたきにや、若や此、一首は、もと別時の歌なりけむが、混入たるにもあるべし

春日悲傷三香原荒墟作歌一首并短歌

悲傷荒墟は、續紀に、天平十五年十二月辛卯、初壞平城、大極殿并步廊、遷造於恭仁、宮、四年於茲、其功纔畢、矣、用度所費不可勝計、至是更造紫香樂宮、仍停恭仁宮、造作焉、と見え、いまだ全成就ざる間に、淳られ、さて十六年閏正月乙丑朔、詔喚會百官於朝堂、問曰、恭仁難波二京、何定爲都、各言其志、於是陳恭仁、京、便宜者、五位已上二十三人、六位已下百五十七人、陳難波、京、便宜者、五位已上二十三人、六位已下一百三十人、二月庚申、左大臣宣勅云、今以難波宮定爲皇都、宜知此狀、京戶百姓任意往來、と見え、たれば、三香原、京は、間なく荒墟となれるを、悲傷めるなり、
三香原久邇乃京師者、山高河之瀬清、在吉迹、人者雖云、在吉迹、吾
雖念故去之、里爾四有者、國見跡、人毛不通、里見者、家裳荒有、波
之異耶、之如此、在家留可、三諸著、鹿背山際、爾開、花之色、目列敷、百
鳥之音、名束敷、在杲石、住吉里、乃荒樂、苦惜喪。

山高は、ヤマダカミと訓べし、山高きが故に、在吉とつづく意なり、○河之瀬清は、カハノセキヨミと訓べし、河の瀬が清き故に、住吉とつづく意なり、○在吉迹、人者、雖云は、此處に住て在經るに好、と世人は云ふもと云なり、上に引る如く、今年閏正月乙丑朔に、恭仁難波、二京を、何

か都と定むべきと問せられたるに、恭仁、京の便宜を陳る者難波、京の便宜を陳る者よりは、六位已下の者には差多く、同戊辰に市人の志を問せられたるに、市人皆願以恭仁、京爲都、但有願難波者一人、願平城者一人、と見えれば、民間の者は、多くは此、久邇、京に定めさせ賜はむ事を願へるなり。○在吉跡、吾者雖念は、在、字は、住の誤にて、ス、ヨ、トなるべし、末に在、果石住吉里、乃とあればなり、と或説に云るそよき、源氏物語句宮に、院の内を心につけて、住よく在よく思ふべくとのみ、わざとがましき御あつかひぐさに、おはされ賜へり、云々とあるも、此、歌によりて、住よく在よくとかけりとおほゆ、さて此處に在經て住まほしく云もし思ひもす者の自我は思へどもとなり、かく世、人も自我も、此處に在經て住まほしく云もし思ひもすれど、つひに此、都を遷すに定めさせ賜ひぬれば、せむ方なしとの意なり。○波之異耶之、下之、字、舊本に无は脱たるなり、今は古寫小本拾穂本等に從つ、此、一句は、次、句を隔て、鹿脊山と云へかゝれるか、はた此下に、今二句許もありつらむが、落たるにもあらむかとも思へど、さにはあらじ。○三諸著、三字、活字本に天と作るは誤なり、は、契沖、三諸は神社なり、鹿脊山の神のため、に、みもろを築けるなるべしと云り、本居氏、説に、或人三諸は、生緒、字の誤なるべしと云り、著は繫、字の誤にて、らみをかくならむ、生緒は借、字にて、續字を繫る持とつけたるなりと云り、上にも續麻繫、云鹿脊之山とよめれば、此、説も面白けれども、なほ本のまゝなるそ穩なる、七、卷に、三諸就三輪山、云々とよめり、さて三諸は、借、字、御室にて、神と安置奉る御室のことなり、三、卷、四十六丁に、吾屋戸爾御諸乎立而枕邊、齊、戸、平居、云々、なほ他、卷等にも見えたり、既く一卷なる、奠器、圓、隣、之、云々の歌に、具、注、せりき、照、見、て、考、べし、さて著は、借、字、齋、を、云、るべし、七、卷、三十七丁に、木綿懸而祭、三諸乃神佐備而、十九、三十五丁に、春日野爾伊都久三諸、乃、な、と見えたるを合考て、其、意、なるをささるべし、かくて齋、と、ツ、ク、と云るは、神功皇后、紀に、撞、賢、木、殿、之、御、魂、云々、撞は借、字、齋、賢、木、なり、古事記雄略天皇條、歌に、美、母、呂、爾、都、久、夜、多、麻、加、伎、都、岐、阿、麻、斯、云々、これも都久は築には非ず、齋哉、玉垣、齋、餘、の、意、なり、なほある是なり、伊都久と云は、もと齋に忌の加はりたる言にて、忌齋なり、神祇に敬て奉仕るを云より出たるなり、朝廷に敬て奉仕るを顯齋と云を思合べし、さるは神祇には忌ことを主とする故、忌齋と云、朝廷には、顯なる方につきて顯齋と云り、されば都久と云が本なることを思べし、伊都久の伊を畧きたるものには非ず、かくてこの鹿脊山に齋奉りけむは、何の神にか考、知ねど、思ふに、三輪の大物主、命なるべし、さるは此、大神は、天皇の近き守護神にて、大和にてことに崇奉り齋奉れる神にあれば、久邇に都遷したまへる時も遷し奉りて、この鹿背山、上に御室を仕、奉り、齋奉りたまへるならむとと思はる、○荒木田氏、説に、三諸は、糟、交、の、酒、の、名、ミ、は、酒の實を云、モ、ロ、は、も、ろ、く、と濁れるを云なり、ツ、ク、は、輕く添たる言か、又は造るか、さて鹿背山にかゝれるは、食、稻、の、意、ケ、と、カ、と通音、シ、テ、反、セ、なり、三輪山にかゝるは、實、湧、の、意、酒、の、實の湧なりと云り、いかゝあらむ、○在、果、石、は、在、之、欲、にて、在、ま、く、ほ、し、き、と云ひが如し、見、ま、く、ほ、し、き、を、見、之、欲、といふが如し、さて、果、字、は、カ、ウ、の、音、を、カ、ホ、に、轉、借、た、る、な、り、三、卷、に、見、果、石、また集中に、果、鳥、な、と書り、○荒、樂、苦、惜、喪、喪、字、舊、本、に、は、哭、と作り、それも集中に例あれど、今

か都と定むべきと問せられたるに、恭仁、京の便宜を陳る者難波、京の便宜を陳る者よりは、六位已下の者には差多く、同戊辰に市人の志を問せられたるに、市人皆願以恭仁、京爲都、但有願難波者一人、願平城者一人、と見えれば、民間の者は、多くは此、久邇、京に定めさせ賜はむ事を願へるなり。○在吉跡、吾者雖念は、在、字は、住の誤にて、ス、ヨ、トなるべし、末に在、果石住吉里、乃とあればなり、と或説に云るそよき、源氏物語句宮に、院の内を心につけて、住よく在よく思ふべくとのみ、わざとがましき御あつかひぐさに、おはされ賜へり、云々とあるも、此、歌によりて、住よく在よくとかけりとおほゆ、さて此處に在經て住まほしく云もし思ひもす者の自我は思へどもとなり、かく世、人も自我も、此處に在經て住まほしく云もし思ひもすれど、つひに此、都を遷すに定めさせ賜ひぬれば、せむ方なしとの意なり。○波之異耶之、下之、字、舊本に无は脱たるなり、今は古寫小本拾穂本等に從つ、此、一句は、次、句を隔て、鹿脊山と云へかゝれるか、はた此下に、今二句許もありつらむが、落たるにもあらむかとも思へど、さにはあらじ。○三諸著、三字、活字本に天と作るは誤なり、は、契沖、三諸は神社なり、鹿脊山の神のため、に、みもろを築けるなるべしと云り、本居氏、説に、或人三諸は、生緒、字の誤なるべしと云り、著は繫、字の誤にて、らみをかくならむ、生緒は借、字にて、續字を繫る持とつけたるなりと云り、上にも續麻繫、云鹿脊之山とよめれば、此、説も面白けれども、なほ本のまゝなるそ穩なる、七、卷に、三諸就三輪山、云々とよめり、さて三諸は、借、字、御室にて、神と安置奉る御室のことなり、三、卷、四十六丁に、吾屋戸爾御諸乎立而枕邊、齊、戸、平居、云々、なほ他、卷等にも見えたり、既く一卷なる、奠器、圓、隣、之、云々の歌に、具、注、せりき、照、見、て、考、べし、さて著は、借、字、齋、を、云、るべし、七、卷、三十七丁に、木綿懸而祭、三諸乃神佐備而、十九、三十五丁に、春日野爾伊都久三諸、乃、な、と見えたるを合考て、其、意、なるをささるべし、かくて齋、と、ツ、ク、と云るは、神功皇后、紀に、撞、賢、木、殿、之、御、魂、云々、撞は借、字、齋、賢、木、なり、古事記雄略天皇條、歌に、美、母、呂、爾、都、久、夜、多、麻、加、伎、都、岐、阿、麻、斯、云々、これも都久は築には非ず、齋哉、玉垣、齋、餘、の、意、なり、なほある是なり、伊都久と云は、もと齋に忌の加はりたる言にて、忌齋なり、神祇に敬て奉仕るを云より出たるなり、朝廷に敬て奉仕るを顯齋と云を思合べし、さるは神祇には忌ことを主とする故、忌齋と云、朝廷には、顯なる方につきて顯齋と云り、されば都久と云が本なることを思べし、伊都久の伊を畧きたるものには非ず、かくてこの鹿脊山に齋奉りけむは、何の神にか考、知ねど、思ふに、三輪の大物主、命なるべし、さるは此、大神は、天皇の近き守護神にて、大和にてことに崇奉り齋奉れる神にあれば、久邇に都遷したまへる時も遷し奉りて、この鹿背山、上に御室を仕、奉り、齋奉りたまへるならむとと思はる、○荒木田氏、説に、三諸は、糟、交、の、酒、の、名、ミ、は、酒の實を云、モ、ロ、は、も、ろ、く、と濁れるを云なり、ツ、ク、は、輕く添たる言か、又は造るか、さて鹿背山にかゝれるは、食、稻、の、意、ケ、と、カ、と通音、シ、テ、反、セ、なり、三輪山にかゝるは、實、湧、の、意、酒、の、實の湧なりと云り、いかゝあらむ、○在、果、石、は、在、之、欲、にて、在、ま、く、ほ、し、き、と云ひが如し、見、ま、く、ほ、し、き、を、見、之、欲、といふが如し、さて、果、字、は、カ、ウ、の、音、を、カ、ホ、に、轉、借、た、る、な、り、三、卷、に、見、果、石、また集中に、果、鳥、な、と書り、○荒、樂、苦、惜、喪、喪、字、舊、本、に、は、哭、と作り、それも集中に例あれど、今

は異本拾穂本等に從つは、樂苦は留の延たるなり、喪は歎息、辭なり、荒行事の嗚呼さても悲しく惜やとなり、抑平城京の荒墟とならむ事は、悲傷しき事なれども、かしこき大御心より出たる事なれば、せむすべなくて、つひに久邇に都うつされしかば、平城京の荒行ことを、かく惜みいたく歎きたる意を、初長短六首、歌にいひのべ、さてその次に、久邇、新京を讚美へたる意を、長短九首、歌にいひ舉たり、かくて又しも、程なく新京を遷し賜はむの、御あらましありて、六位已下民間に至るまで、に遷都の便否を問せ賜ひたるに、賤しき者は多くは、此、久邇に都定めさせ賜はむ事を願たるよし、志情を陳聞え、はた新京の造營いまだ成畢ざるに、遷都ありては、いかに百姓の勞費いみしからむ、といはしくおもふより、かへすくも、百代爾母不可易大宮處、どうたひあげて、此、久邇、京に定めさせ賜はむ事を願へる民情に方人したるに、つひにそのかひなくて、程なく今年二月に、難波に都せさせ給へれば、せむかたなく、久邇、京は荒墟となれ、ば、在よしと願ひたる民情にもかなはず、住よしと思ひし吾素志にもたがひて、いとも悲しく傷ましく歎かしく惜き事と、とおもへる微意より出て、此、長短三首、歌を陳たるにて、皆一人の作なるべし。

反歌二首

二首、二字、三字、舊本に三と作るは誤なり、古寫一本古寫小本等に、二と作るそよき、拾穂本にはなし。

三香原久邇乃京者荒去家里大宮人乃遷去禮者

遷去禮者は、ウ。ツ。ロ。ヒ。ヌ。レ。バ。と訓べし、ウ。ツ。リ。イ。ヌ。レ。バ。と訓はわるし、難波宮所へ遷りぬるを云、○歌、意、かくれたるところなし。

咲花乃色者不易百石城乃大宮人叙立易去流

立易去流は、發往て住處の變りぬる、と云なるべし、○歌、意は、春になりて、咲花の色は有しにかはらず、その花を賞愛むべき大宮人のみと、他處に發往て住處の變りぬれば、昔のまゝにさく花もかひなしとなり、古今集に、奈良帝の御歌、ふるさととなりしならの京にも、色はかはらず、花は咲けり、忠度歌に、さゝなみやしがのみや、こはあれにしを、むかしながらの山櫻かななどあり、思合べし。

難波宮作歌一首并短歌

難波宮は、續紀に、天平十六年二月甲寅、運恭仁、宮、高御座、并大楯、於難波宮、又遣使、取水路、運漕、兵庫、器仗、乙卯、恭仁、宮、百姓情願、遷難波宮者、悉聽之、とある是なり。

安見知之吾大王乃在通名庭乃宮者不知魚取海片就而玉拾濱
邊乎近見朝羽振浪之聲躔夕難丹權合之聲所聆曉之寐覺爾聞
者海石之盤干乃共納渚爾波千鳥妻呼葭部爾波鶴鳴動視人乃
語丹爲者聞人之視卷欲爲御食向味原宮者雖見不飽香聞

在通は、有々て通ひ幸す意なり、かく云るは、天平十六年正月庚戌、任裝束、次第司、爲幸難波宮、也、閏正月乙亥、天皇行幸難波宮、二月甲辰、幸和泉宮、丁未、車駕自和泉宮至、戊午、行幸紫香樂宮。

大上天皇及左大臣橘宿禰諸兄留難波宮焉庚申左大臣宣勅云今以難波宮定爲皇都云々
七月巳巳車駕還難波宮かくて十七年正月巳未朔廢朝乍遷新京云々以造宮室垣牆未成繞
以帷帳云々とある如く天平十七年正月宮室を造らせ給はざりしは度々行幸ありし
なればかく云るなるべし○海片就而は海に片寄附ての意なり十卷(八丁)に山片就而十九
(二十五丁)に谷可多頭伎豆などあるに同じ○濱邊一本に濱徑と作りハマヂと訓べし○朝
羽振は二卷(十八丁)に朝羽振風社依米夕羽振浪社來縁とある處に具云り○浪之聲蹠蹠字
拾穂本には蹠と作り干祿字書に蹠蹠上俗下正とあり浪の音のかしあましく立を云○權
合之聲所聆權を舊本に擲と作るは非なりはカチノトキコユと訓べし權は和名抄に釋名
云在旁擲水曰權擲水中且進擲也字亦作棹漢語抄云加伊と見えたりさて加伊と加運と
はいさゝか異へる物なれど權字は古加運にも用ひけむなるべしかくて船のつくへかけ
たる權のつくにすれ合て音するものなれば此には其義を得て權合之聲とは書るならむ
(略解に合字は衍ならむと云るはくはしく考へざりしなり)○海石之は海近三の誤なりと
本居氏の云るを宜しき略解に石は原の誤れるにてウナハラノか又は若の誤にてワタツ
ミノならむかど云るは叶ひがたし○盃干乃共干字舊本に干と作るは誤なり今は古寫小
本拾穂本等に從つは潮涸と共にの意なり其の言は二卷に委云り○酒渚爾波(酒字舊本に
納異本に酒に作るは誤なり今は一本に從つ)爾波は他所にむかへていふ詞なり次の霞部
爾波も同じ○視人之云々其風趣の最好を見て其人の語り繼ば其を聞人は見たく思ふ

よしなり廿卷(五十丁)險族歌にも美流比等乃可多里都懸豆伎久比等能可我見爾世武乎
とあり○御食向は枕詞なり○味原宮は上卷
景のおもしろくて見れども見れども嗚呼さても不足事哉となり
反歌二首
二首二字拾穂本にはなし

有通難波乃宮者海近見漁童女等者乘船所見

盃干者葦邊爾蹠白鶴乃妻呼音者宮毛動響二

漁字拾穂本には海と作り○歌意かくれたるところなし
蹠字異本拾穂本等には蹠類聚抄には蹠と作り○白鶴シラタツとよめる例なければ姑他
例によりてアシタツと訓つ猶考べし○歌意は潮干になれば葦原に來りて嗚さわく鶴の
妻呼音は宮内も動々に響き聞えてせもしろしとなり
過敏馬浦時作歌一首并短歌

敏馬二字舊本に驚と一字に作るは誤なり今は類聚抄古寫一本拾穂本等に從つ
八千梓之神之御世自百船之泊停跡八島國百船純乃定而師三
犬女乃浦者朝風爾浦浪左和寸夕浪爾玉藻者來依白沙清濱部
者去還雖見不飽諾石社見人每爾語嗣俣家良思吉百世歷而所
俣將往清白濱

八千梓之神(梓字拾穗本には銚と作り)はすなはち大穴牟遲命更御名なりさて上に云る如く、此神少名毘古那命と相並ばして天下を經營め給へれば遠き神代をば此神にかけて云るなり十卷(二十五丁)七夕歌に八千矛神自御世云々、また十八(二十五丁)に於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲理云々とも見えたり○百船純は此上に出たり○白沙(拾穗本には白砂と作り)十一に白細砂三津之黄土色出而不云耳我戀樂者とあり○諾石社云々此上に見えたりさて社と云て良思吉と結めたるは既く一卷なる天智天皇三山御歌に例ありて彼處に具注せり○所傳將往は見ぬ人に語繼ば其を聞人に戀しく思はれ慕はれ行むとなり○清白濱は濱名に非ず白砂敷はへて清き濱のよしなり○歌意は神代より百船の泊るよき泊と定めたる敏馬の浦の風趣は行かへり行還り幾回見れども飽ず此風色をおもしろみして見る人ごとく未見ぬ人にかたりつたへて聞人の慕ひ來にけるはげにもことわりにてこそありけれとなり

反歌二首

二首、二字拾穗本にはなし

眞十鏡見宿女乃浦者百船過而可往船濱亡國

眞十鏡は枕詞なり見の一言にのみかゝれり○百船は百の船人のと云が如し○亡字舊本に七と作るは誤なり今は古寫小本に従つ○歌意は敏馬の浦の佳景の見るにあかずおもしろさにつきて是をむなししく外目に見すて、他所に漕過て行べき濱にてはあらぬこと

なれば百の船人も誰かは心を留めずあるべきとなり上にも大崎云々百船純毛過亦云莫國とよめるに同じ

濱清浦愛見神世自千船湊大和太乃濱

大和太乃濱は土左日記に二月六日落標のもとより出て難波の津をきて河尻にいる云々九日心もとなきにあけぬから舟を引つゝのぼれども川の水なければるざりにのみそるざるこのあひだに和田の泊のあかれのところといふ所ありとあり和田の泊は攝津國西成郡にて今大和田といへば此處なるべしといへり夫木集廿五に大和田の浦わに今宵舟とめて清き濱邊の月をいざ見むとあり大和太と名に負せたる故は一卷に志賀能大和太とよめるに同じく大曲にて入曲りたる浦なるべし大は其地の廣く大なるよりいふなるべし神武天皇紀に曲浦とも見ゆ○歌意は濱清く浦がうつくしき故に其を賞て神代の昔より千船の泊とよむる此敏馬の大曲の濱ととなり

〔右二十一首田邊福麿之歌集中出也〕

福麿は傳未詳ならず契沖福麻呂は續紀云天平十一年四月正六位上田邊史難波授外從五位下此難波が子なごにもや有けむ天平廿年橘左大臣の使として家持越中守たるが許へつかはされければ左大臣の家禮なるべしと云り此人の歌集九卷にも見え十八には此人の歌も載たり○此卷養老七年夏より神龜年中次に天平十六年春までのを擧たり

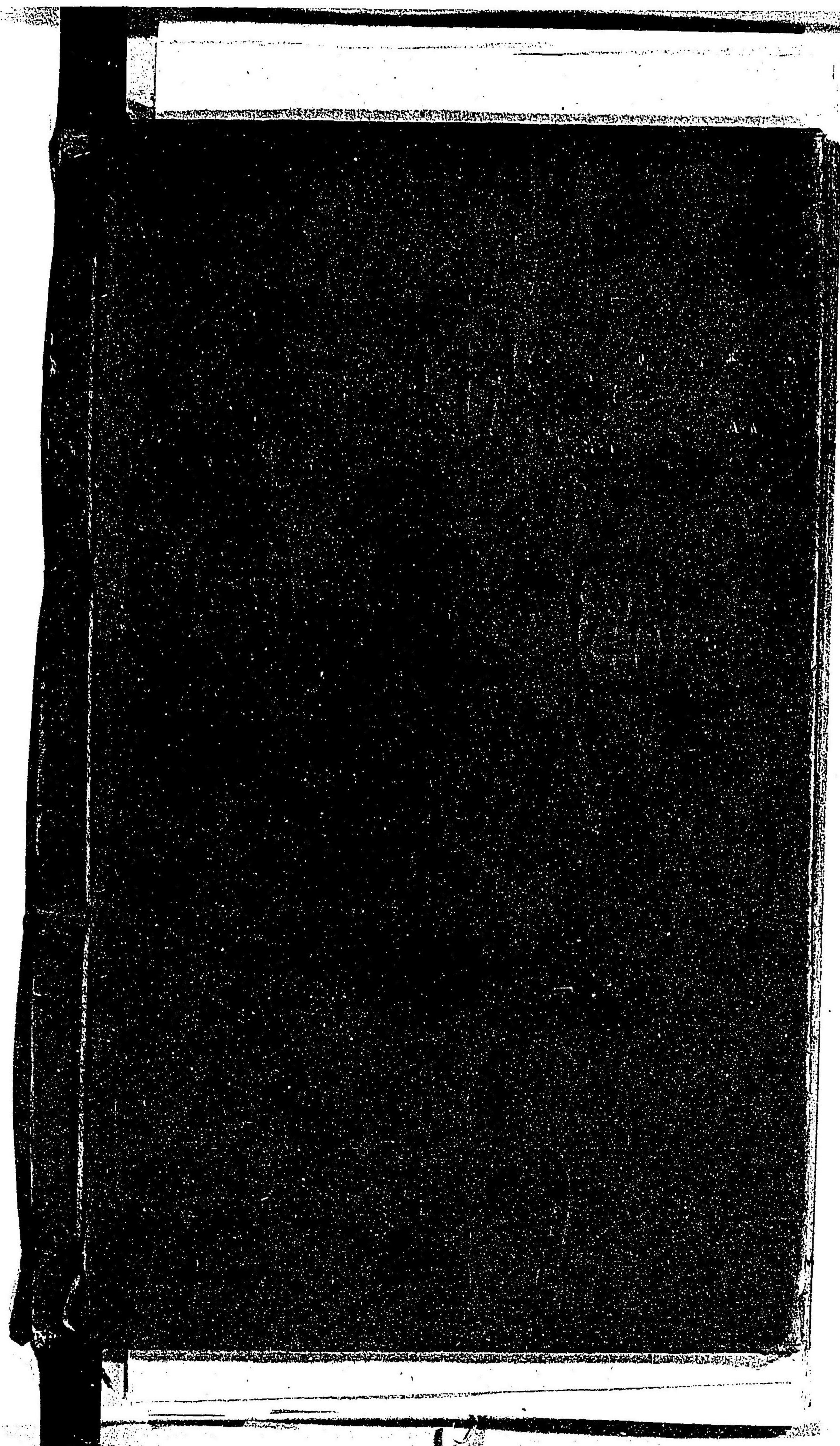
萬葉集卷第六

115
22

六の下拾穂本には終字あり

萬葉集古義六卷之下終

124
37
113



萬葉集古義

卷六

